

上尾市こども計画

こども・若者とその家族が自分らしく輝けるまちづくり

令和7年度～令和11年度

(案)



令和6年12月時点

上尾市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 こどもまんなか社会の実現に向けて	5
3 計画の位置づけと対象	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制	9
第2章 上尾市の現状.....	13
1 人口と世帯の状況.....	13
2 婚姻・出産等の状況	18
3 就業の状況.....	21
4 教育・保育事業の状況	23
5 主な子育て支援サービスの状況.....	26
6 児童・生徒の状況.....	29
7 経済的支援の状況	31
8 アンケート調査結果について	34
9 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗評価.....	51
10 子どもの貧困対策計画の進捗評価	53
11 関係団体等ヒアリング	55
12 本市の現状からみた主な課題.....	63
第3章 計画の基本的な考え方.....	67
1 基本理念	67
2 計画の基本目標	68
3 施策の体系.....	69
第4章 施策の展開.....	73
基本目標1 妊娠前から幼児期における支援体制の充実	73
1 親と子の健康づくりに向けた支援.....	73
2 教育・保育事業の推進	77
3 地域における子育て支援の充実.....	80
基本目標2 学童期・思春期・青年期における支援体制の充実.....	82
1 こどもの心身の健康づくり	82
2 こどもの学び	84
3 こどもの居場所・体験機会の提供	87
4 学校・家庭・地域の連携の推進	90
5 青年期の支援	92

基本目標3 こども・子育てを応援する環境づくり	94
1 仕事と子育ての調和の推進	94
2 子育てしやすい環境の整備	96
3 社会全体での後押し	99
基本目標4 様々な支援が必要なこども等の支援体制の充実	101
1 障害のあるこども及び家庭への支援の充実	101
2 自立が必要な家庭等への支援	103
3 生きづらさを抱えるこども等の支援	106
4 外国人市民の家庭や外国につながるこどもへの支援	109
5 地域連携支援	110
第5章 量の見込みと確保方策	113
1 教育・保育提供区域の設定	113
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策等	118
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等	126
第6章 こども施策を推進するために必要な事項	139
1 こども・若者の社会参画・意見反映	139
2 「こどもまんなか」の実現に向けたデータ等を活用した施策の推進	139
3 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	139
4 協働による計画の推進	140
5 計画の進行管理	140
資料編	143
1 策定の経過	143
2 上尾市子ども・子育て会議条例	144
3 上尾市子ども・子育て会議委員名簿	146
4 上尾市子ども憲章	147
5 用語解説	148

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国のことども・子育て政策については、保育環境の整備や幼児教育・保育及び高等教育の無償化などの取組が進められ、政策領域の拡充や安定財源の確保に伴い、一定の成果をあげてきました。

しかし、近年、ことども・若者を取り巻く状況は、ことどもの貧困、児童虐待やいじめ、不登校、ことどもの自殺など多岐にわたっており、様々な背景、要因により深刻化、複合化しています。また、若い世代においては、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況などにより、結婚や子育てに希望を見出しづらい状況になっています。

このような困難な状況に置かれたことども・若者を含め、全てのことども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会が求められています。

そのため、国において令和5年4月、全てのことどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「ことども基本法」が施行されました。同年12月、ことども基本法に基づくことども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（ことどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正）に基づく3つのことどもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる解消や「ことどもまんなか社会」の実現を目指すべく「ことども大綱」が策定されました。

本市では、これまでにことどもたちの健全な成長と発達の支援や子育て環境の整備、教育環境の改善、地域社会との連携強化を図るため、「上尾市次世代育成支援行動計画」を平成17年に策定し、上尾市全体で子育て家庭を支える環境づくりや次世代を担うことどもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進してきました。

その後、先の計画を継承しつつ、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため子ども・子育て支援法等に基づき、平成27年3月に「上尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定したほか、すべてのことどもが、生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持ち、豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育む環境をつくることを目的に、令和3年3月に「上尾市子どもの貧困対策計画」を策定しました。

ことども・子育て支援の推進にあたっては、平成26年に「子ども未来部」を創設し、府内横断的にことども・子育て施策を推進してきました。令和5年4月には子ども・子育て支援複合施設「AGECOCO(あげここ)」を開設するなど、他市に先駆けた様々な取組を行うことで、年少人口が転入超過するなど、子育て世帯に選ばれるまちとなってきました。

本市では、これまで取り組んできた「上尾市子ども・子育て支援事業計画」や「上尾市子どもの貧困対策計画」の方向性を引き継ぎつつ、「ことども基本法」及び「ことども大綱」に基づいた各種施策の実施や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力に推進していくため、ことども・子育て支援をはじめ少子化対策やことどもの貧困対策、ことども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「上尾市ことども計画」を策定します。

【こども・若者支援を取り巻く主な法令等】

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 (平成15年9月1日施行) 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 (平成17年4月1日施行)	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る(対象:0歳~18歳) ※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)
子ども・若者育成支援推進法 (平成22年4月1日施行) 子供・若者育成支援推進大綱 「子ども・若者ビジョン」を策定	全ての子ども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指す(対象:0歳~39歳)
子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成26年1月17日施行) 「子供の貧困対策に関する大綱」を策定 令和6年6月「子どもの貧困解消対策の推進に関する法律」に改定	貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられること、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする
子ども・子育て支援法 (平成27年4月1日施行)	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実 (対象:0歳~18歳)

○令和5年4月に「こども家庭庁」が発足。

○こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行。

こども基本法

令和5年4月1日施行 こどもの状況、環境等にかかわらず、権利が守られる社会の実現

こども施策に関する大綱(こども大綱)【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」・「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

2 こどもまんなか社会の実現に向けて

(1) こどもまんなか社会を見据えた計画の策定

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市では、この「こどもまんなか」の趣旨に共感・賛同するとともに、その取組を応援する「こどもまんなか応援センター」になることを令和5年7月21日に宣言しました。

全ての人がこどもや子育て中の人々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする「こどもまんなかアクション」を推進するためにも、こども大綱を勘案した計画を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

【こどもまんなか社会】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び
子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格
形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やか
に成長することができ、心身の状況、置かれている環境
等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身
体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェ
ルビーイング)で生活を送ることができる社会



(2) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置づけます。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(3)こども施策に関する重要事項

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、妊娠前や妊娠期から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること」を方針に掲げており、全てのライフステージに共通する事項として以下に挙げる施策に取り組むこととされていることから、本計画においてもそれらを勘案し内容を盛り込みます。

【こども施策に関する重要事項】（こども大綱からの抜粋）

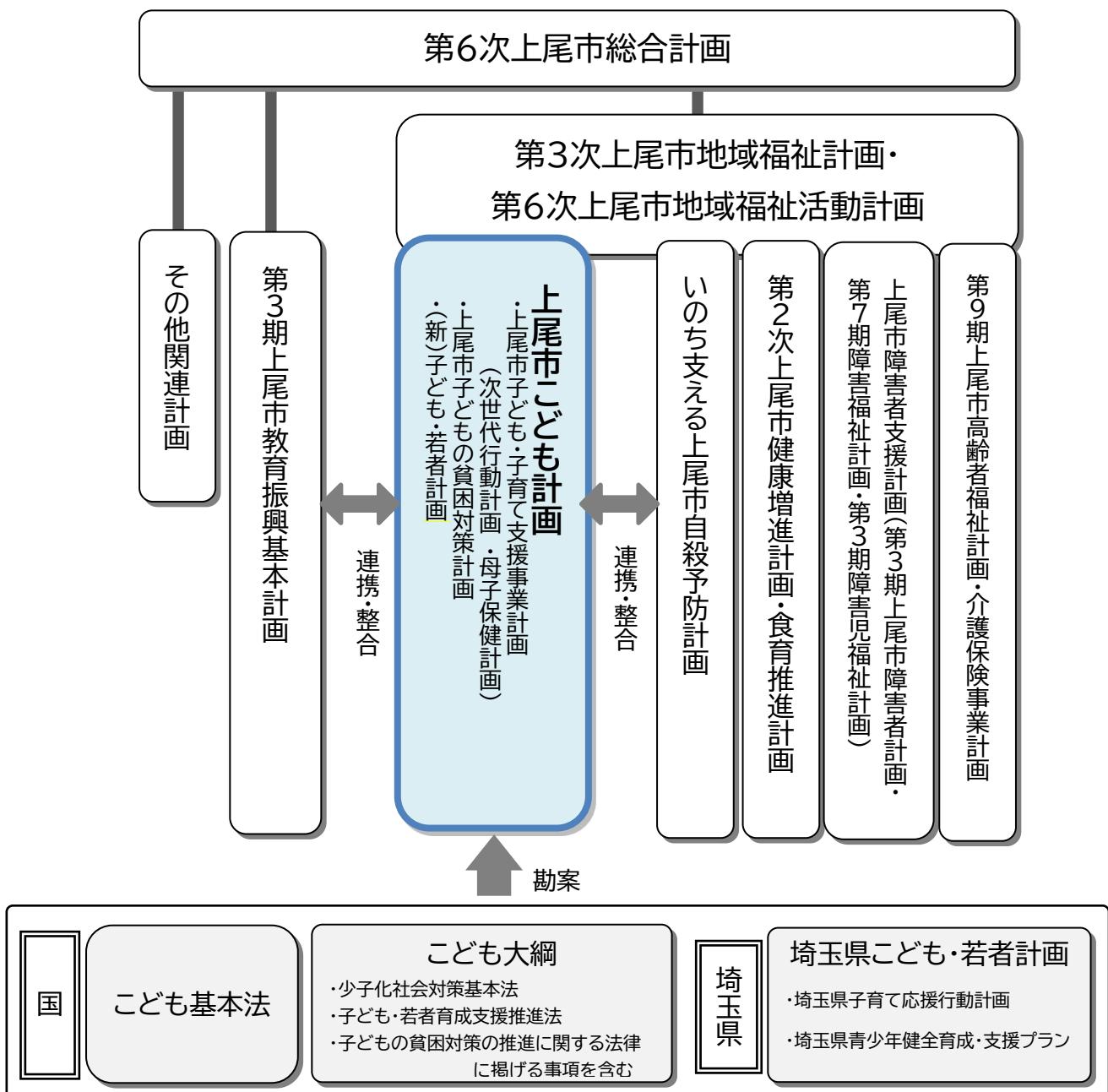
重要事項	内容						
ライフステージを通した重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・子どもの貧困対策 ・障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 						
ライフステージ別の重要事項	<table border="1"> <tr> <td>こどもの誕生前から幼児期まで</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実 </td></tr> <tr> <td>学童期・思春期</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援 </td></tr> <tr> <td>青年期</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 </td></tr> </table>	こどもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実 	学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援 	青年期	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
こどもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実 						
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援 						
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 						
子育て当事者への支援に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・地域子育て支援、家庭教育支援 ・共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ・ひとり親家庭への支援 						

3 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

本計画は、現行計画である子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「上尾市子ども・子育て支援事業計画」とそこに含まれる、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」並びに母子の健康づくりに係る「母子保健計画」のほか、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づく「上尾市子どもの貧困対策計画」、子ども大綱が掲げる事項である子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体のものとした計画です。

計画策定に当たっては、本市の最上位計画である「第6次上尾市総合計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画」、「第3期上尾市教育振興基本計画」、そのほか子ども・子育て施策に関する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



さらに、本計画は、SDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、市の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標を踏まえて、取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター

(2) 計画の対象

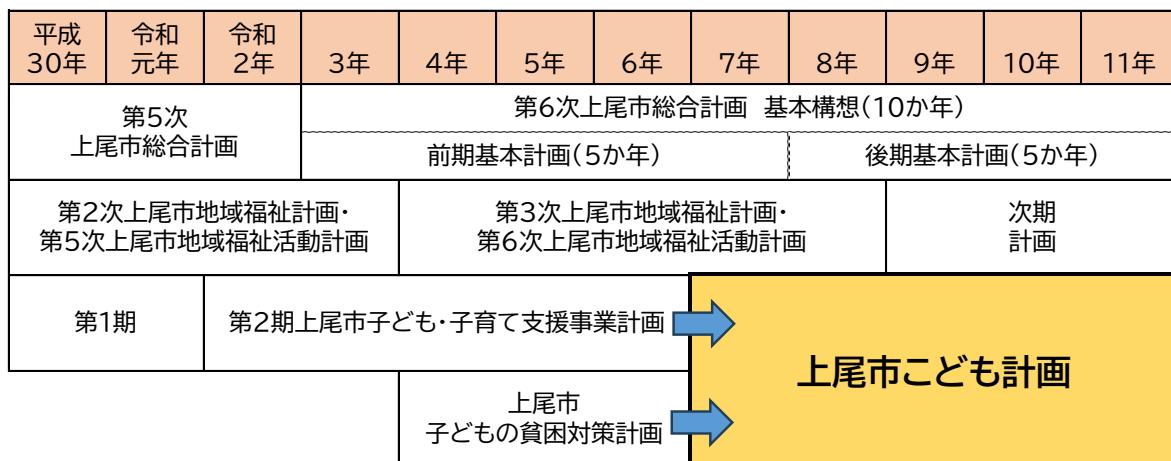
本計画は、本市に住む全てのこども、若者、妊産婦、子育て当事者を対象とします。

行政をはじめ、地域や地域で活動している組織・団体等の支援により、計画の対象となる全ての市民がそれぞれのライフステージにおいて幸せな暮らしの実現を目指します。なお、「こども」は特定の年齢にあるものと定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」全てと定め、その支援が特定の年齢によって途切れることがないようにします。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。



5 計画の策定体制

上尾市子ども・子育て会議の開催、アンケート調査の実施及びパブリックコメントの実施など、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

(1)上尾市子ども・子育て会議の開催

自治体におけるこども施策の適正かつ円滑な実施においては、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、かつ、こども計画策定においては、その必要性や地域の課題認識を共有化し、その解決のための施策を議論し、施策の実施に関わっていくことが求められます。

こうしたことを踏まえて、本市では計画の策定にあたり、学識経験者、教育・保育関係者、保護者から構成する「上尾市子ども・子育て会議」において、計画内容について検討を行いました。

(2)アンケート調査・ヒアリング調査の実施

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「上尾市こども計画」の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見や、小学生・中学生・高校生・若者の生活実態、将来について、要望・意見などを把握することを目的に、令和5年11月に上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

本市の現状と課題を分析・整理するにあたって、こどもや子育て、若者に関する関係団体等を対象に令和6年7月～8月にヒアリング調査を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組むとともに、こどもにも分かりやすいパンフレットを作成し、こどもからの意見の収集にも取り組みました。

第2章

上尾市の現状

第2章 上尾市の現状

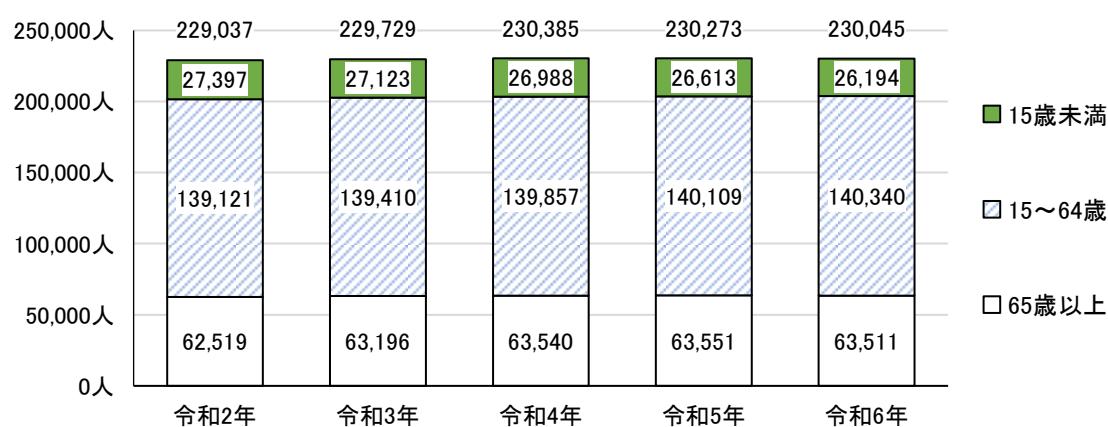
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、令和4年を境に微減しており、令和6年では230,045人となっています。

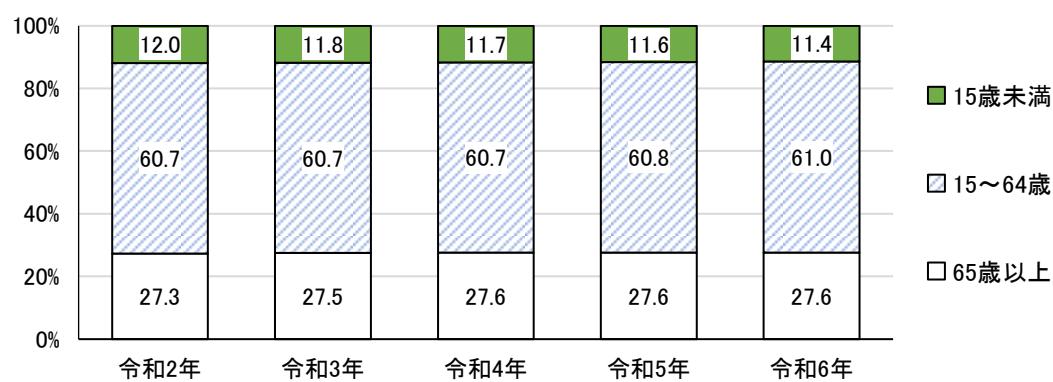
年齢3区分別の人口は、65歳以上の高齢者人口が横ばいで推移しているのに対し、15歳未満の年少人口は減少、15～64歳の生産年齢人口は増加で推移しています。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移

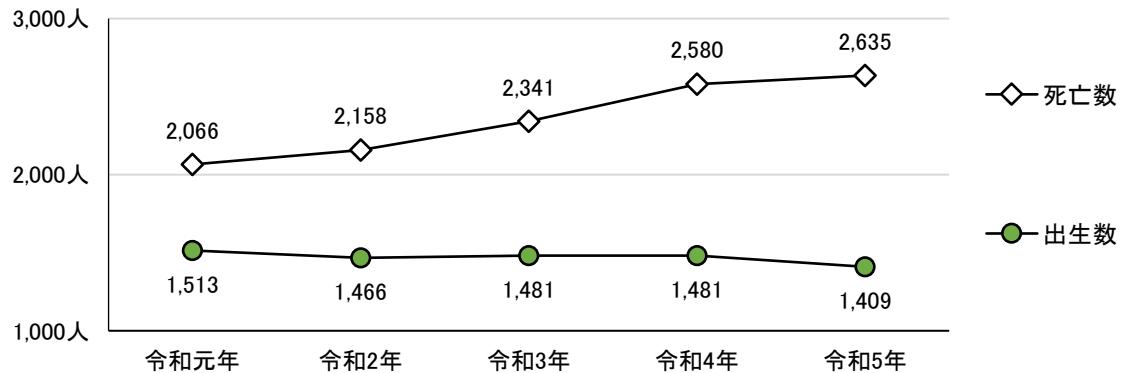


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

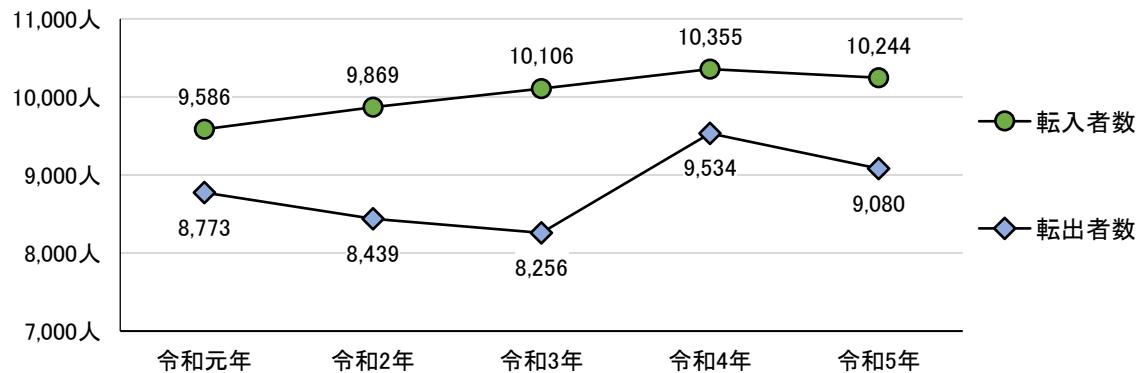


資料：統計あげお

(3)社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を上回る転入超過となって います。

■転入者数及び転出者数の推移

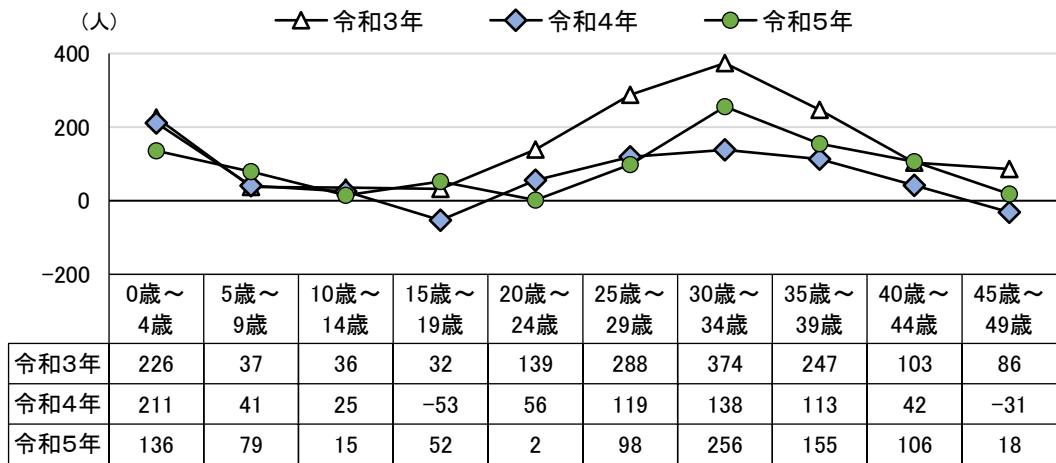


資料：統計あげお

(4)住民基本台帳人口移動

本市の住民基本台帳人口移動では、令和3年から令和5年で転入超過となっており、特に0歳～14歳および25歳～49歳の子育て世代と思われる転入者が多くなっています。

■転入超過の推移



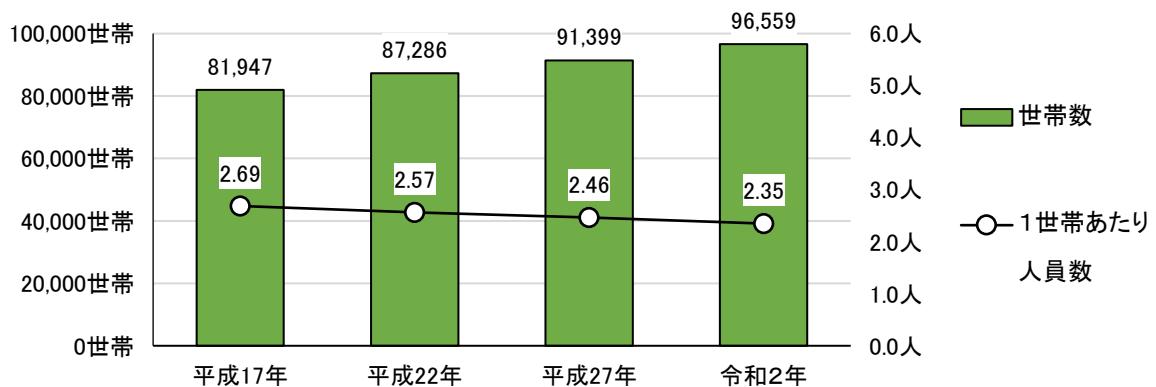
資料：住民基本台帳移動報告

(5)世帯数

本市の世帯数は増加しており、令和2年には96,559世帯となっています。

1世帯あたり人員数は減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

(6)世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯が年々増加しており、令和2年には約3割となっています。その一方で、三世代世帯の減少幅は大きくなっています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

(単位:世帯)

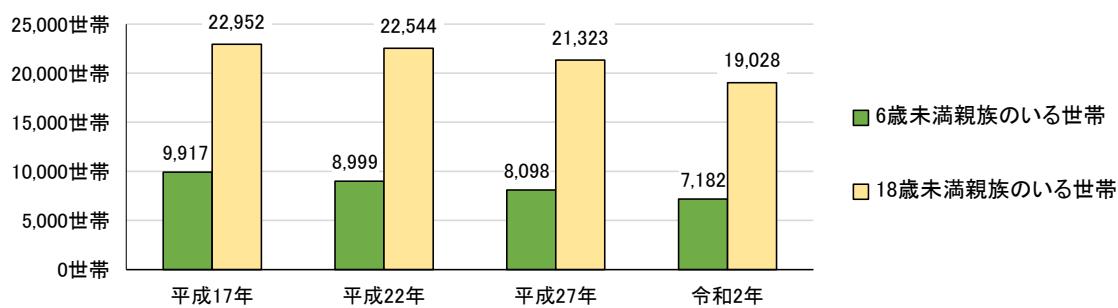
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	17,796	21,467	25,453	29,866
核家族世帯	56,755	58,716	59,618	58,454
夫婦のみ	17,180	19,179	20,109	20,628
夫婦と子ども	32,544	31,585	30,895	28,863
男親と子ども	1,234	1,368	1,440	1,483
女親と子ども	5,797	6,584	7,174	7,480
三世代世帯	4,746	4,182	3,508	2,792
その他の世帯	2,300	2,772	2,751	5,235
一般世帯数(合計)	81,597	87,137	91,330	96,347

資料:国勢調査

(7)子どものいる世帯数

18歳未満の子どものいる世帯について、令和2年の国勢調査では、6歳未満の親族のいる世帯は7,182世帯、18歳未満親族のいる世帯は19,028世帯となっており、子どものいる世帯は年々減少している状況です。

■子どものいる世帯数の推移



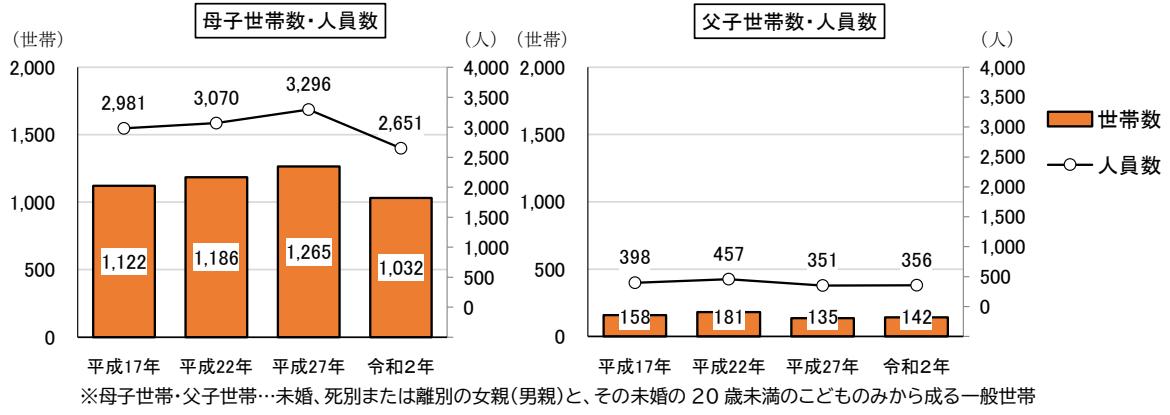
資料:国勢調査

(8)母子世帯・父子世帯

本市の母子世帯数について、平成27年をピークに減少しており、令和2年では1,032世帯となっています。世帯人員数も世帯数と同じ傾向がみられます。

父子世帯数では、平成22年の181世帯をピークに減少傾向にあります。令和2年では142世帯と微増しています。また、世帯人員数も世帯数と同じ傾向がみられます。

■母子世帯及び父子世帯の推移



資料：国勢調査

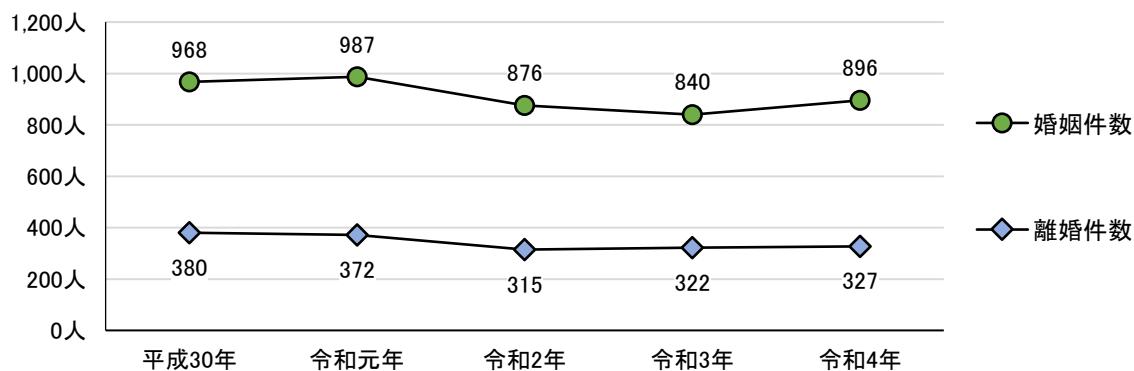
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は、令和元年以降減少傾向がみられましたが、令和4年では896件と盛り返しています。

離婚件数は微増しており、令和4年では327件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



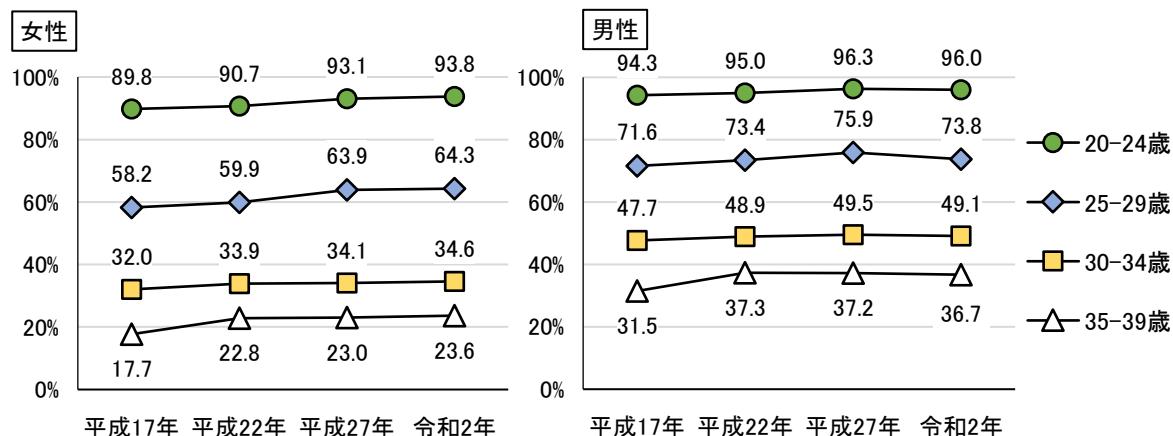
資料：埼玉県人口動態概況

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。また、女性より男性の未婚率が高い傾向がみられます。

女性では、15年間で20～24歳では4.0ポイント上昇、25～29歳では6.1ポイント上昇しています。男性は、女性と比較しても大きな増加・減少の傾向はみられず、横ばいとなっています。

■未婚率の推移



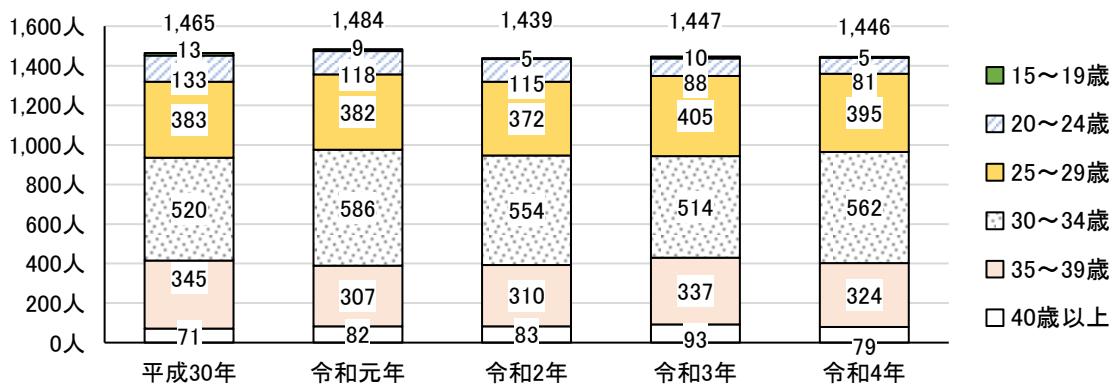
資料：国勢調査

(3)出生数

本市の出生数は、令和元年の1,484人を境に減少傾向がみられており、令和4年は1,446人となっています。

母親の年齢別出生数は、いずれの年においても30～34歳の出生数が最も多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移



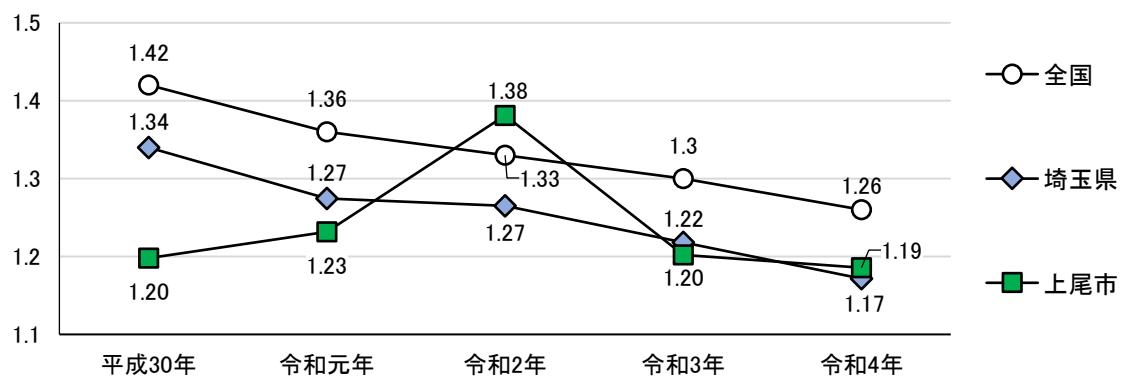
資料:保健統計年報(H30～R3)

合計特殊出生率の年次推移(R4)(年齢不詳は除く)

(4)出生率

本市の合計特殊出生率は、令和4年で1.19となっており、全国の数値は下回っているものの、埼玉県の数値を0.02ポイント上回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料:埼玉県人口動態概況

(5)児童数

本市の18歳未満の児童数は年々減少しており、令和6年では32,303人となっており、令和2年から1,465人減少しています。なかでも0～5歳では、令和6年が9,507人に対し、令和2年が10,077人と570人減少しています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

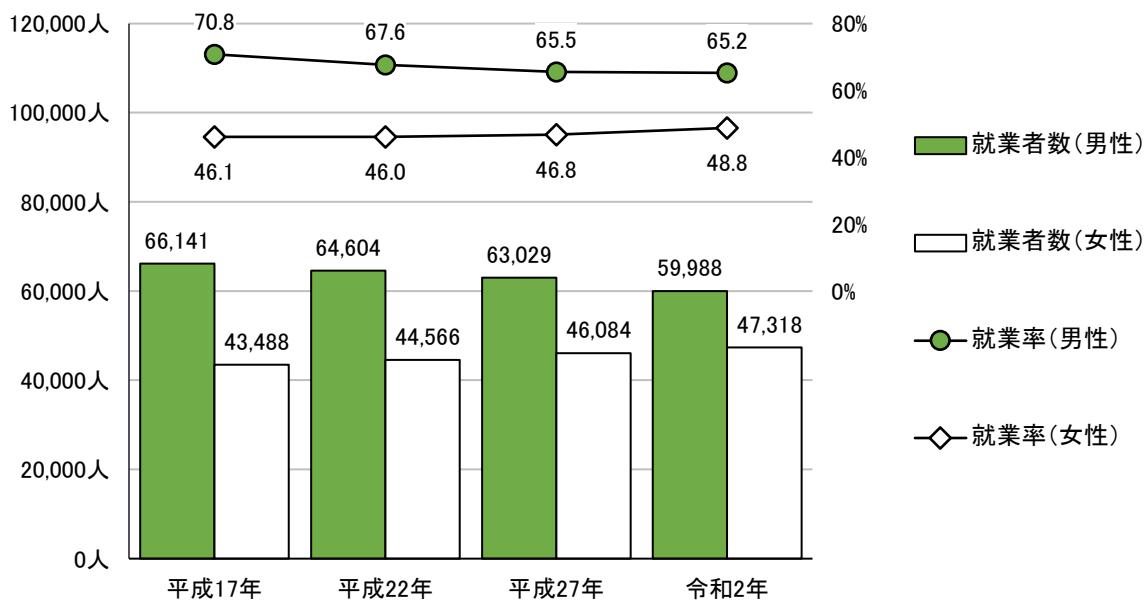
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本市の就業者数では、男性は減少しているのに対し、女性は増加しています。

就業率でも就業者数と同じ傾向が見られます。

■就業者数の推移



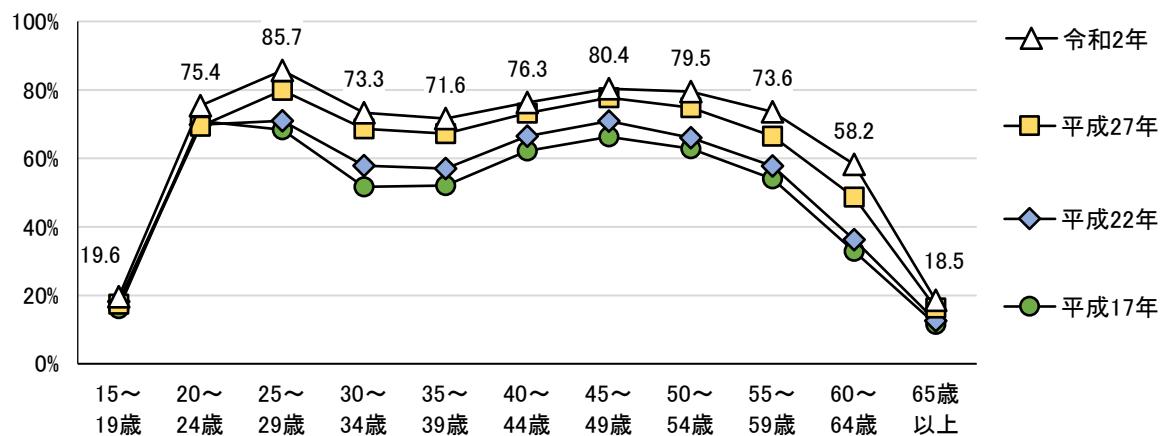
資料：国勢調査

(2)年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が下降傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

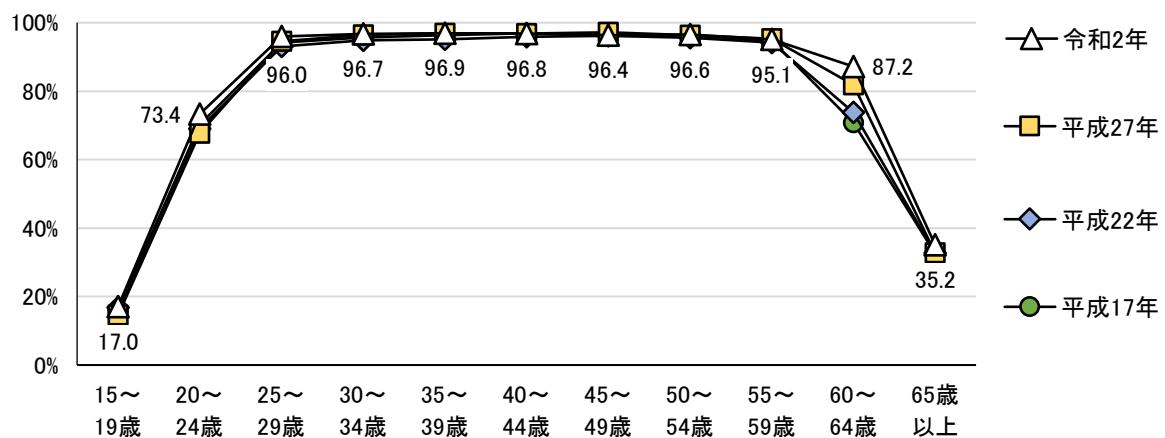
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



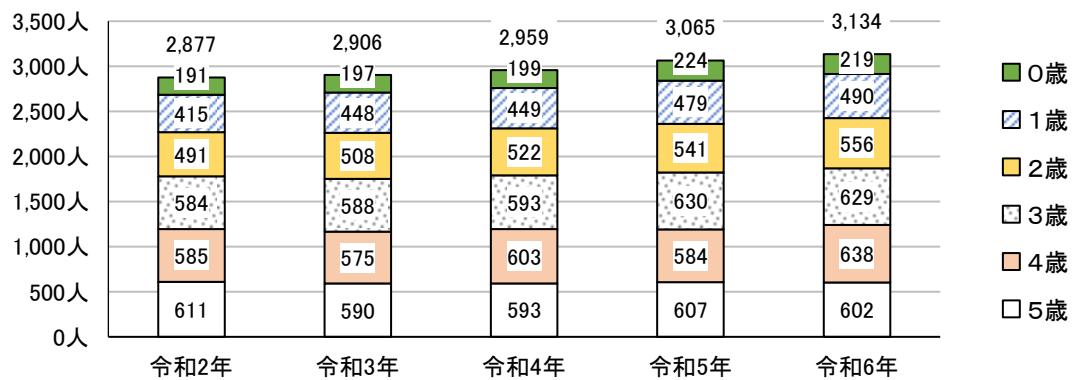
資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 保育所入所児童

本市の保育所の入所児童数は令和6年で3,134人となり、令和5年と比較して69人、令和2年と比較して257人増加しています。

■保育所の入所児童数の推移

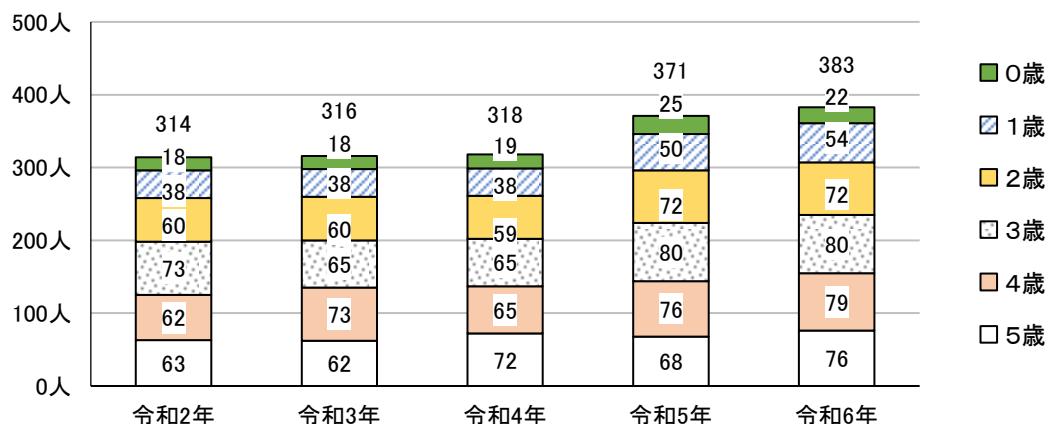


資料:保育課(各年4月1日現在)

(2) 認定こども園入所児童

本市の認定こども園の入所児童数は、令和6年で383人となり、令和5年と比較して12人、令和2年と比較して69人増加しています。

■認定こども園の入所児童数の推移

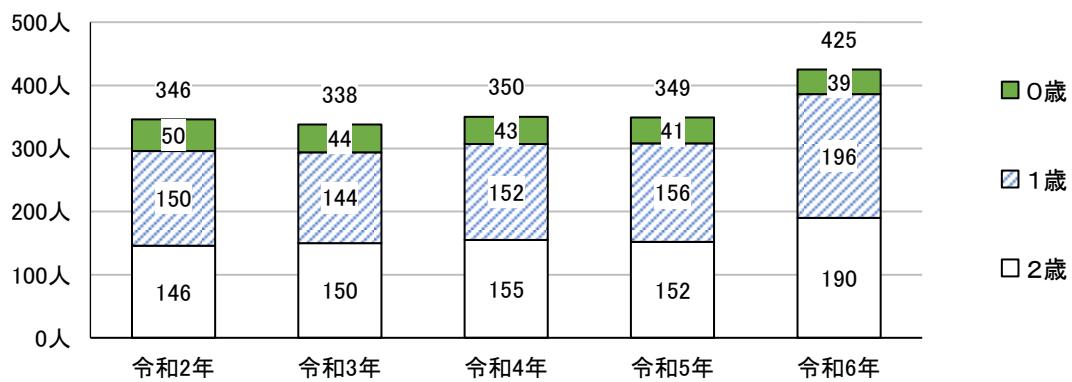


資料:保育課(各年4月1日現在)

(3) 地域型保育事業利用児童

地域型保育事業を利用している児童の数は、令和5年までほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年は425人と令和5年と比較して76人増加しています。

■ 地域型保育事業利用児童数

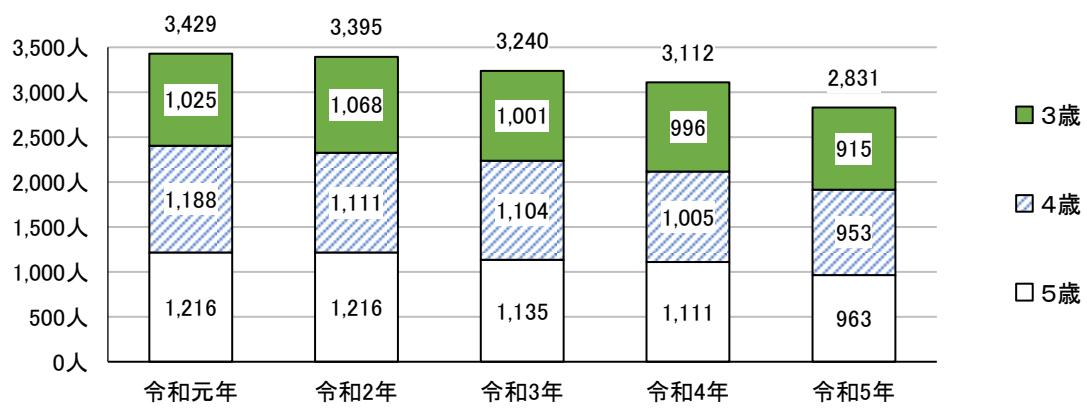


資料：保育課(各年4月1日現在)

(4) 幼稚園在園者

本市の幼稚園の在園者数は、令和元年の3,429人をピークに減少しており、令和5年では2,831人となっています。

■ 私立幼稚園の在園者数



(単位:人)

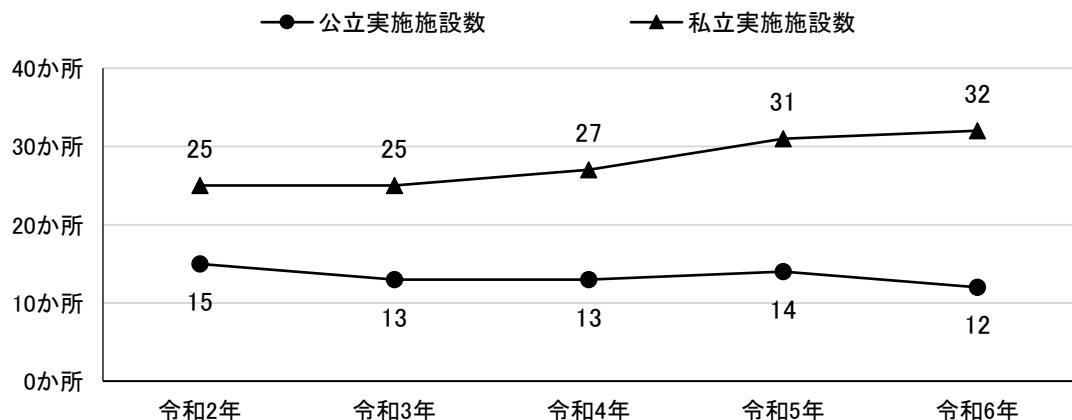
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
定員数		4,895	4,895	4,895	4,895	4,655
在園者数	3歳	1,025	1,068	1,001	996	915
	4歳	1,188	1,111	1,104	1,005	953
	5歳	1,216	1,216	1,135	1,111	963
	合計	3,429	3,395	3,240	3,112	2,831

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

(5) 延長保育事業(時間外保育事業)

保護者の就労形態の多様化に対応し、令和6年4月現在、公立保育所12か所、私立保育園、認定こども園32か所の合計44か所で延長保育事業を行っています。

■延長保育事業実施施設数

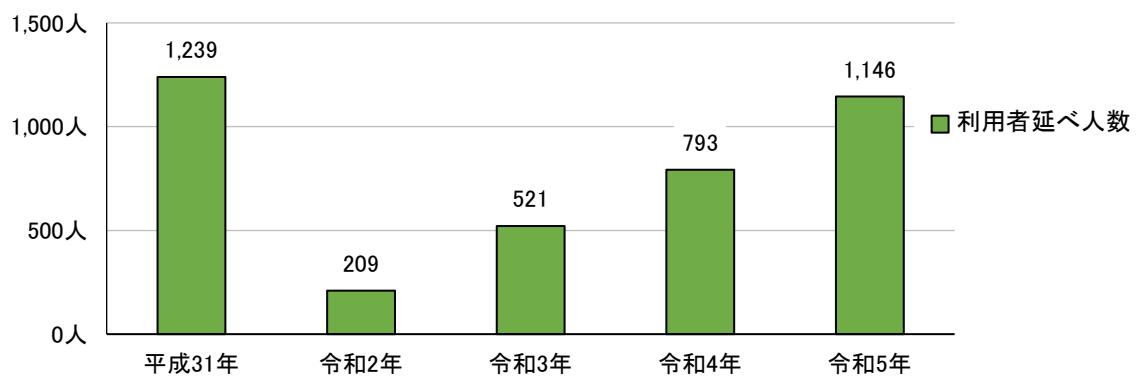


資料：保育課

(6) 病児・病後児保育事業

本市では令和5年4月現在、病院併設で2か所、保育所2か所で病児・病後児保育を行っており、利用者(延べ人数)は令和5年で1,146人となっています。

■病児・病後児保育事業利用者



資料：保育課

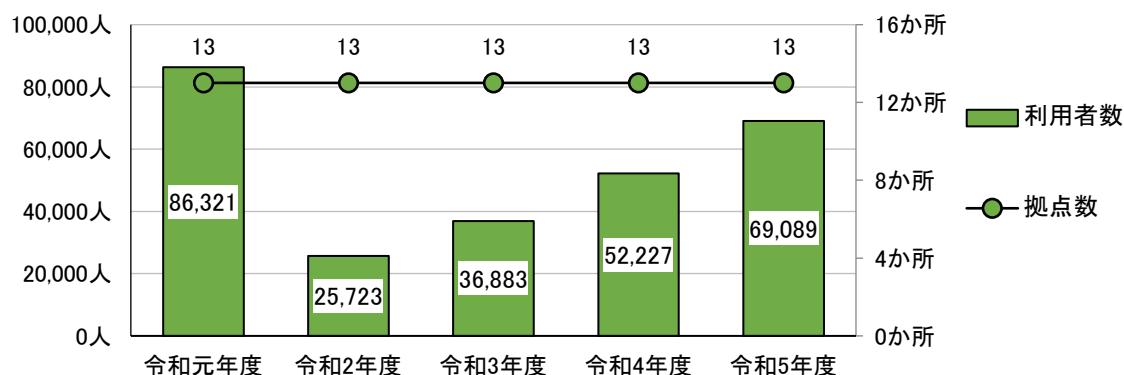
5 主な子育て支援サービスの状況

(1) 地域子育て支援拠点

令和5年4月現在、本市には子育て支援センターをはじめ市内の保育所(園)や認定こども園など13か所に地域子育て支援拠点を設置しており、育児相談や子育てに関するイベントや講座等を行っています。

地域子育て支援拠点の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、令和2年度に大きく減少しましたが、令和3年度以降、年を追うごとに回復傾向がみられます。

■ 地域子育て支援拠点利用者数、拠点数

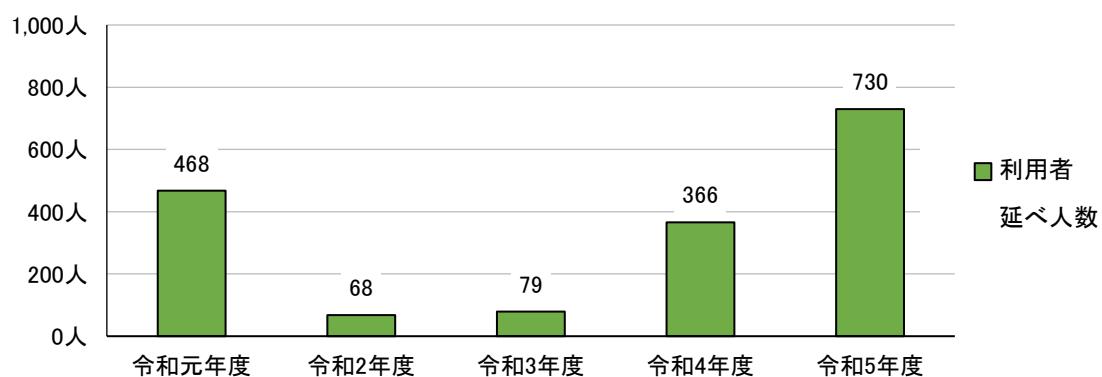


資料：子ども支援課

(2) 子育てサロン

令和6年4月現在、文化センターで、乳幼児と保護者を対象にした交流の場として主任児童委員による子育てサロンを行っており、利用延べ人数は令和5年度で730人となっています。

■ 子育てサロン利用者数

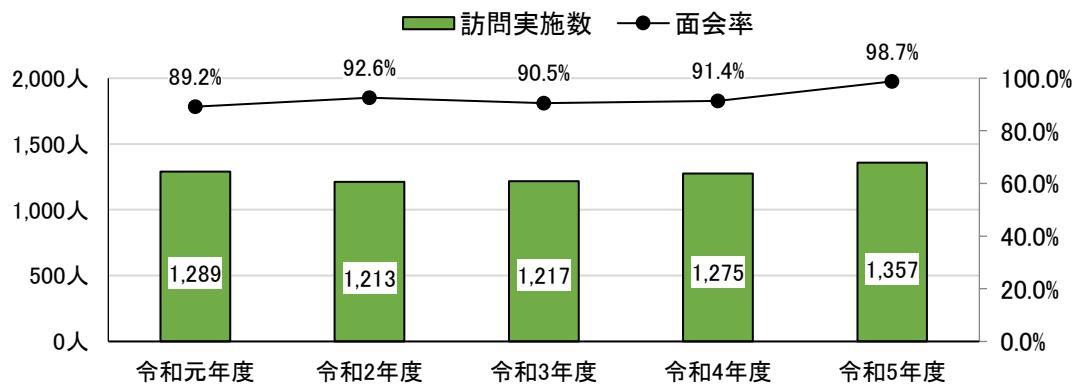


資料：子ども支援課

(3)乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦・新生児訪問)

市内の乳児のいる全ての家庭を対象とした、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)を実施しています。育児に関する様々な悩みや不安を聞くとともに、子育て支援に関する情報を提供することにより、孤立を予防し、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を提供しています。

■乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦・新生児訪問)訪問実施数、面会率



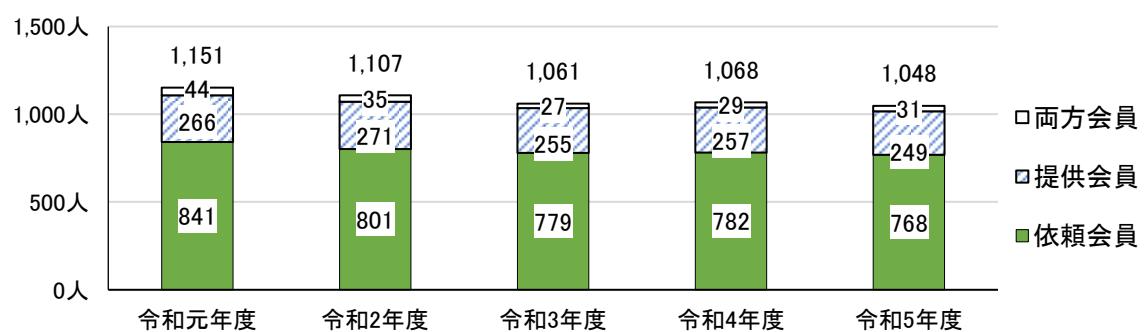
資料:健康増進課

(4)ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(依頼会員)による会員組織で、0歳から小学校6年生までを対象とした会員間の相互援助を行っています。

会員数は、依頼会員、提供会員ともに減少傾向にあります。会員構成は、提供会員より依頼会員が多くなっています。

■ファミリー・サポート・センター事業会員数

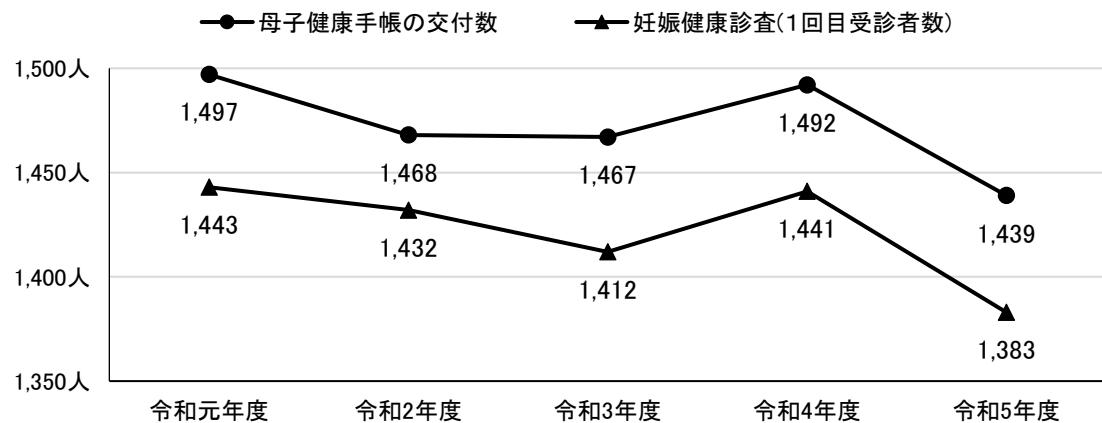


資料:子ども支援課

(5)妊娠中の支援

妊娠中の支援として、各種母子保健事業を実施しており、母子健康手帳の交付数、妊娠健康診査(第1回目受診者数)とともに令和3年度まで減少していましたが、令和4年度は増加に転じたものの、令和5年度では再び減少しています。

■妊娠中の支援(母子手帳交付数、妊娠健康診査受診者数)



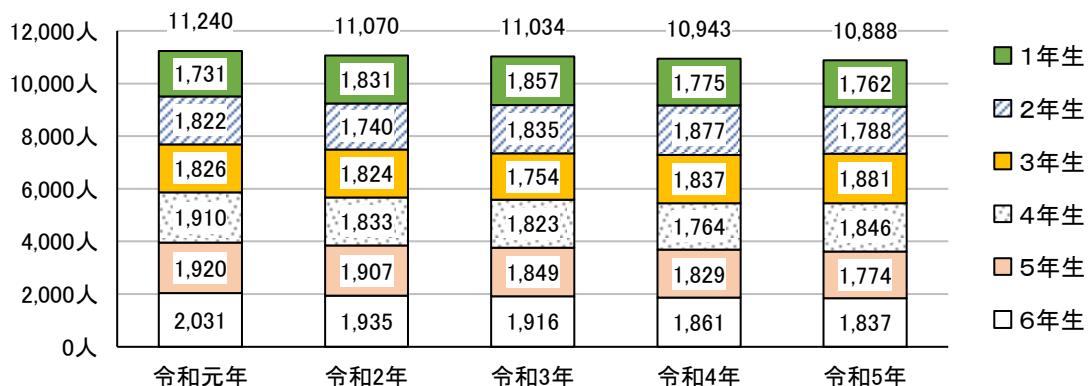
資料:健康増進課

6 児童・生徒の状況

(1) 小学校児童

本市の小学校児童数は微減傾向にあり、令和5年は10,888人となっています。

■小学校の児童数

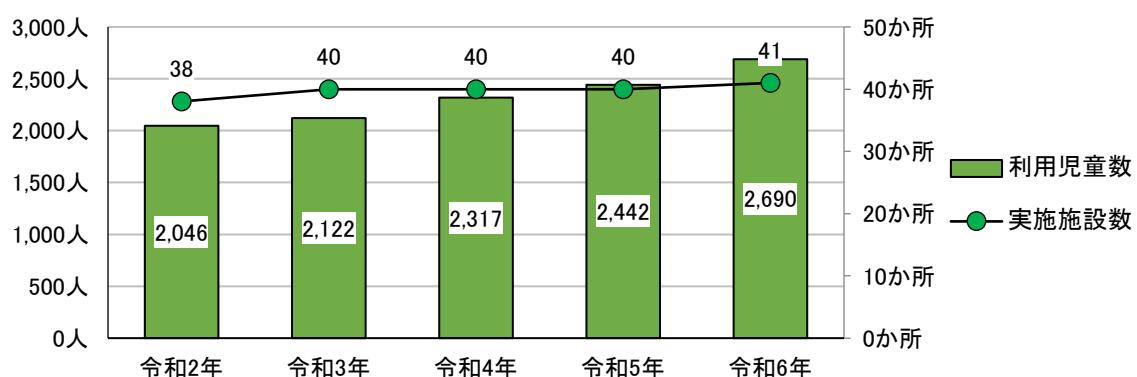


資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

(2) 学童保育(放課後児童クラブ)

本市の学童保育(放課後児童クラブ)は、令和6年4月現在41か所あり、利用児童数は2,690人と増加しています。

■学童保育(放課後児童クラブ)の利用者数

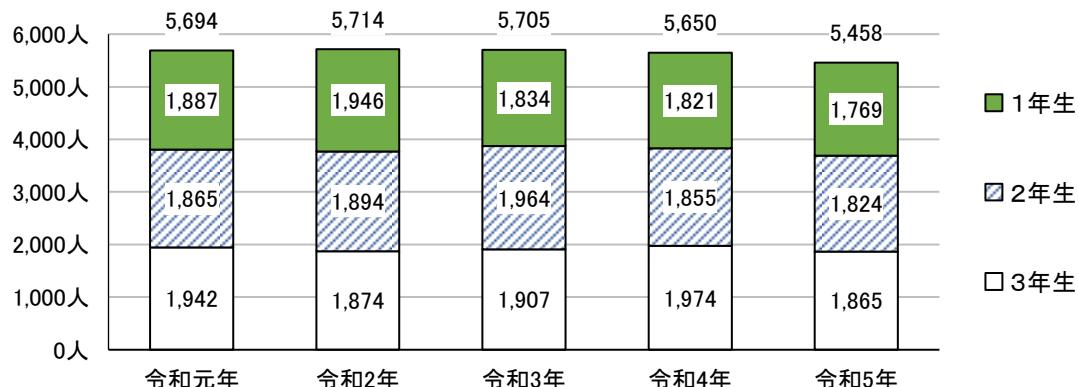


資料:青少年課

(3)中学校生徒

本市の中学校生徒数は、減少傾向にあり、令和5年では5,458人となっています。

■中学校の生徒数



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

(4)児童館

本市には、児童館が2か所(アッピーランド、こどもの城)があり、乳幼児から中・高校生まで幅広い世代が利用しています。

■児童館の利用者数

■児童館アッピーランド入館者数 (単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児	35,318	6,351	12,970	21,538	24,893
小学生	23,514	6,293	7,870	13,122	17,875
中学生	4,619	294	975	1,663	1,766
高校生	1,712	67	125	168	159
合計	65,163	13,005	21,940	36,491	44,693

資料:青少年課

■児童館こどもの城入館者数 (単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児	67,635	15,326	27,247	47,116	56,267
小学生	28,139	4,289	9,792	22,640	30,478
中学生	1,625	298	843	1,765	2,694
高校生	121	9	59	114	155
合計	97,520	19,922	37,941	71,635	89,594

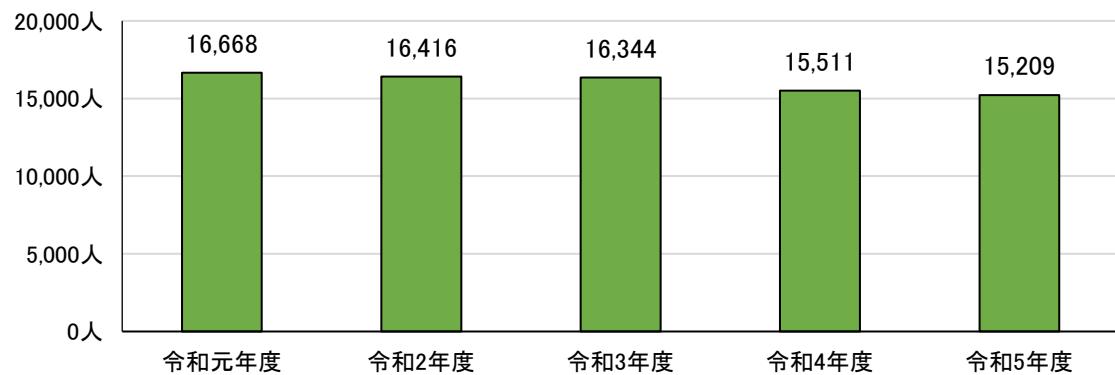
資料:青少年課

7 経済的支援の状況

(1)児童手当受給者数

本市の児童手当受給者数は、減少傾向で推移しています。令和5年度は15,209人となっており、令和元年より1,459人減少しています。

■児童手当受給者数の推移

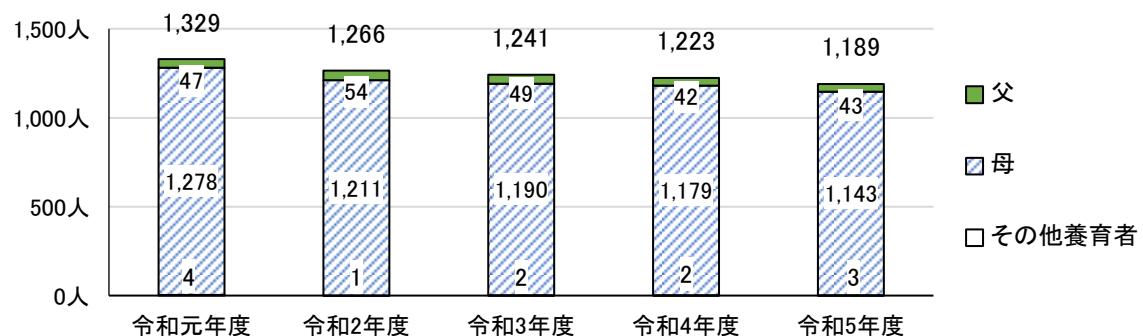


資料:子ども支援課(各年2月末時点)

(2)児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は、減少傾向で推移しています。令和5年度は1,189人となっており、令和元年度より140人減少しています。

■児童扶養手当受給者数の推移

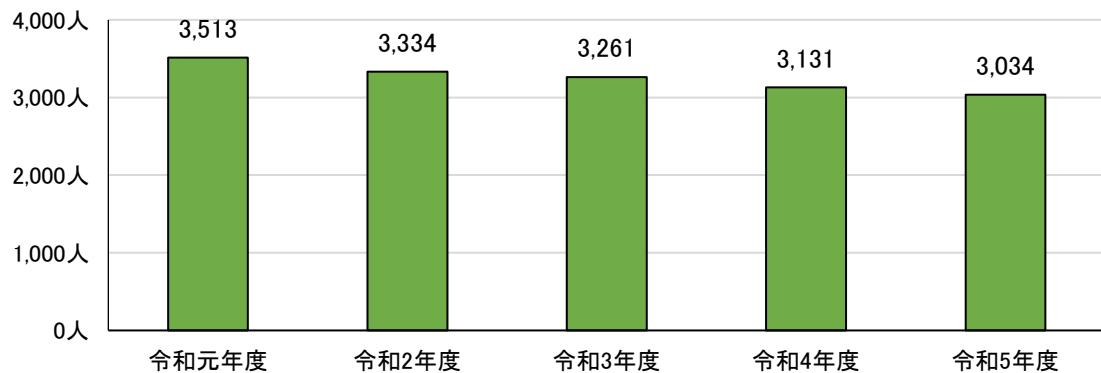


資料:子ども支援課(各年3月末時点)

(3)ひとり親家庭等医療費支給対象者数

本市のひとり親家庭等医療費支給対象者数は、減少傾向で推移しています。令和5年度は3,034人となっており、令和元年度より479人減少しています。

■ひとり親家庭等医療費支給対象者数の推移

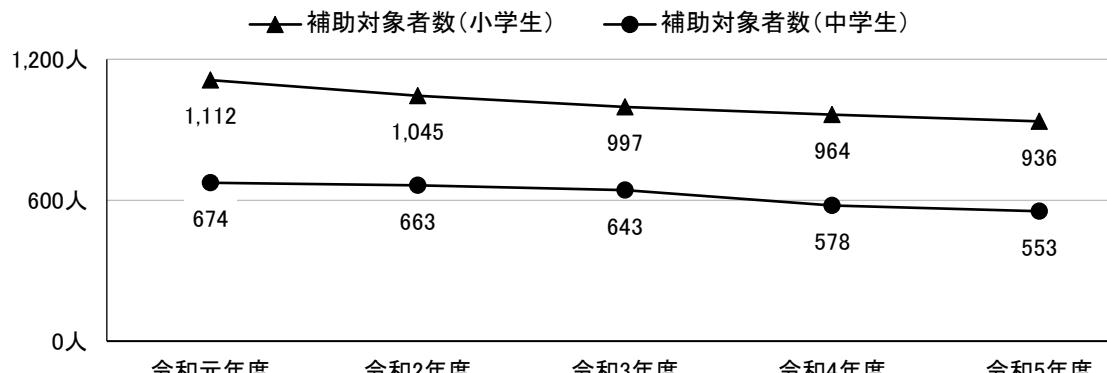


資料：子ども支援課（各年3月末時点）

(4)就学援助費支給者数

本市の就学援助費支給者数は、小学生、中学生ともに減少傾向で推移しています。

■就学援助費支給者数の推移



資料：学務課（各年3月末時点）

(5) 入学準備金貸付者数

本市の入学準備金貸付者数は、令和5年度で12人となっています。

■入学準備金貸付者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立高校	1	0	2	2	1
私立高校	1	3	0	1	2
専門学校(私立)	3	1	3	2	3
大学(私立)	5	3	2	3	6

資料：教育総務課(各年3月末時点)

8 アンケート調査結果について

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「上尾市こども計画」の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見や、小学生・中学生・高校生・若者の生活実態、将来について、要望・意見などを把握することを目的に、令和5年11月にアンケート調査を実施しました。

■調査の対象

	調査対象者	抽出方法	調査方法
1	就学前児童保護者	住民基本台帳より無作為抽出	郵便発送、郵便・Web回収
2	小学5年生児童	市内22校の小学5年生全員	学校配布、学校・Web回収
	中学2年生生徒	市内11校の中學2年生全員	学校配布、学校・Web回収
3	小学5年・中学2年保護者	対象の保護者全員	学校配布、学校・Web回収
4	16～18歳市民	住民基本台帳より無作為抽出	郵便発送、郵便・Web回収
5	19～49歳市民	住民基本台帳より無作為抽出	郵便発送、郵便・Web回収

■配布の方法・調査時期

令和5年11月24日～12月11日【郵便回収】
～12月15日【学校回収】

■回収状況

	対象者	配付数	回収数(Web回答)	有効回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	3,000	1,676(662)	1,674	55.8%
2	小学5年生児童	1,775*	1,278(493)	1,252	70.5%
	中学2年生生徒	1,831*	1,149(529)	1,130	61.7%
3	小学5年・中学2年保護者	3,604	2,281(1,079)	2,255	62.6%
4	16～18歳市民	1,000	317(154)	316	31.6%
5	19～49歳市民	1,100	394(189)	394	35.8%

*配布数は対象者全数ですが、学校を欠席するなど、配布できていない場合があります。

■生活困難度の判定について

(1)判定方法

生活困難度の判定については、埼玉県で平成30年度に実施された「子どもの生活に関する調査」における生活困難層の判定方法を参考とし、調査の各設問(要素1→世帯人員、世帯の年間手取り収入、要素2→ライフラインに関わる支払いの滞り等)により生活困難度を判定しました。

生活困難度は「生活状況」と表現し、生活困難層(生活困難層Ⅰ～Ⅲ)、中間層(生活困難層Ⅳ・Ⅴ)、非該当層(非生活困難層)の3区分としています。

生活状況	生活困難層			中間層		非該当層		(参考) 国の生活 困難層の 基準と なる額
	世帯員	生活困難層Ⅰ	生活困難層Ⅱ	生活 困難層Ⅲ +要素2が 2つ以上	生活 困難層Ⅳ +要素2が 1つ以下	生活困難層 V	非生活 困難層	非生活 困難層
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円	
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円	
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円	
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円	
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円	
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円	
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	345万円	
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	366万円	

同一の封筒により回収した保護者調査票と児童生徒調査票に対し、ナンバリングによるひも付けを行うことにより、児童生徒調査においても、生活状況別の分析を行っています。

【要素1】

世帯人員と世帯の手取り収入を県の示す基準に照らし合わせ、生活困難層と非生活困難層に振り分ける。

設問番号	内容																			
【就学前児童保護者】問6	あなたとお子さんを含めた、家族全員の人数は何人ですか。																			
【児童生徒保護者】問8	1.2人 2.3人 3.4人 4.5人 5.6人 6.7人 7.8人 8.9人 9.10人以上																			
【就学前児童保護者】問54 【児童生徒保護者】問64	<p>昨年1年間(令和4年1月から12月)のご家族の手取り収入(税金や保険料を引いた、実際に手元に入ってくるお金)の額を教えてください。(就労で得た収入のほか、公的な手当や援助による収入なども含めた1年間の手取り収入になります。)</p> <table> <tr> <td>1. 収入はない(0円)</td> <td>2. 1~50万円未満</td> </tr> <tr> <td>3. 50~100万円未満</td> <td>4. 100~175万円未満</td> </tr> <tr> <td>5. 175~210万円未満</td> <td>6. 210~245万円未満</td> </tr> <tr> <td>7. 245~275万円未満</td> <td>8. 275~300万円未満</td> </tr> <tr> <td>9. 300~350万円未満</td> <td>10. 350~400万円未満</td> </tr> <tr> <td>11. 400~500万円未満</td> <td>12. 500~600万円未満</td> </tr> <tr> <td>13. 600~700万円未満</td> <td>14. 700~800万円未満</td> </tr> <tr> <td>15. 800~900万円未満</td> <td>16. 900~1000万円未満</td> </tr> <tr> <td>17. 1000万円以上</td> <td></td> </tr> </table>	1. 収入はない(0円)	2. 1~50万円未満	3. 50~100万円未満	4. 100~175万円未満	5. 175~210万円未満	6. 210~245万円未満	7. 245~275万円未満	8. 275~300万円未満	9. 300~350万円未満	10. 350~400万円未満	11. 400~500万円未満	12. 500~600万円未満	13. 600~700万円未満	14. 700~800万円未満	15. 800~900万円未満	16. 900~1000万円未満	17. 1000万円以上		
1. 収入はない(0円)	2. 1~50万円未満																			
3. 50~100万円未満	4. 100~175万円未満																			
5. 175~210万円未満	6. 210~245万円未満																			
7. 245~275万円未満	8. 275~300万円未満																			
9. 300~350万円未満	10. 350~400万円未満																			
11. 400~500万円未満	12. 500~600万円未満																			
13. 600~700万円未満	14. 700~800万円未満																			
15. 800~900万円未満	16. 900~1000万円未満																			
17. 1000万円以上																				

【要素2】

生活困難層ⅢとⅣの区分に使用するもので、過去1年間に購入できなかった経験、支払えなかつた経験について、

- ①食料 ②衣服 ③電話料金 ④電気料金 ⑤ガス料金 ⑥水道料金 ⑦家賃

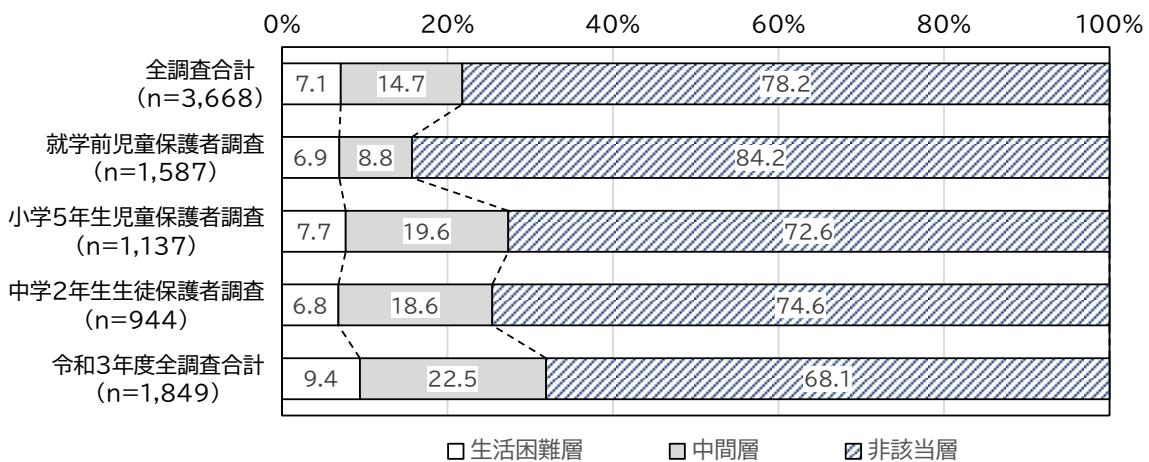
上記の7項目のうち、2項目以上に該当する人を生活困難層Ⅲ、1つ以下の人に生活困難層Ⅳと判定する。

設問番号	内容
【就学前児童保護者】問57	過去1年間の家族が必要とする食料が買えなかつた経験
【児童生徒保護者】問66	「よくあった」または「ときどきあった」のいずれかを選択
【就学前児童保護者】問58	過去1年間の家族が必要とする衣服が買えなかつた経験
【児童生徒保護者】問67	「よくあった」または「ときどきあった」のいずれかを選択
【就学前児童保護者】問60	過去1年間の料金未払い経験
【児童生徒保護者】問68	「電話料金」「電気料金」「ガス料金」「水道料金」「家賃」のいずれかで「あった」を選択

(2)各調査における生活困難層の割合

生活困難層の割合は、全体では7.1%、就学前児童保護者調査では6.9%、小5児童保護者調査では7.7%、中2生徒保護者調査では6.8%となっています。

■各調査における生活困難層の割合(無回答を除く)



■全調査合計

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
3,668	262	539	2,867
100.0%	7.1%	14.7%	78.2%

■就学前児童保護者調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
1,587	110	140	1337
100.0%	6.9%	8.8%	84.2%

■小学5年生児童保護者調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
1,137	88	223	826
100.0%	7.7%	19.6%	72.6%

■中学2年生生徒保護者調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
944	64	176	704
100.0%	6.8%	18.6%	74.6%

※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

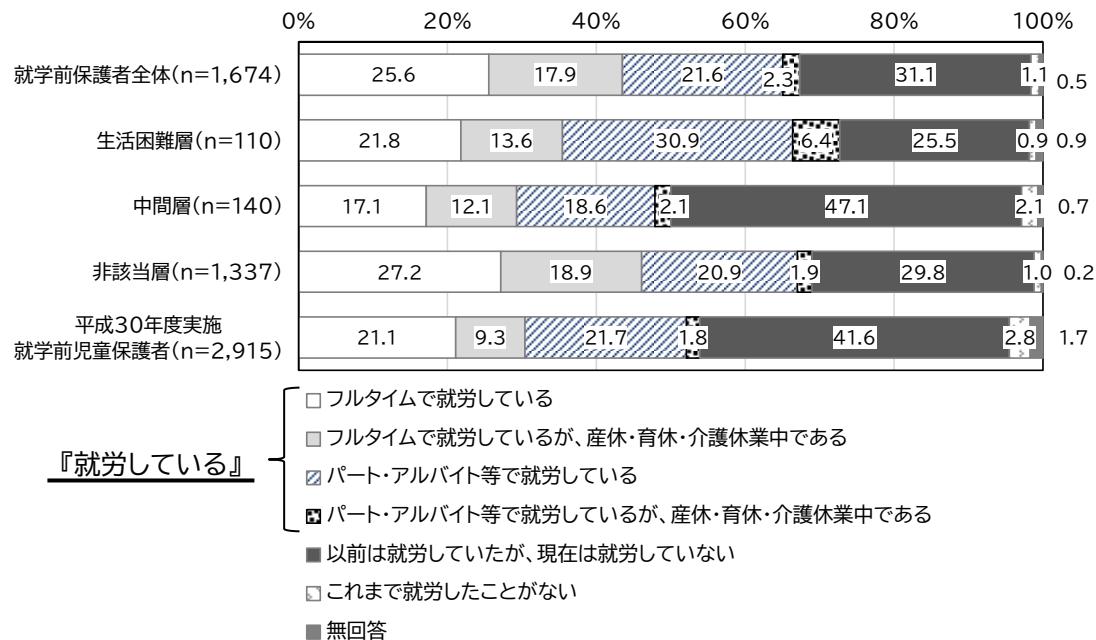
■アンケート調査結果について

(1)保護者の就業状況

母親の現在の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が31.1%で最も多く、次いで「フルタイムで就労している」が25.6%、「パート・アルバイト等で就労している」が21.6%となっています。

母親の生活状況別では、中間層で「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が高くなっています。

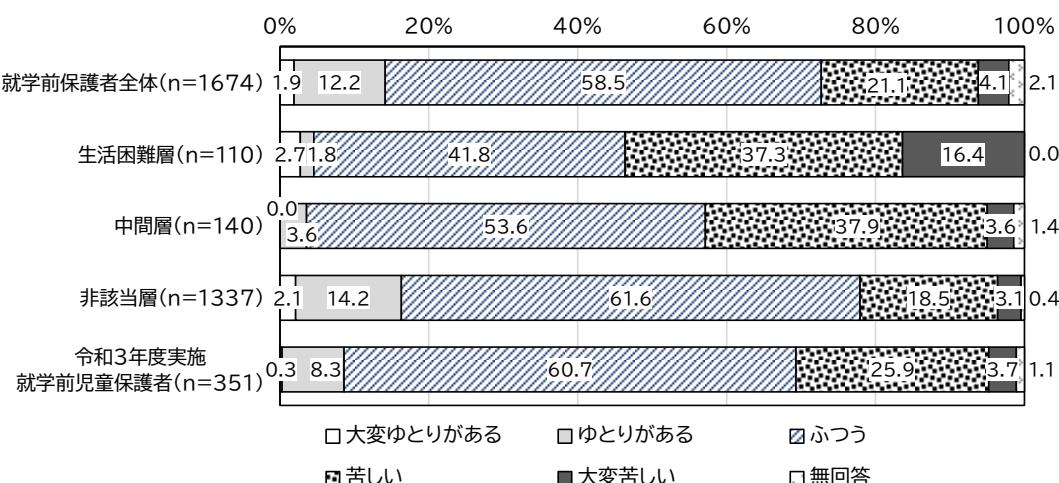
◆母親の就業状況(就学前児童保護者)



(2)現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況については、「ふつう」が58.5%で最も多く、次いで「苦しい」が21.1%、「ゆとりがある」が12.2%となっています。生活状況別では、生活困難層で「大変苦しい」の割合が他の層より高くなっています。令和3年度調査と比較して、「大変ゆとりがある」が1.6ポイント、「ゆとりがある」が3.9ポイント増加し、相対的に「苦しい」が減少しています。

◆現在の暮らしの状況(就学前保護者)



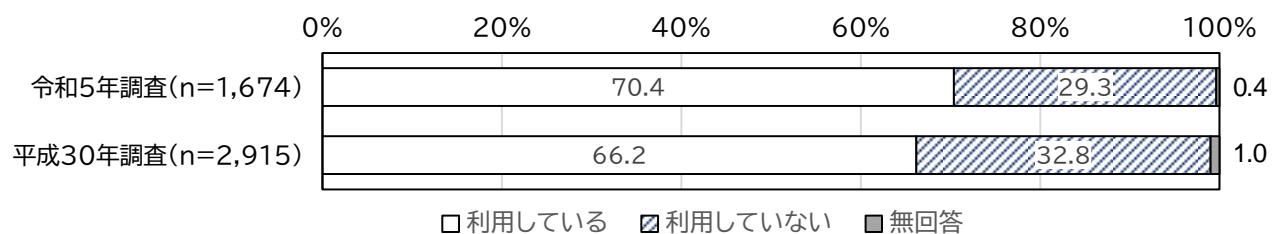
(3) 平日に定期利用している教育・保育事業の利用状況

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の利用は、「利用している」が70.4%、「利用していない」が29.3%となっています。平成30年調査と比較すると、「利用している」の割合が4.2ポイント増加しています。

平日の教育・保育の事業について、「認可保育所」が41.8%で最も多く、次いで「幼稚園」が37.8%、「幼稚園の預かり保育」が11.5%となっています。平成30年調査と比較すると、「認可保育所」と「幼稚園」の利用率が逆転しています。

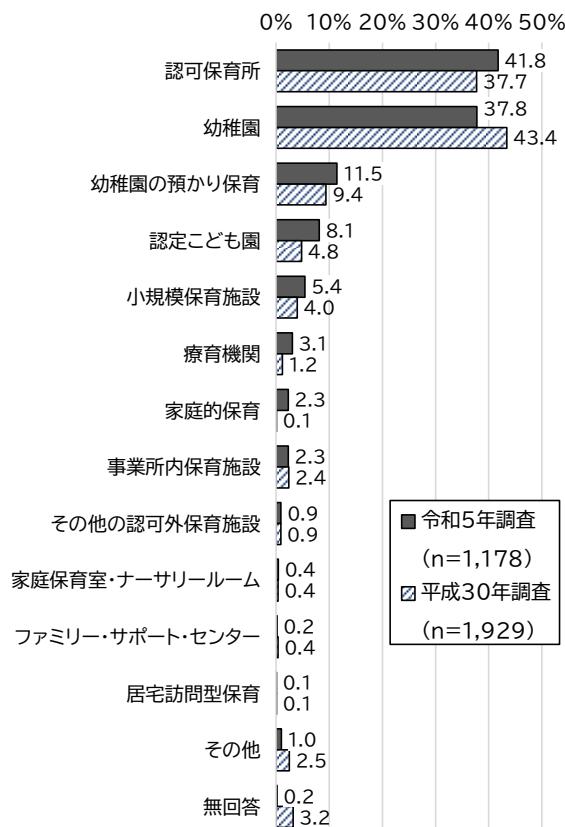
定期的に利用したい平日の教育・保育の事業は、「幼稚園」が54.7%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が51.4%、「認可保育所」が49.0%となっています。平成30年調査と比較すると、「幼稚園」の利用希望が減少しています。

◆定期的な教育・保育の事業の利用状況(就学前児童保護者)



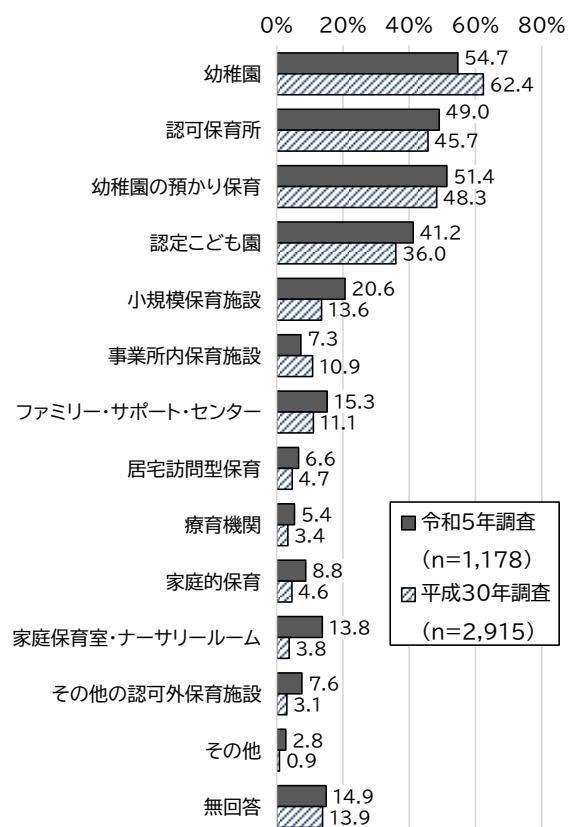
◆平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

(平成30年調査との比較)(就学前児童保護者)



◆利用したい平日の定期的な教育・保育事業

(就学前児童保護者)



(4)放課後の過ごし方

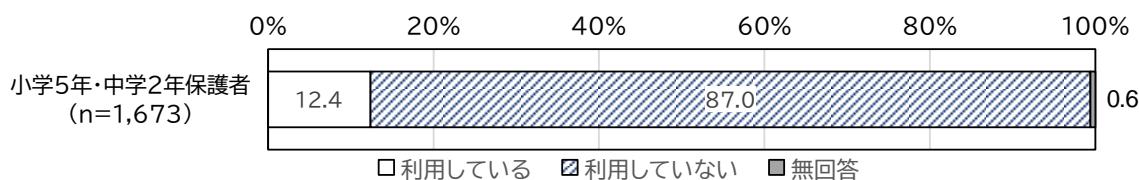
平日の放課後における学童保育所の利用について、「利用している」が12.4%、「利用していない」が87.0%となっています。

希望する低学年時の放課後の過ごし方について、就学前児童保護者と小学5年・中学2年保護者で同じ傾向がみられました。就学前児童保護者では、「自宅」が58.0%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が51.5%となっています。小学5年・中学2年保護者では、「自宅」が83.0%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が65.8%となっています。

また、就学前児童保護者では「学童保育所(放課後児童クラブ)」の割合が小学5年・中学2年保護者よりも多くなっています。

希望する高学年時の放課後の過ごし方でも、就学前児童保護者と小学5年・中学2年保護者で同じ傾向がみられました。就学前児童保護者では、「自宅」が62.7%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が55.3%となっています。小学5年・中学2年保護者では、「自宅」が76.4%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が65.5%となっています。

◆平日における学童保育所(放課後児童クラブ)の利用状況(小学5年・中学2年保護者)



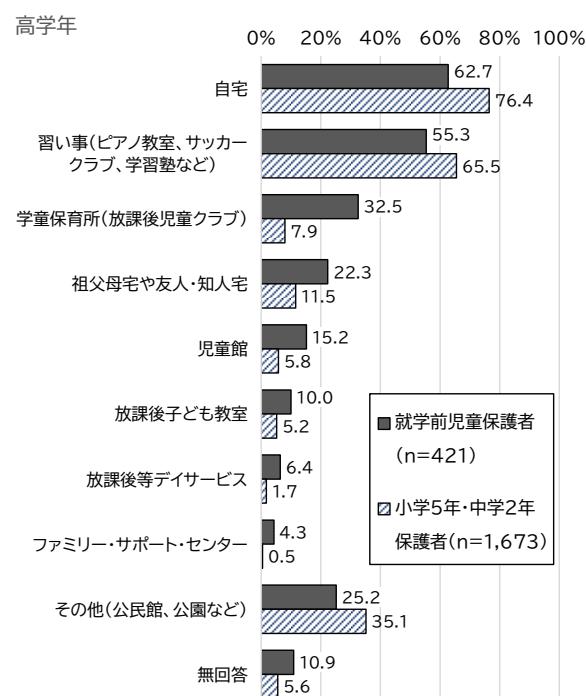
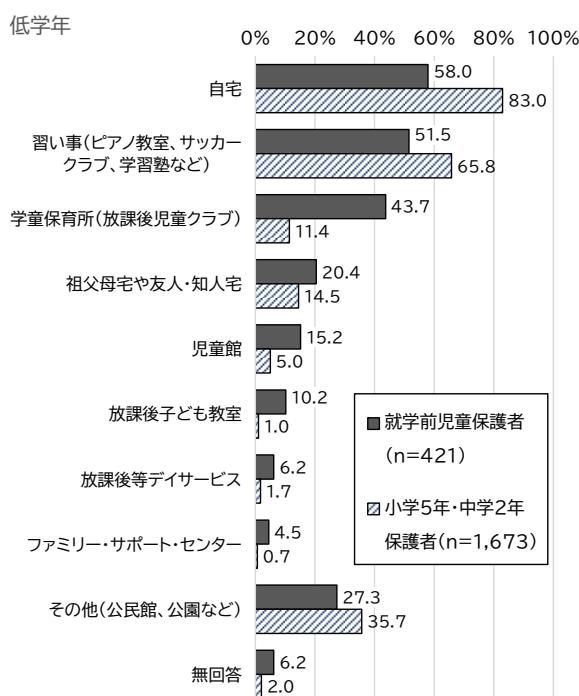
◆希望する低学年時の放課後の過ごし方

(就学前児童保護者)

※小5・中学2年保護者は現在の状況

◆希望する高学年時の放課後の過ごし方

(就学前児童保護者、小学5年・中学2年保護者)

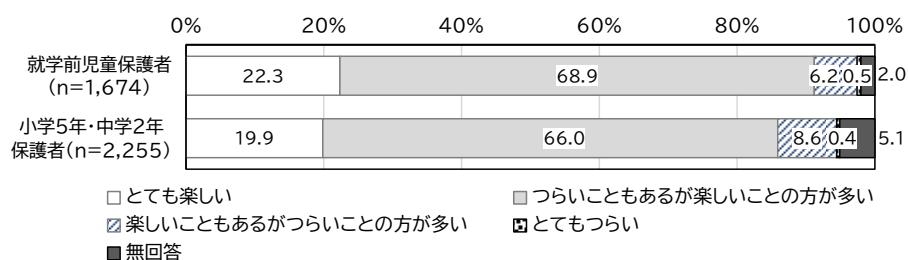


(5)子育てについて

子育てについて就学前児童保護者では、「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」が68.9%で最も多く、次いで「とても楽しい」が22.3%、「楽しいこともあるがつらいことの方が多い」が6.2%となっています。小学5年・中学2年保護者では、「つらいこともありますが楽しいことの方が多い」が66.0%で最も多く、次いで「とても楽しい」が19.9%、「楽しいこともあるがつらいことの方が多い」が8.6%となっています。

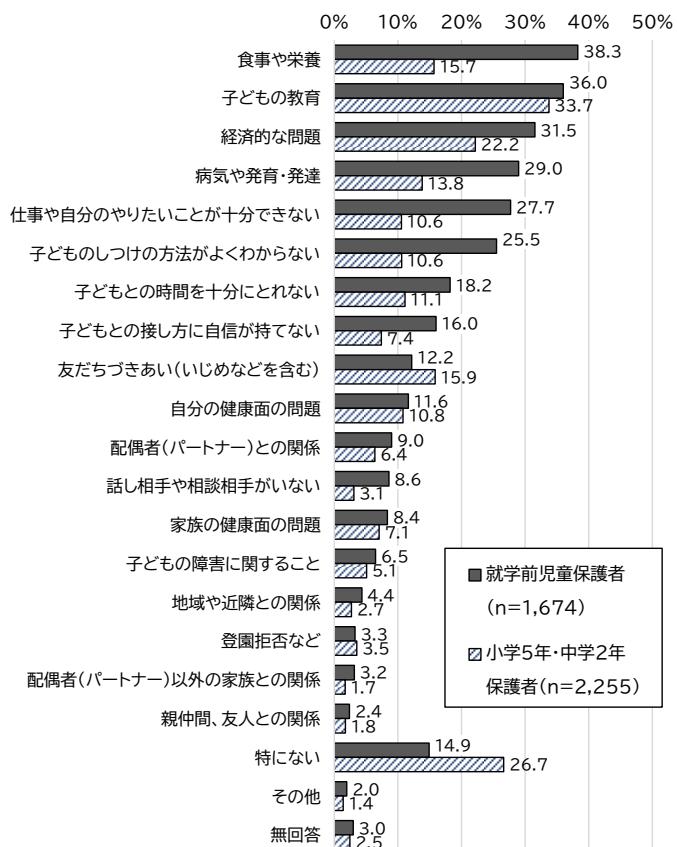
子育てに関して悩んでいること、または気になることについて、就学前児童保護者では、「食事や栄養」が38.3%で最も多く、次いで「子どもの教育」が36.0%、「経済的な問題」が31.5%となっています。小学5年・中学2年保護者では、「子どもの教育」が33.7%で最も多く、次いで「経済的な問題」が22.2%、「友だちづきあい(いじめなどを含む)」が15.9%となっています。

◆子育てについて(就学前児童保護者、小学5年・中学2年保護者)



◆子育てに関する悩み(就学前児童保護者、小学5年・中学2年保護者)

(就学前児童保護者、小学5年・中学2年保護者)



(6)落ち込んだときに相談したり助けてもらったりしやすい人

落ち込んだときに相談したり助けてもらったりしやすい人について、小学5年生児童では、「家族や親せき」が85.0%で最も多く、次いで「学校の友だち」が74.1%、「学校の先生」が41.1%となっています。中学2年生生徒では、「学校の友だち」が73.7%で最も多く、次いで「家族や親せき」が67.0%、「学校の先生」が23.6%となっています。

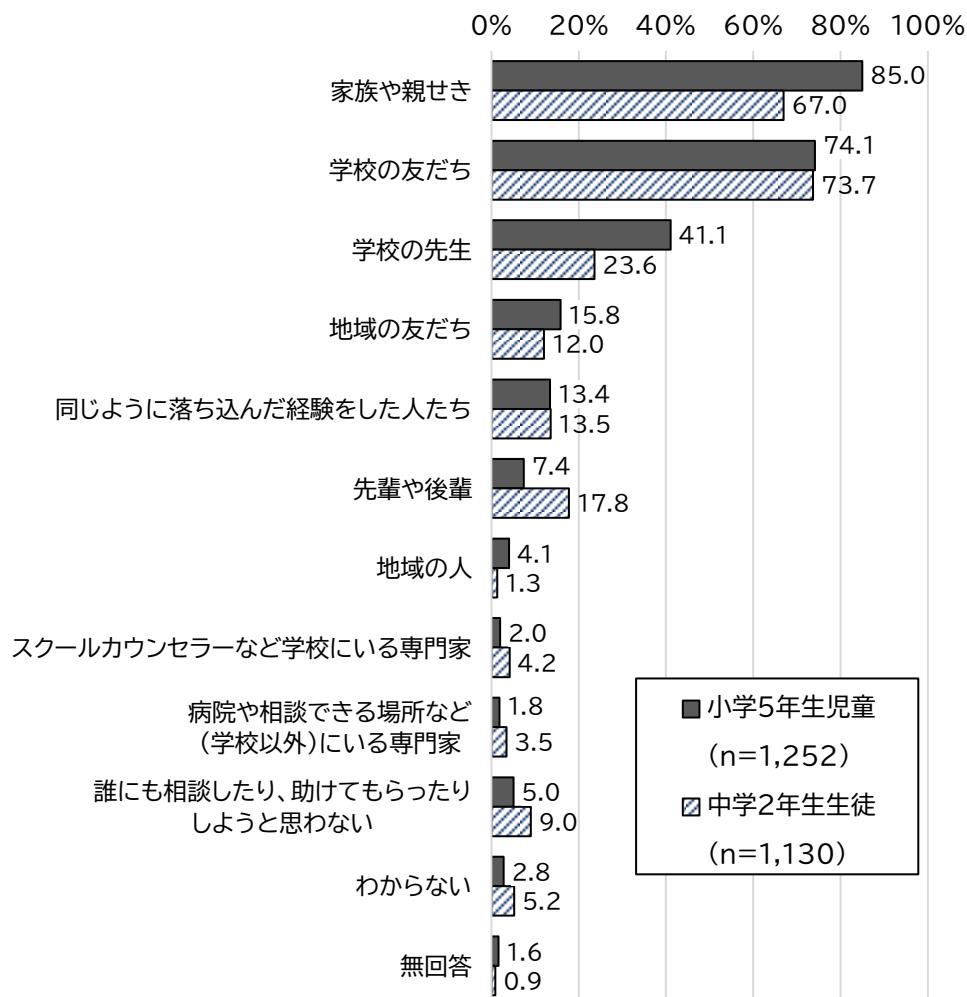
小学5年生児童と中学2年生生徒を比較すると、「家族や親せき」では18.0ポイント、「学校の先生」では17.5ポイント、それぞれ中学2年生生徒の回答割合が少なくなっています。

その一方で、「先輩や後輩」では、中学2年生生徒の回答割合が10.4ポイント多くなっています。

また、小学5年生児童の5.0%、中学2年生生徒の9.0%が「誰にも相談したり、助けてもらったりしようと思わない」と回答しています。

◆落ち込んだときに相談したり助けてもらったりしやすい人

(小学5年生児童、中学2年生生徒)



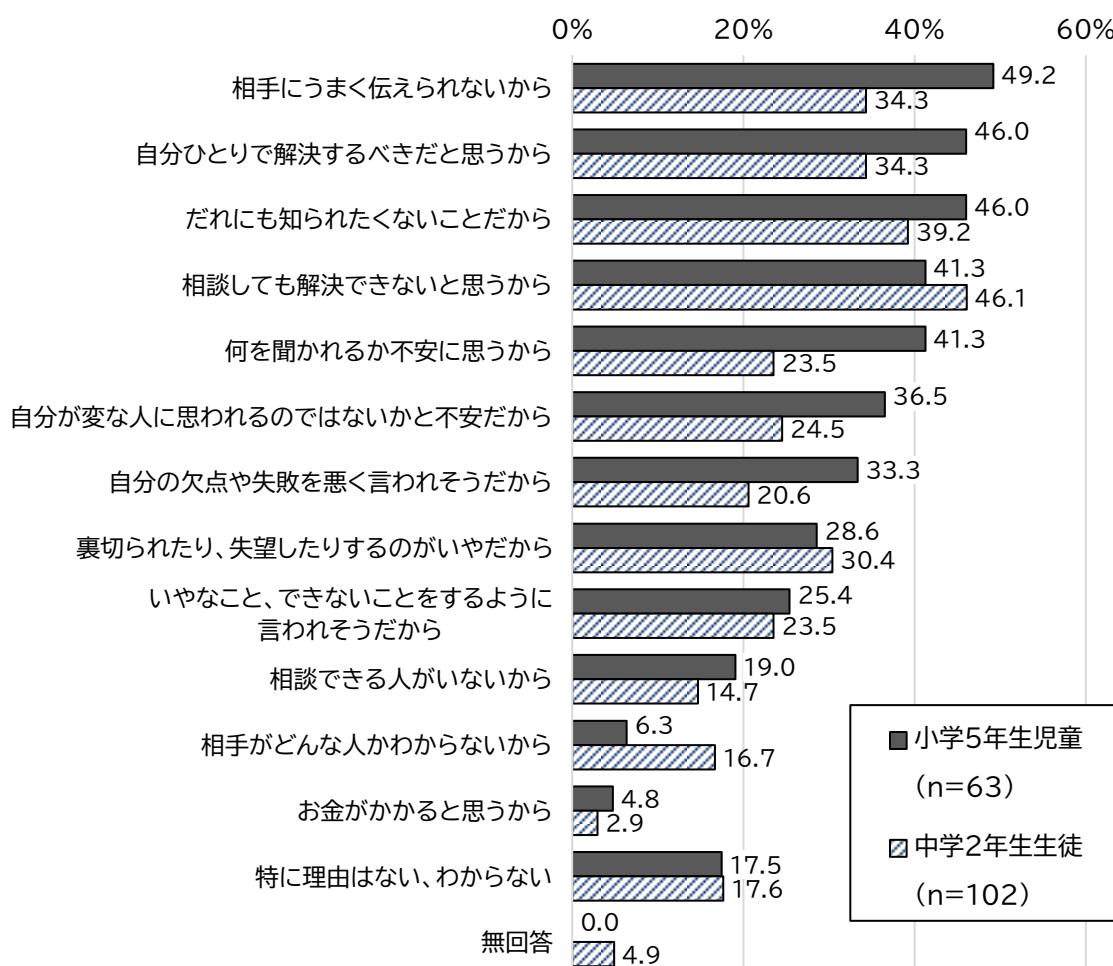
(7)「誰にも相談したり、助けてもらったりしようと思わない」理由

相談したり助けてもらったりしようと思わない理由について、小学5年生児童では、「相手にうまく伝えられないから」が49.2%で最も多く、次いで、「自分ひとりで解決するべきだと思うから」と「だれにも知られたくないことだから」がともに46.0%、「相談しても解決できないと思うから」と「何を聞かれるか不安に思うから」がともに41.3%となっています。

中学2年生生徒では、「相談しても解決できないと思うから」が46.1%で最も多く、次いで「だれにも知られたくないことだから」が39.2%、「自分ひとりで解決するべきだと思うから」、「相手にうまく伝えられないから」がともに34.3%となっています。

◆「誰にも相談したり、助けてもらったりしようと思わない」理由

(小学5年生児童、中学2年生生徒)



(8)使ってみたい場所

使ってみたい場所について、小学5年生児童では、「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」が29.6%で最も多く、次いで「(家以外で)休日にいることができる場所」が28.2%、「子ども食堂」が25.4%となっています。

生活状況別では、生活困難層で「子ども食堂」「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」を「使ってみたい」割合がそれぞれ他の層より高くなっています。

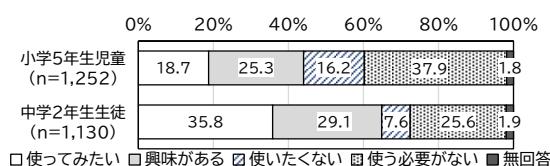
中学2年生生徒では、使ってみたい場所については、「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」が44.6%で最も多く、次いで「(家以外で)休日にいることができる場所」が38.9%、「(家以外で)平日の放課後に夜までいることができる場所」が35.8%となっています。

生活状況別では、生活困難層で「使ってみたい」場所は、「(家以外で)平日の放課後に夜までいることができる場所」「子ども食堂」の割合が他の層より高くなっています。

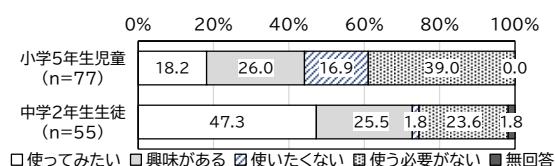
◆使ってみたい場所(小学5年生児童、中学2年生生徒)

①(家以外で)平日の放課後に夜までいることができる場所

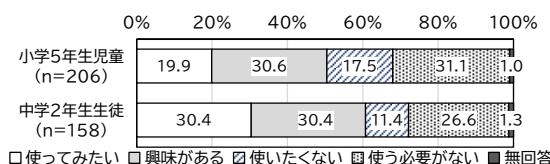
【全体】



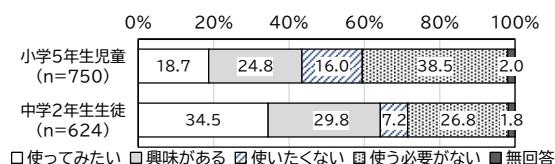
【生活困難層】



【中間層】

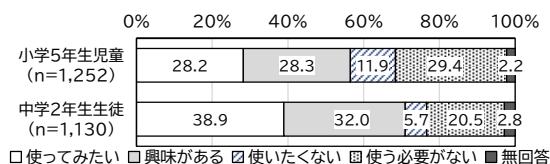


【非該当層】

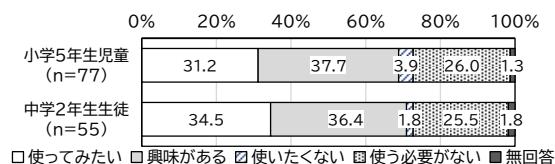


②(家以外で)休日にいることができる場所

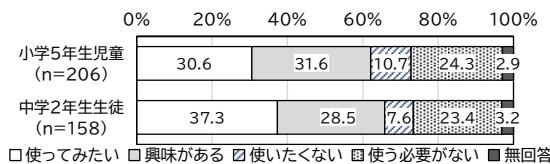
【全体】



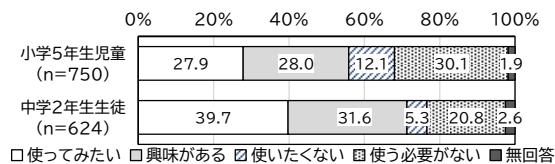
【生活困難層】



【中間層】

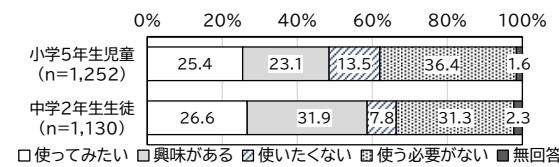


【非該当層】

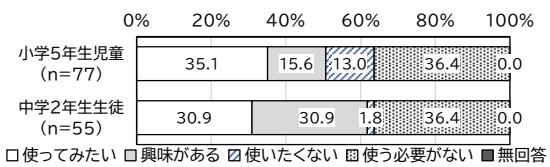


③子ども食堂

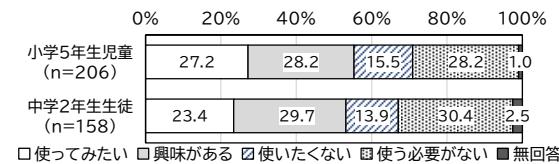
【全体】



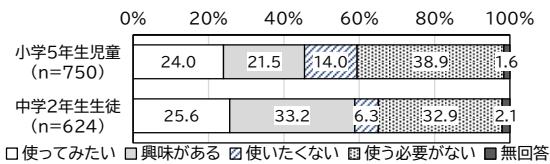
【生活困難層】



【中間層】

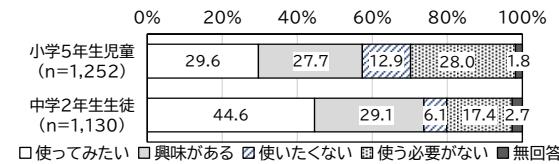


【非該当層】

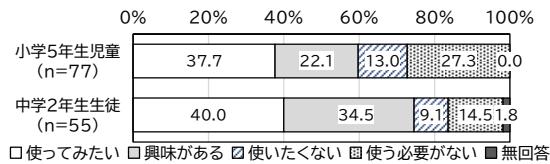


④家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所

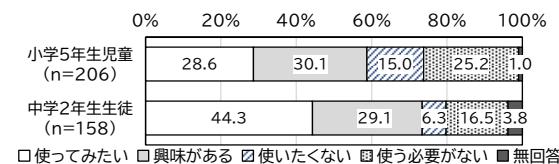
【全体】



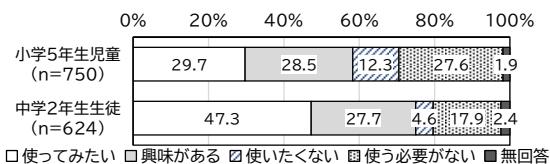
【生活困難層】



【中間層】

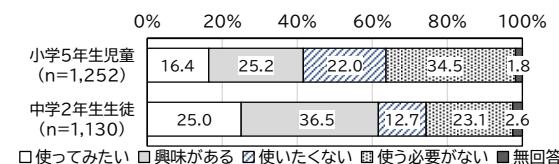


【非該当層】

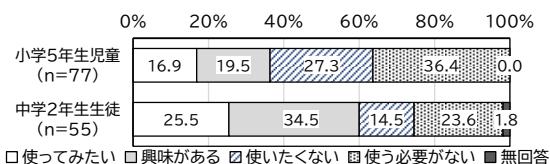


⑤学習支援教室

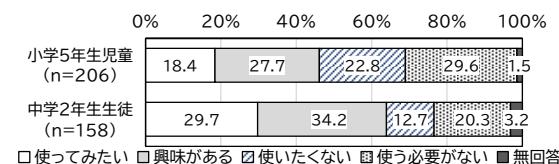
【全体】



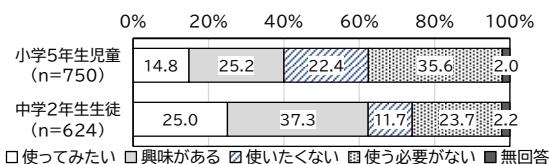
【生活困難層】



【中間層】

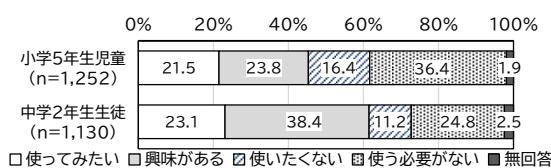


【非該当層】

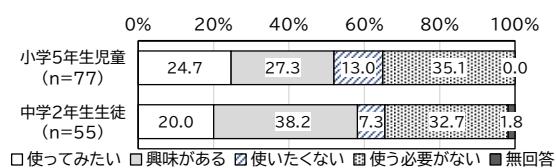


⑥(学校以外で)進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所

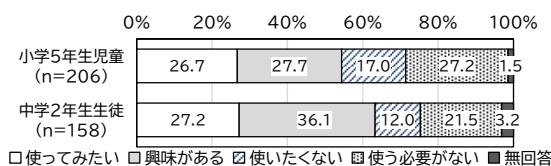
【全体】



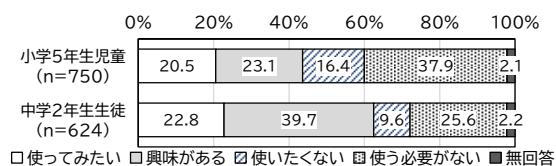
【生活困難層】



【中間層】



【非該当層】

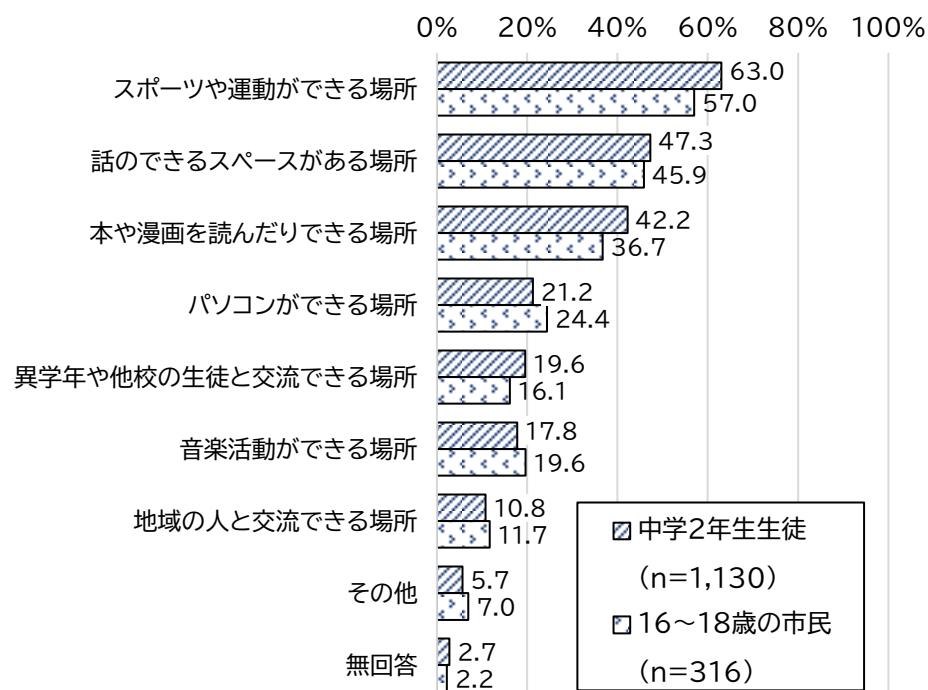


(9)学校や家庭以外に、中学生・高校生が落ち着いて遊んだり過ごすために必要な場所

学校や家庭以外に、中学生・高校生が落ち着いて遊んだり過ごすために必要な場所について、中学2年生生徒では、「スポーツや運動ができる場所」が63.0%で最も多く、次いで「話のできるスペースがある場所」が47.3%、「本や漫画を読んだりできる場所」が42.2%となっています。

16~18歳の市民でも同様の結果が見られ、「スポーツや運動ができる場所」が57.0%で最も多く、次いで「話のできるスペースがある場所」が45.9%、「本や漫画を読んだりできる場所」が36.7%となっています。

◆学校や家庭以外に、中学生・高校生が落ち着いて遊んだり過ごすために必要な場所 (中学2年生生徒、16~18歳の市民)



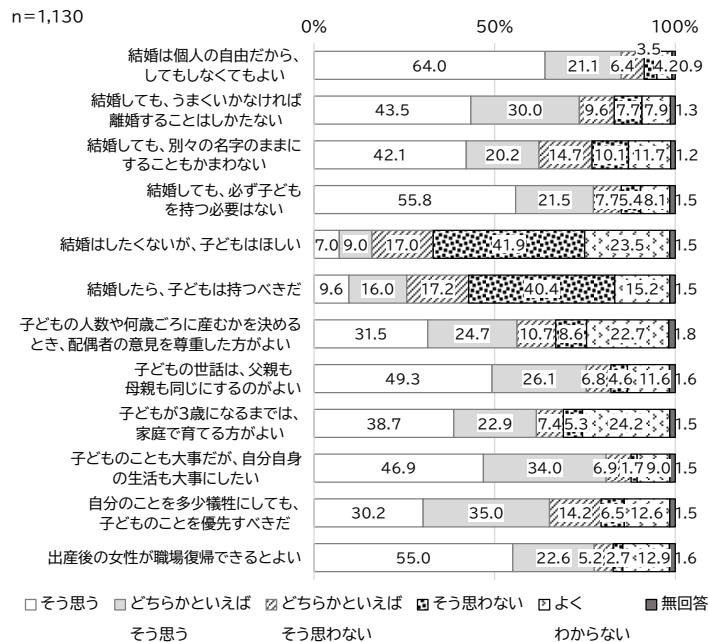
(10) 将来の結婚、子育てについて

結婚や子育てに関する考え方について、中学2年生では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』で、「結婚は個人の自由だから、してもしなくてもよい」が85.1%で最も多く、次いで「子どものことも大事だが、自分自身の生活も大事にしたい」が80.9%となっています。

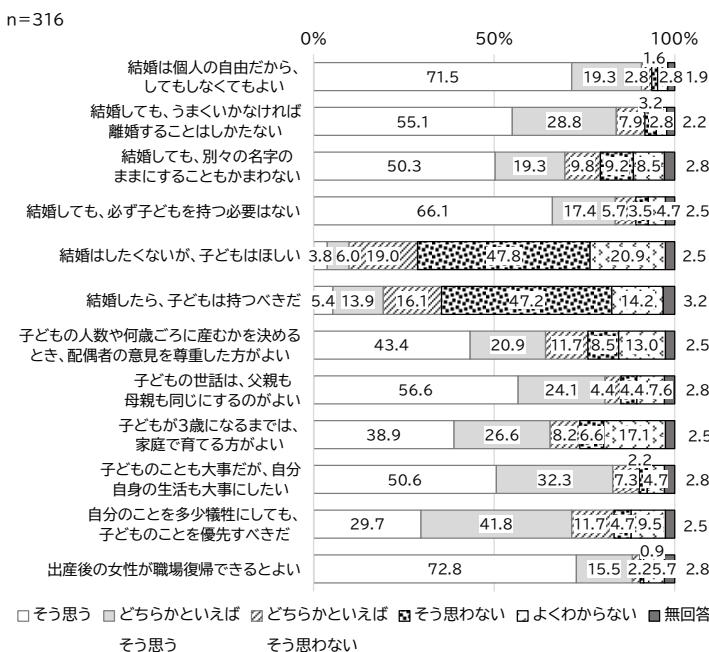
16~18歳の市民では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』で、「結婚は個人の自由だから、してもしなくてもよい」が90.8%で最も多く、次いで「出産後の女性が職場復帰できるとよい」が88.3%、「結婚しても、うまくいかなければ離婚することはしかたない」が83.9%となっています。

◆将来の結婚、子育てについて

(中学2年生)



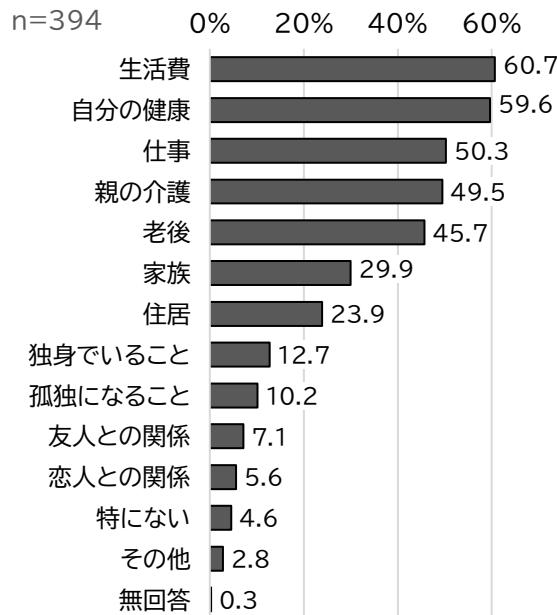
(16~18歳の市民)



(11)将来の不安

将来の不安について、「生活費」が60.7%で最も多く、次いで「自分の健康」が59.6%、「仕事」が50.3%となっています。

◆将来の不安(19~49歳の市民)



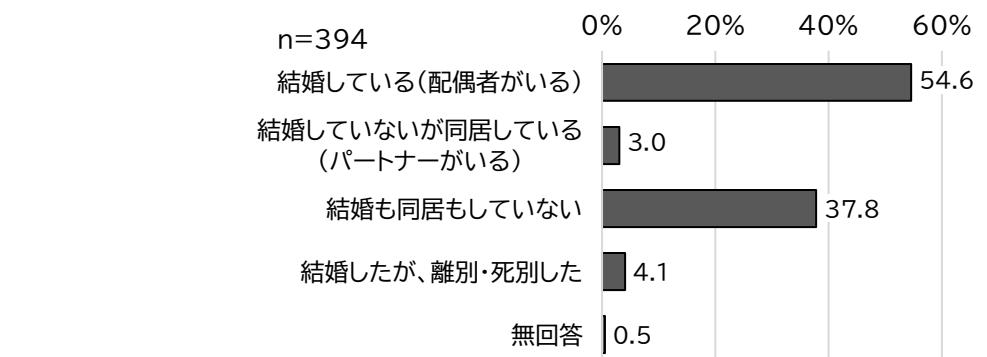
(12)結婚観について

結婚について、「結婚している」が54.6%、「結婚も同居もしていない」が37.8%となっています。

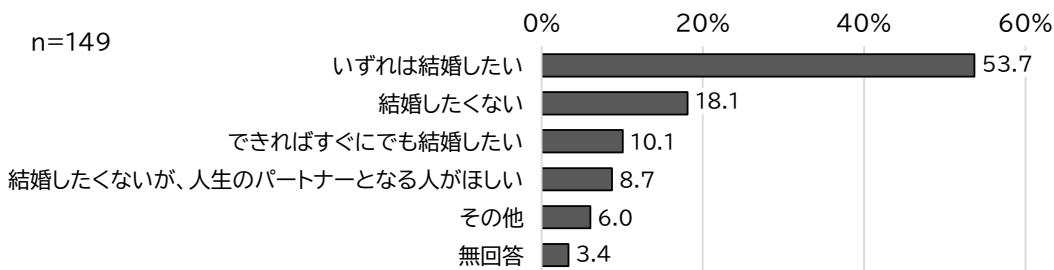
「結婚も同居もしていない」と回答した方に、「結婚」に対する考え方をたずねたところ、「いずれは結婚したい」が53.7%で最も多く、次いで「結婚したくない」が18.1%、「できればすぐにでも結婚したい」が10.1%となっています。

また、結婚も同居もしていない理由について、「適当な相手にめぐり合えない」が45.0%で最も多く、次いで「結婚するにはまだ早い(若い)」が24.2%、「独身生活の自由さや気楽さを失いたくない」が21.5%となっています。

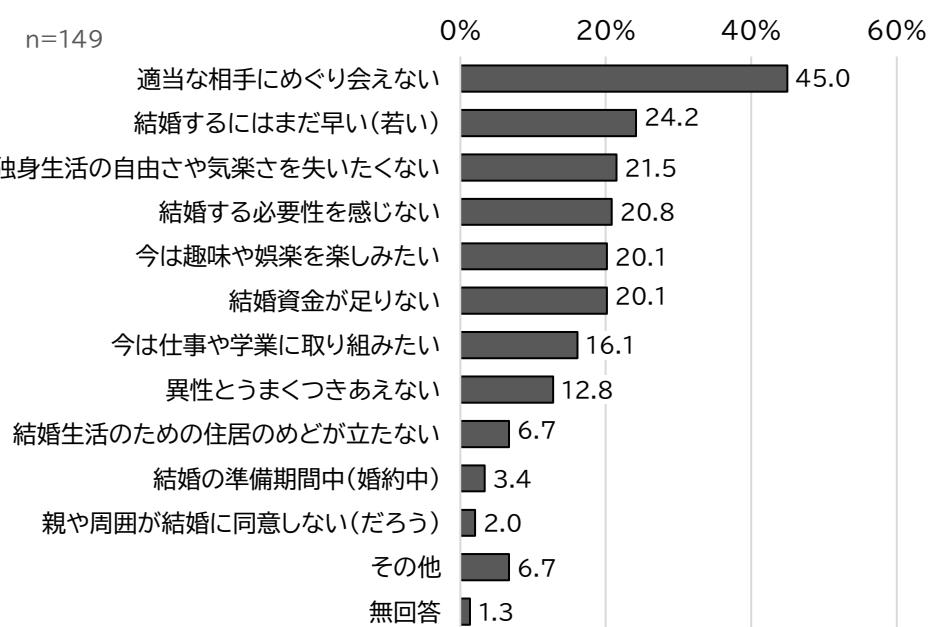
◆回答者の結婚状況(19~49歳の市民)



◆「結婚」に対する考え方(19~49歳の市民)



◆結婚も同居もしていない理由(19~49歳の市民)



(13)こどもを健やかに産み育てるために必要なこと

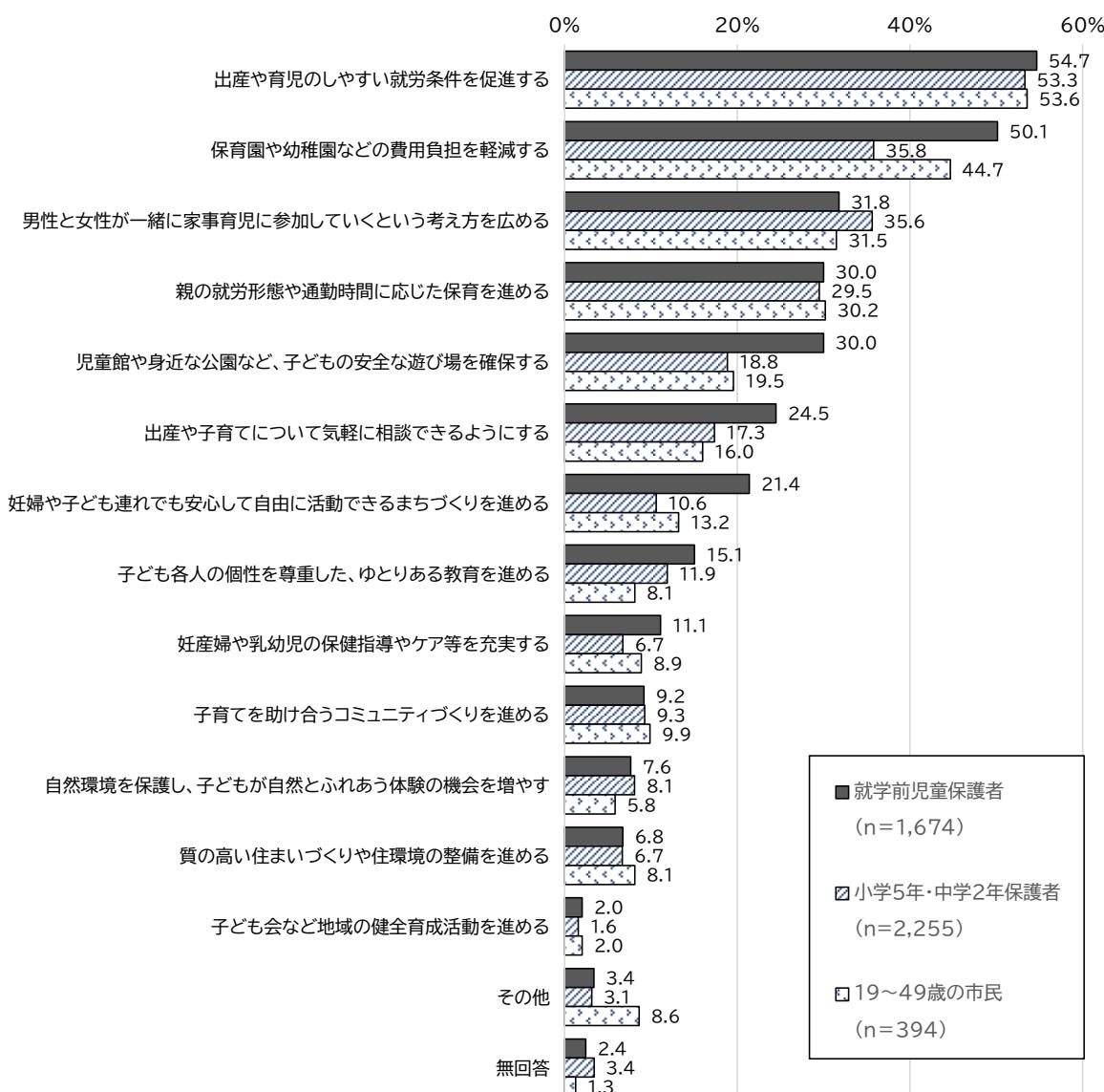
こどもを健やかに産み育てるために必要なことについて、各調査区分で同様の傾向がみられました。就学前児童保護者では、「出産や育児のしやすい就労条件を促進する」が54.7%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が50.1%、「男性と女性が一緒に家事育児に参加していくという考え方を広める」が31.8%となっています。

小学5年・中学2年保護者では、「出産や育児のしやすい就労条件を促進する」が53.3%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が35.8%、「男性と女性が一緒に家事育児に参加していくという考え方を広める」が35.6%となっています。

19～49歳の市民では、「出産や育児のしやすい就労条件を促進する」が53.6%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が44.7%、「男性と女性が一緒に家事育児に参加していくという考え方を広める」が31.5%となっています。

◆こどもを健やかに産み育てるために必要なこと

(就学前児童保護者、小学5年・中学2年保護者、19～49歳の市民)



9 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗評価

第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、基本目標ごとに評価を行いました。※評価の表中の数値は、各基本目標において取り組んだ事業数を表しています。

全体の進捗評価においては、全162事業のうち、140事業(全体の86.4%)が「年度目標を達成」、19事業(全体の11.7%)が「年度目標を達成していないが、進行している」と評価されています。

基本目標	取組・事業数	進捗評価				取組評価			
		A	B	C	—	A	B	C	—
1 就学前の親子への支援の充実	57	51	4	0	2	47	8	0	2
2 子どもの笑顔を育む環境づくり	45	37	8	0	0	29	16	0	0
3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援	35	33	1	1	0	27	7	1	0
4 子育てを応援する環境づくり	25	19	6	0	0	14	10	1	0
合計	162	140	19	1	2	117	41	2	2

■施策進捗評価

A:目標を達成した

B:目標を達成していないが、進行している

C:目標に対して達成、進行どちらもしていない

ー:評価不可

【基本目標1 就学前の親子への支援の充実】

基本目標1 就学前の親子への支援の充実の進捗評価においては、57事業のうち、51事業(全体の89.5%)が「年度目標を達成」、4事業(全体の7.0%)が「年度目標を達成していないが、進行している」と評価されています。

基本目標	取組・事業数	進捗評価				取組評価			
		A	B	C	—	A	B	C	—
基本目標1 就学前の親子への支援の充実	57	51	4	0	2	47	8	0	2
1. 親と子の健康づくりに向けた支援	35	31	3	0	1	27	7	0	1
2. 教育・保育事業の推進	6	5	1	0	0	5	1	0	0
3. 地域における子育て支援の充実	16	15	0	0	1	15	0	0	1

【基本目標2 子どもの笑顔を育む環境づくり】

基本目標2 子どもの笑顔を育む環境づくりの進捗評価においては、45事業のうち37事業(全体の82.2%)が「年度目標を達成」、8事業(全体の17.8%)が「年度目標を達成していないが、進行している」と評価されています。

基本目標	取組・事業数	進捗評価				取組評価			
		A	B	C	—	A	B	C	—
基本目標2 子どもの笑顔を育む環境づくり	45	37	8	0	0	29	16	0	0
1. 子どもの心身の健康づくり	9	7	2	0	0	6	3	0	0
2. 子どもの居場所・体験機会の提供	23	18	5	0	0	15	8	0	0
3. 学校・家庭・地域の連携の推進	13	12	1	0	0	8	5	0	0

【基本目標3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援】

基本目標3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援の進捗評価においては、35事業のうち、33事業(全体の94.3%)が「年度目標を達成」、1事業(全体の2.9%)が「年度目標を達成していないが、進行している」と評価されています。

基本目標	取組・事業数	進捗評価				取組評価			
		A	B	C	—	A	B	C	—
基本目標3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援	35	33	1	1	0	27	7	1	0
1. 障害のある子どもへの支援の充実	14	14	0	0	0	9	5	0	0
2. 児童虐待・DV等への対応	6	6	0	0	0	6	0	0	0
3. 自立が必要な家庭等への支援	11	9	1	1	0	8	2	1	0
4. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援	4	4	0	0	0	4	0	0	0

【基本目標4 子育てを応援する環境づくり】

基本目標4 子育てを応援する環境づくりの進捗評価においては、全25事業のうち、19事業(全体の76.0%)が「年度目標を達成」、6事業(全体の24.0%)が「年度目標を達成していないが、進行している」と評価されています。

基本目標	取組・事業数	進捗評価				取組評価			
		A	B	C	—	A	B	C	—
基本目標4. 子育てを応援する環境づくり	25	19	6	0	0	14	10	1	0
1. 仕事と子育ての調和の推進	6	3	3	0	0	3	3	0	0
2. 安全で子育てしやすい生活環境の整備	8	6	2	0	0	5	2	1	0
3. 子育て家庭への経済的支援	11	10	1	0	0	6	5	0	0

10 子どもの貧困対策計画の進捗評価

「上尾市子どもの貧困対策計画」の進捗や対策の効果等を評価・検証するため、5つの施策の柱を設定し、指標の数値を毎年管理・経年比較しながら数値の改善を目指し、必要に応じた施策の見直し等を図っています。

【教育の支援指標】

No.	指標	計画作成時点の実績値	令和5年度実績値	令和6年度目標値
1	幼・保・小連絡協議会の開催校数 【内容の充実】	22校 (令和3年度)	22校	22校
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93% (令和2年度)	92.9%	99.6%
3	子どもの高等学校等進学率	99.4% (令和3年5月1日)	99.4% (令和5年5月1日)	99.6%
4	日本語指導職員による児童・生徒対応率【内容の充実】	100% (令和3年度)	100%	100%

【生活の支援指標】

No.	指標	計画作成時点の実績値	令和5年度実績値	令和6年度目標値
5	食育の推進(朝食を必ず食べる割合)	【小】93.3% 【中】89.9% (令和3年11月1日)	【小】92.8% 【中】89.7% (令和5年11月1日)	【小】96.0% 【中】94.0%
6	ヤングケアラー実態調査の実施	未実施 (令和3年度)	実施	実施
7	スクールソーシャルワーカーによる対応率	95% (令和2年度)	100%	100%
8	若者相談における若者本人が相談した割合	50.8% (令和2年度)	35.1%	64%
9	子ども食堂の数	8 (令和3年度)	8 (うち1か所コロナにより休止)	10

【就労の支援指標】

No.	指標	計画作成時点の実績値	令和5年度実績値	令和6年度目標値
10	児童扶養手当受給者の就労率	82% (令和3年度)	84%	85%
11	放課後児童クラブ(学童保育所)の設置数	40か所 (令和3年度)	40か所	41か所
12	一時預かり保育所の設置数	16か所 (令和3年度)	16か所	17か所
13	病児・病後児保育所の設置数	4か所 (令和3年度)	4か所	4か所
14	ファミリー・サポート・センター会員数	810人 (令和2年度)	768人	820人

【経済的支援指標】

No.	指標	計画作成時点の実績値	令和5年度実績値	令和6年度目標値
15	児童扶養手当受給者のうち、養育費を受け取っている世帯の率	25% (令和3年度)	23%	30%
16	生活保護世帯の中学生3年生の学習支援事業利用率	43% (令和2年度)	35.7%	60%
17	生活保護世帯に対する実費徴収(特定教育・保育施設等)に係る補足給付事業支給率【支給率の維持】	100% (令和2年度)	100%	100%

【包括的支援指標】

No.	指標	計画作成時点の実績値	令和5年度実績値	令和6年度目標値
18	乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)の訪問割合	92.6% (令和2年度)	98.7%	98.7%
19	福祉の総合相談窓口の設置	未設置 (令和3年度)	設置	設置
20	子育て世代包括支援センター相談件数	窓口相談1,640件 電話相談2,098件 (令和2年度)	窓口相談2,253件 電話相談2,271件	窓口相談2,300件 電話相談2,480件
21	地域子育て支援拠点利用者数(延べ人数)	25,723人 (令和2年度)	69,089人	80,231人

11 関係団体等ヒアリング

本市の現状と課題を分析・整理するにあたって、こどもや子育て、若者に関わる関係団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。

■調査の対象

	調査対象者	件数
1	団体(主任児童委員、子育て支援NPO法人、青少年育成連合会、子ども・若者支援NPO法人、子ども食堂・フードパンtries実施団体)	11件
2	施設・学校代表者(公立保育所長、公立小・中学校長、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点)	45件
3	保護者代表者(幼稚園・私立保育所・公立保育所保護者、市PTA連合会、障害児保護者)	12件

■配布の方法・調査時期

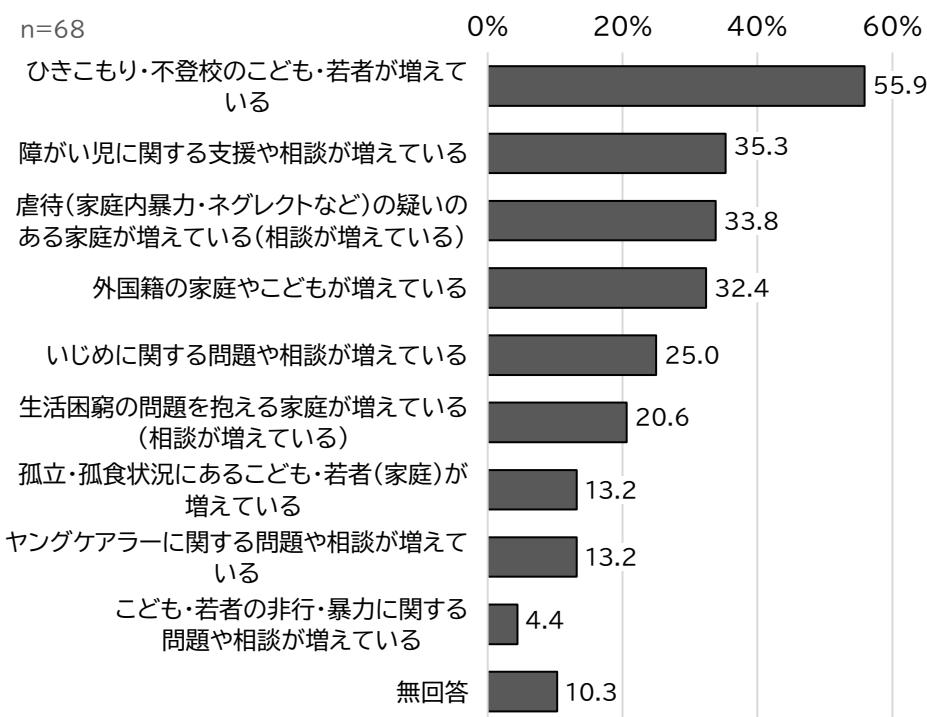
令和6年7月～8月【郵便配布・回収またweb回答による回収】

(1)調査結果(共通調査項目)

①本市におけるこども・若者の課題について

本市のこども・若者の課題については、「ひきこもり・不登校のこども・若者が増えている」が55.9%で最も多く、次いで「障がい児に関する支援や相談が増えている」が35.3%、「虐待(家庭内暴力・ネグレクトなど)の疑いのある家庭が増えている(相談が増えている)」が33.8%となっています。

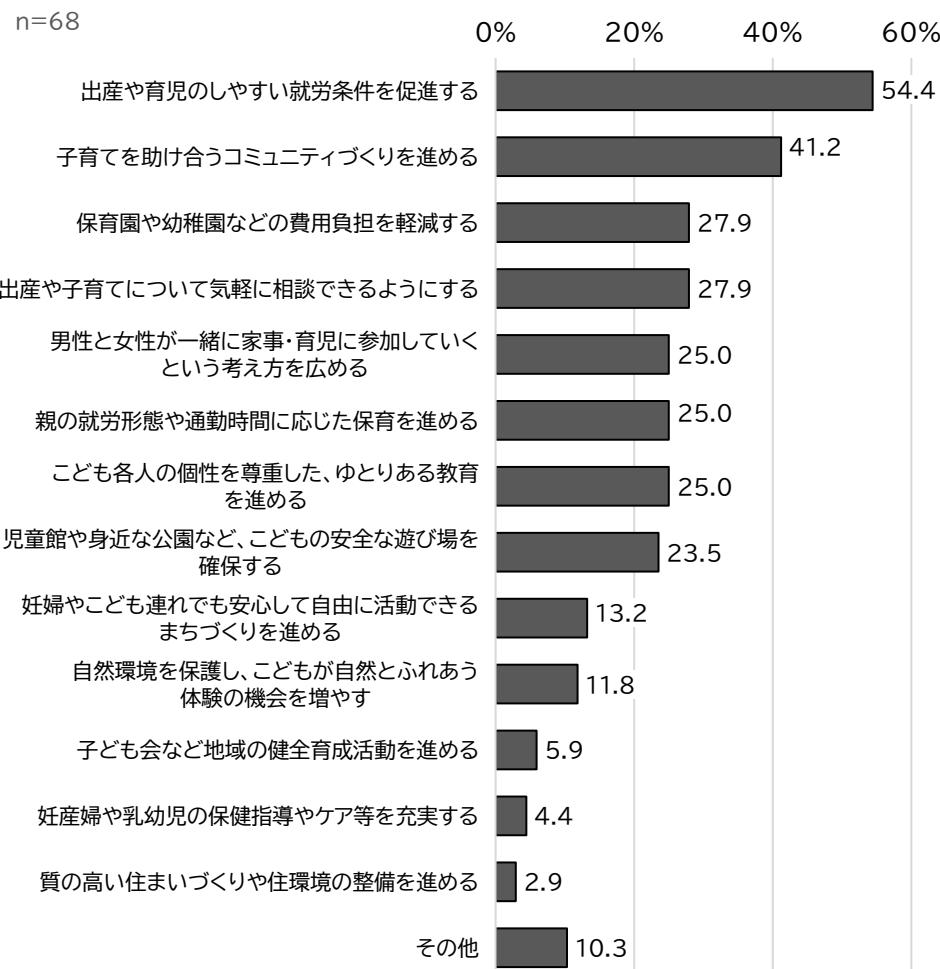
◆本市のこども・若者の課題について



②こどもを健やかに産み育てるために、必要と思われること

こどもを健やかに産み育てるために、必要と思われることは、「出産や育児のしやすい就労条件を促進する」が54.4%で最も多く、次いで「子育てを助け合うコミュニティづくりを進める」が41.2%、「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」、「出産や子育てについて気軽に相談できるようにする」が同率で27.9%となっています。

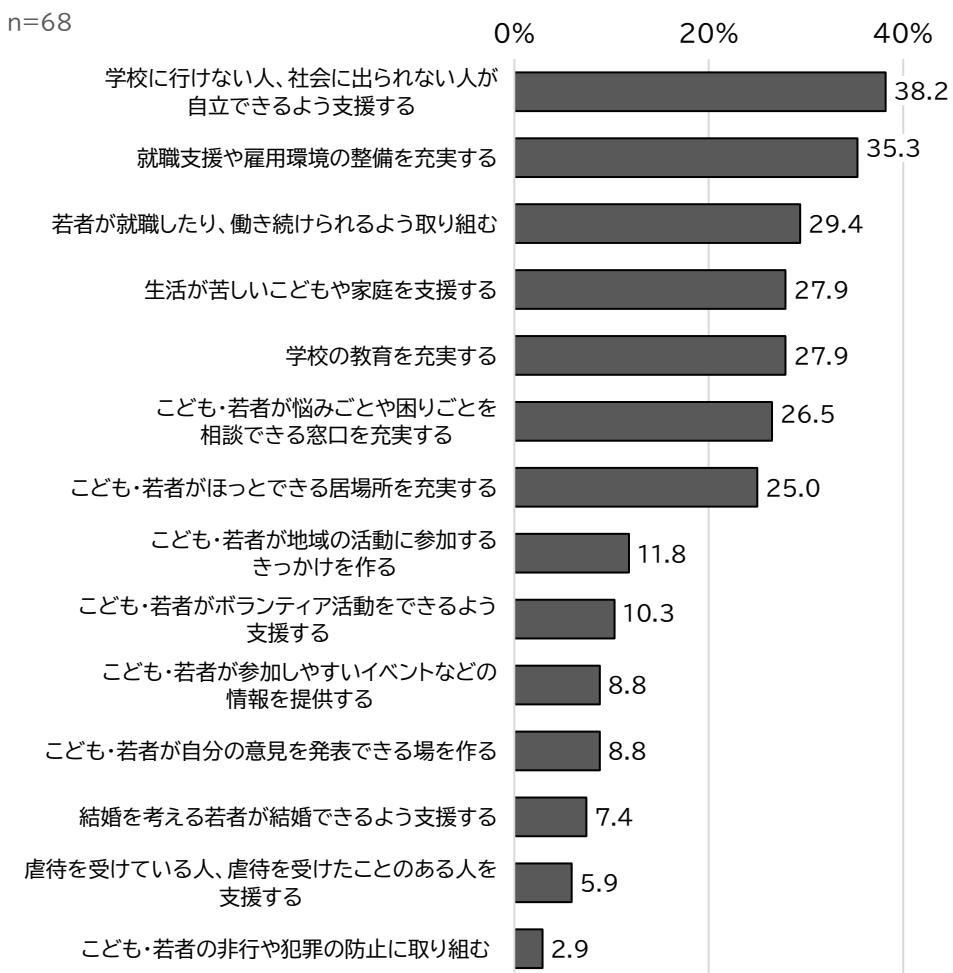
◆こどもを健やかに産み育てるために、必要と思われること



③より若者に住みやすいまちにしていくために必要なこと

より若者に住みやすいまちにしていくために必要なことは、「学校に行けない人、社会に出られない人が自立できるよう支援する」が38.2%で最も多く、次いで「就職支援や雇用環境の整備を充実する」が35.3%、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が29.4%となっています。

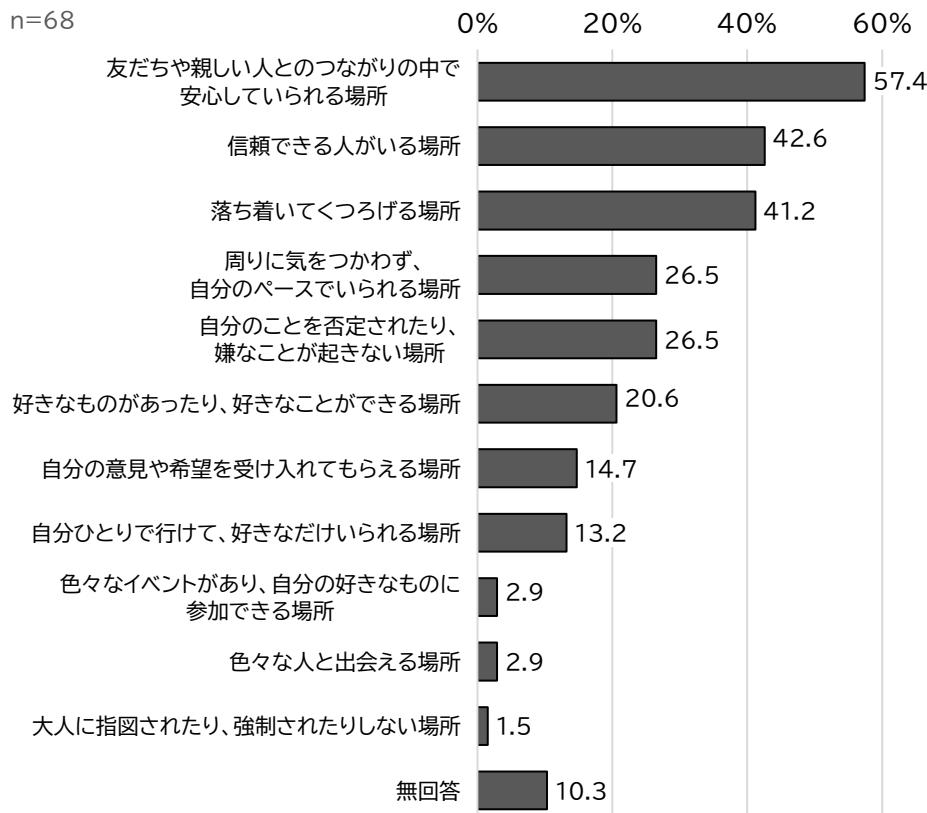
◆より若者に住みやすいまちとしていくために必要なこと



④こども・若者にとっての「居場所」について

こども・若者にとっての「居場所」については、「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」が57.4%で最も多く、次いで「信頼できる人がいる場所」が42.6%、「落ち着いてくつろげる場所」が41.2%となっています。

◆こども・若者にとっての「居場所」について



(2)ヒアリングでの主な自由記載

①上尾市として取り組んでほしいこと

【環境整備】

- ・様々なコミュニティづくりに関わるボランティアが活動できる場所を生み出してもらいたい。
- ・中学生の職業体験 高校生や大学生ボランティア(絵本等読み聞かせ)等 小さな子どもと触れ合う機会を子どもや若者につくる取組を行っていただけますと将来子どもを育てる時にとても役に立つと感じます。
- ・子どものことも、若者のことも、そのことに当たはまる部署、団体、機関だけでやっている感じがしている。支援策の手続き等をきちんとすることは大事なことだが、理解を広げることにも力を注いでほしい。
- ・声に出来ない市民の声(困り感)に耳を傾け、支援して欲しい。”このような相談は、〇〇課へ”いつでも受け入れてもらえる安心感のある対応。
- ・全世帯への家庭訪問。誰ひとり取り残さない、子どもまんなかにするには全ての子どもたちの家へ大人が家庭訪問をして話を聞きに行くしきみが必要だと考えます。

【人材育成】

- ・相談場所の紹介だけでなく、実際に家庭支援に関われる人材を増やしてほしい。
- ・子育て支援、乳幼児保育環境の充実、およびこれに関わる職員のさらなる処遇改善。
- ・スクールソーシャルワーカーや相談員を増員し、引きこもりや不登校生徒家庭とのやりとりを行い、学校と連携できる方がほしい。
- ・保育士の確保（延長時間、短時間、代替えなど）待遇、給料面の改善。
- ・充実した保育所生活が送れるように人的・物的環境の整備

【居場所づくり】

- ・子ども食堂がだんだん認知されて、気軽に参加する人が増えているが、上尾市においては、子どもの居場所が増えにくい。第一に会場が確保できない。
- ・児童・生徒が学校でなく気楽に通うことができる場所が地域ごとにあると良いと思います。
- ・放課後が子どもにとってほっとできる時間になるような環境づくりに取り組んでいただきたい。
- ・親子で通える子育てサロン(有料)フリードリンク付きなど、子育ての孤独感を軽減できるスペースづくり・子どもを預ける・預かるだけでなく親子で一緒に楽しめる公園や施設の整備。

【連携強化】

- ・行政と学校、地域がより密になる。
- ・連携していくには信頼関係を作ることが大切だと考える。状況に応じて話し合いができる場を設けてもらえるといいのではないか。
- ・相談・連携先となる施設、制度の利用がスムーズに行えるための仕組み。利用希望者に紹介する際や助言を行う際に、我々が紹介し易いツール等があるとよい。
- ・小学校との連携の強化への橋渡し。

②こどもや若者が、安心して意見を表明できる機会を増やしていくため必要なこと

【環境整備】

- ・こどもが意見を言いやすい学校づくり。
- ・社会全体で育てる意識、人権意識の高揚、コミュニケーション力の醸成、コミュニティやネットワークづくり。
- ・該当する人や年齢層に直接聞ける仕組みづくり。
- ・こどもや若者にも意見をきくこと、またその機会を作る。
- ・こどもや若者向けのパブリックコメントの活用など。
- ・市として学校等に直接出向いて児童生徒の声を聞く機会を企画する。
- ・意見を出しやすくする方法。ネットの利用。
- ・気軽に意見を表明できる仕組みと場の創出。
- ・こども議会の設置。
- ・実際に、こどもが考えるだけでなく、それを地域に伝える場を設ける。
- ・意見を書き込めるもの(手紙やSNSなどの掲示板)や、意見を言える場所(施設)等を利用する。
- ・若者主体のイベント(企画から若者主体で)。

【居場所づくり】

- ・児童館、青年館など誰でも気軽にいられる場所。
- ・こども達が行きやすい所に、1対1で気軽に話しや意見交換ができる場所を作る。
- ・常に安心して話せる場所を定期的に設ける。
- ・こどもや若者が大人に話しやすい場を多くつくる。大きな会議室で大勢の前で発言するのではなく、学校くらいの規模で意見を聞く、交換し合う。
- ・友達や親しい人との繋がりがある場所で自分の意見を伝えられたり受け止めてもらったりできる場所を作ること。
- ・改めて機会や場所を設定するのではなく、いつでもお気軽にできる環境の整備。

【人材育成】

- ・こどもに寄り添い、同じ立場で話しを聞く人や場を作る支援。
- ・こどもに対応する人たちに対しての研修。こどもの居場所を支援する。
- ・こどもや若者が安心して意見を表明できる機会を増やすためには、まず、こども一人ひとりに信頼して話をできる大人を増やすことと考えます。
- ・こどもに寄り添う姿勢。

【体験づくり】

- ・助けを求めていいということ、人を頼ることを経験できること、人の役に立てる経験が(「ありがとう」って言ってもらえる)できること。そういう関係や場所が身近にあるといいと思います。
- ・自分の思いを、誰かに伝えることの大切さを理解させること。
- ・行政等に公助を求めるだけでなく、社会の一員としての自覚を持たせることが必要かと思います。その意識を持つ若者が増えることで、困っている若者を救うことができるのではと思います。
- ・小さい頃からの、自分の意見を聞いてもらえる、相手の話にも耳を傾けるという経験。

③市が行っている子育て支援、若者支援、今後求められることなど意見や提案

【支援強化】

- ・不登校対策(専門家・相談員を増やす。)
- ・若者や子どもの居場所があるとよい。フリースクール、子ども食堂など。
- ・保護者の心身の健全さが、子育てに大きく影響すると考える。社会的孤立や経済的な問題等により、幸福度が低い、メンタル的な問題を抱えている保護者への支援の充実が必要。
- ・発達障害等のハンデを持つ子どもおよびその保護者のへの支援をもっと充実させてほしい。
- ・安心して、子育て出来るための援助。預け先に困らない受け入れ体制。安定した仕事に就くことができ、夢を持てるような働きかけ。

【連携強化】

- ・保健、教育、福祉、就労支援などの各部門が一体となり、情報共有と連携を密にすることで、利用者が一箇所で必要な支援を受けられるような仕組みを実現し、支援の質を高めることが重要。
- ・子育て中の家庭や若者が直面する多様な課題に対して、迅速かつ適切な対応が可能となるよう、支援体制の強化と向上に重点を置き、地域全体で子どもや若者を支える環境を整えることが不可欠です。
- ・本当に悩みを抱えている方は、自分から動き出せないと思うので、地域のつながりを大切にし、情報提供をしてもらい、支援につなげていく。
- ・町内会の方々、民生委員の方々の協力が得られるようにすること(通報等)。

【人材】

- ・小中学校の先生の欠員を補充。
- ・子育て支援、乳幼児の保育教育に関わる職員の安定的な確保のため、待遇の改善をさらに進めてほしい。
- ・質の高い教員の確保と育成。
- ・働きたい若者と、働き手が欲しい職場とを、マッチングするようなコーディネーター。

【関係構築】

- ・担当課との懇談の場でもあれば新しい何かが見えるかなと期待しています。
- ・対等な話し合いができる場や関係を築いていければと常々思っています。

【啓発】

- ・子育て支援に関して、出産前から支援センターを周知して欲しい。今後も様々なイベント等で子育て支援センターの取組を知ってもらえたならよい。
- ・上尾市で子どもを出産したいと思うようなまちづくり。

【課題】

- ・子どもの問題が複雑化するとともに、見えにくくなってきてていることが心配である。

④障害児・者施策で今後充実してほしい施策

- ・障害児の医療施設が上尾にあるといいなと思う。
- ・障害児専用の遊び場がほしいです。健常児と一緒にあやまつばかりで肩身が狭くなり、出かけることさえもためらうようになっています。思いきり遊ばせてみたいです。
- ・民間保育所での障害児保育。
- ・幼稚園に通う発達支援児への加配制度。
- ・障害児の病院、歯医者、美容院。
- ・児童発達支援の事業所の併用が可能になると、療育の幅が広がると感じています。
- ・卒業してからの仕事などの支援。

12 本市の現状からみた主な課題

こども・若者の環境の変化やそれに対応する国・県の動向などを踏まえて、本市における今後のこども・若者、妊産婦、子育て当事者支援に関する課題を次により整理します。

(1)少子化の対策に向けた更なる取組の充実

本市では、令和元年以降、各年での増減があるものの出生数が1,444人前後、婚姻数が870件前後で推移し、減少傾向となっており、合計特殊出生率も、1.19と減少しています。ただし、本市の住民基本台帳人口移動は、令和3年から令和5年で転入超過となっています。年代別では、0歳～14歳および25歳～49歳の子育て世代の転入する人が増えている状況です。

また、未婚率では、男女ともに年代が低いほど未婚率が高く、女性は各年代とも増加傾向となっており、未婚化・晚婚化が進行しています。アンケート調査の結果では、結婚していない人の約半数が「いざなは結婚したい」と考えているものの、出会いの機会の減少、経済的な不安などから希望がかなえられていない状況です。

少子化に歯止めをかけるためには、安心して妊娠・出産を行うことができるよう身近な相談体制の充実、多様なニーズに対応した支援、誰でも分かり易い正しい知識の啓発、理想の子どもの人数を産み育てることができる精神的、経済的な支援の拡充が重要です。また、本市としては、子育て世代にとって子育てしやすい魅力ある取組も重要です。

未婚化・晚婚化の視点では、結婚に対する多様な価値観を尊重しつつも、結婚・子育てを希望する人が将来の展望を前向きに捉えることができるよう、結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援が重要です。

(2)子育てと仕事の両立に向けた意識の醸成

本市の就業状況をみると女性の各年代で上昇傾向にあり、就業者数も増加しています。今後も働く女性の増加、それに伴い共働き世帯も増加していくものと予測されます。アンケート調査結果でも現在就労していないと回答した割合は10ポイント程度減少しており、就学前では6割、小学生では8割の母親が就労中と回答しています。

今後は、キャリアアップを目指す女性や家事・育児に関わりたい男性など多様な家族の在り方に応じた支援や全ての子育て家庭が平常時・非常時問わずそれぞれが必要とする支援につながることができ、安心してこどもを育てられる環境の整備を行政・子育てに関わる地域全体で取り組むことが重要です。

あわせて、男女にかかわらず家事・育児を協力して行うことや家庭の大切さなどの意識形成を図る啓発、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会全体での取組を啓発していく必要があります。

(3)成長段階に応じた子育て支援サービスの充実

本市の12歳未満の児童数は年々減少している一方、保育所・認定こども園の入所児童数や放課後児童クラブの利用児童数は、令和2年度と比較し増加している状況です。アンケート調査からも、現在就労していないと回答した母親の割合は、5年前より減少している結果となっており、今後も母親の就業率の上昇により、更なる保育ニーズの増加及び多様化が見込まれます。

こどもの成長段階に応じて安定的な保育・子育て支援サービスが供給できるよう、将来的な需要量を適切に把握し、それに継続して対応できる確保体制を整備していくことが必要です。また、多様な保育ニーズに対する受け皿や、困難を抱えた家庭への寄り添った支援サービスが確保されるよう、提供体制の充実を図る必要があります。

(4) 子どもの貧困に対する支援の充実

アンケート調査の結果によると、本市の就学前から中学生の子どものいる世帯のうち、生活困難層に該当する割合は7.1%となっており、令和3年度調査結果の9.4%から改善が見られます。ただし、生活困難層のうち過去1年間の間に家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した割合は3割近くにのぼっています。こうした状況は、経済的な要因だけでなく、家庭の養育力不足や社会的孤立など複合的な要因を背景としていることが伺えます。

このような生まれ育った環境に左右されず、全ての子ども・若者が、心身の健康と多様な経験や学習の機会を確保され、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる社会を目指す必要があります。貧困及び貧困の連鎖と家庭状況による格差解消のためには、経済的支援のほか、教育の支援、生活の安定に資するための支援、就労支援など、多方面から学校、行政、地域が連携し社会全体で取り組むことが求められています。

(5) 全ての子ども・若者が安心して過ごせる環境づくり

子ども・若者における課題として、「ひきこもり・不登校」や「障害・医療的ケア」「虐待」「外国人市民の子どもの増加」などがあげられます。子育て支援団体へのヒアリング調査結果においても同様の相談が増えているとの回答が多くみられます。

子ども・若者にとって良好な成育環境を形成していくためには、その家庭の状況に応じた支援により、切れ目のない子ども・若者の成長を支える環境づくりを進める必要があります。

また、全ての子ども・若者のライフステージに応じて、落ち着いて遊んだり過ごしたりするための居場所づくりや地域における子育て家庭の見守りなどにより、気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、子どもを巻き込んだ事故や犯罪を未然に防ぐ更なる取組が必要です。

(6) 子ども・若者の未来につながる環境づくり

アンケート調査結果では、将来、なりたい職業や夢がないと答えた子どもの割合は、年齢が上がるほどに高くなっています。

子ども・若者が夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会とするためには、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むことができる環境づくりが必要です。

そのため、子ども・若者の人権を尊重しつつ、子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めていくことが重要です。また、子ども・若者、子育て当事者が、安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「第6次上尾市総合計画」で掲げた将来都市像「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を目指したまちづくりに取り組んでおり、こども・子育て支援に関しては、保健・医療・福祉分野及び子育て支援・教育等分野において、各種サービスの充実や連携強化を図っています。

また、「第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画」においては、「安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり」を基本理念に掲げ、妊娠・出産や子どもの健やかな成長を支援し、子どもたちの笑顔があふれ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てすることができるまちづくりを目指してきました。

さらに、「上尾市子どもの貧困対策計画」においては、「すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持ち、豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育む環境をつくる。」を基本目標に掲げ、全ての子どもたちが自分の目標に向かって努力できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることを目的として、貧困対策を総合的に推進してきました。

子ども大綱では、全ての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのこと踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏まえつつ、新たな基本理念「子ども・若者とその家族が自分らしく輝けるまちづくり」を掲げ、全ての子ども・若者・妊産婦・子育て当事者が誰一人取り残されることなく、地域社会全体で子どもと若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる上尾市を目指します。

【基本理念】

こども・若者とその家族が 自分らしく輝けるまちづくり



2 計画の基本目標

本計画はこども大綱を踏まえ、4つの基本目標を設定し、こどもや若者、妊産婦、子育て当事者のライフステージの段階に応じた支援とライフステージを通した切れ目のない支援に努めます。

■ 基本目標1 妊娠前から幼児期における支援体制の充実

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしている全ての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援の充実を推進します。

また、親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、不安を感じることなく心配ごとを気軽に相談できる体制の充実のほか、子どもが健やかに過ごせることはもちろん、安心して子どもを預けられる保育環境の充実などにより、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

■ 基本目標2 学童期・思春期・青年期における支援体制の充実

子ども・若者が、家庭や学校に限らず安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進するとともに、基礎学力を身に付けられる学習環境の充実、子どもの可能性を広げる様々な学びや多様な体験活動の充実、子どもを安心して預けられる放課後児童クラブ（学童保育所）の環境整備など、青少年の健全育成に資する取組を進めます。

また、全ての若者の健やかな成長を見守り、生きづらさを抱える若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための環境づくりを進めます。

■ 基本目標3 こども・子育てを応援する環境づくり

子育てと仕事を両立しやすくするため、子育て当事者などへの意識啓発を図るとともに、働き方改革の推進など、企業への働きかけを行い、地域や社会全体で子どもを育てやすい環境や仕組みづくり、子育て家庭の負担軽減に取り組みます。

また、子どもの権利の保障や利益を実現するため、子どもの意見を尊重する取組を進めています。

■ 基本目標4 様々な支援が必要なこども等の支援体制の充実

障害、疾病、虐待、生活困窮、外国人市民、その他の事情により支援を必要とする子どもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行うほか、子どもと子育て当事者が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域生活の自立に向けた関係機関との体制の充実を図ります。

3 施策の体系

こども・若者とその家族が自分らしく輝けるまちづくり

基本目標		施策の方向
ライフステージ別のこども・子育て支援	基本目標1 妊娠前から幼児期における支援体制の充実	1 親と子の健康づくりに向けた支援 (1)妊活からの切れ目のない支援 (2)乳幼児の健康づくり・相談等の充実 (3)訪問指導・育児教室等の充実
		2 教育・保育事業の推進 (1)就学前の教育・保育の充実 (2)多様な保育サービスの充実 (3)インクルーシブ教育の推進
		3 地域における子育て支援の充実 (1)子育て相談・情報提供の充実 (2)地域における子育て支援体制の充実
		1 こどもの心身の健康づくり (1)運動・スポーツの機会の拡充 (2)小・中学校での食育の推進 (3)学校保健の推進 (4)道徳や情報モラル教育の推進
		2 こどもの学び (1)学校教育における学力の保障 (2)個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 (3)インクルーシブ教育の推進 (4)成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育の推進 (5)高校中退の予防、高校中退後の支援 (6)教職員が力を発揮できる環境の整備 (7)体罰や不適切な指導の防止
		3 こどもの居場所・体験機会の提供 (1)放課後児童対策の充実 (2)こどもの居場所・遊び場の充実 (3)多様な体験活動の場の提供
		4 学校・家庭・地域の連携の推進 (1)地域ぐるみでの家庭教育の推進 (2)各種こども相談事業の充実 (3)いじめ・不登校・非行の未然防止 (4)開かれた学校づくり・学校安全の推進
		5 青年期の支援 (1)高等教育の修学支援 (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 (3)結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援 (4)悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実

基本目標	施策の方向
ライフケーストを通したこども・子育て支援 基本目標3 こども・子育てを応援する環境づくり	<p>1 仕事と子育ての調和の推進</p> <p>(1)多様な働き方の見直しに係る啓発 (2)男女共同参画の意識づくり (3)子育てを応援する企業の啓発 (4)就労支援と再就職のための支援</p> <p>2 子育てしやすい環境の整備</p> <p>(1)経済的支援の充実 (2)安全な地域環境の整備 (3)子どもの安全・防犯対策の推進 (4)住環境の整備とユニバーサルデザインの推進 (5)切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>3 社会全体での後押し</p> <p>(1)こども・若者が権利の主体であることの共有等 (2)こども・若者が活躍できる機会づくり</p>
基本目標4 様々な支援が必要なこども等の支援体制の充実	<p>1 障害のあるこども及び家庭への支援の充実</p> <p>(1)障害のある子どもの療育・保育の充実 (2)障害のある子どもの地域生活への支援 (3)障害のある子どもを養育する家庭への支援</p> <p>2 自立が必要な家庭等への支援</p> <p>(1)こども・若者への支援 (2)子育て当事者への支援 (3)市民への啓発</p> <p>3 生きづらさを抱えるこども等の支援</p> <p>(1)児童虐待防止の推進 (2)ヤングケアラーへの支援 (3)こども・若者の自殺対策 (4)社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 (5)DV・女性相談の充実</p> <p>4 外国人市民の家庭や外国につながるこどもへの支援</p> <p>5 地域連携支援</p> <p>(1)上尾市こども支援ネットワークの連携強化 (2)上尾市子ども・若者支援地域協議会の連携強化</p>

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 妊娠前から幼児期における支援体制の充実

1 親と子の健康づくりに向けた支援

■現状の課題■

- 全ての母子が安心・安全で健やかに妊娠期・出産期、産後期を迎えるようにするために
は、母子の健康状態を確認する観点から、継続的な支援が必要不可欠です。
- 虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応を行うため、妊産婦
や乳幼児に関する相談・支援を行う母子保健機能と、子どもの養育に困難を感じている家庭な
どに関する相談・支援を行う児童福祉機能の一体的な相談支援体制が求められています。
- 周産期から乳児期には、出産や育児への不安を軽減するため、訪問指導や教室等を充実し
ていく必要があります。
- 支援が必要な家庭において、育児不安や育児ストレスから、虐待につながることがないよう
訪問支援や相談支援を行っていくことが重要です。
- 乳幼児期は生涯を通じた健康づくりに重要な時期であり、心と体の健康がその基盤となる
ことから、親と子が健やかに過ごすことが必要です。
- 不妊に悩む夫婦が、妊娠に向けて前進していくよう、支援をしていく必要があります。
- 発育・発達に不安のある乳幼児の保護者が、育児に対する不安を軽減し、子どもが健やかに
成長していくよう支援をしていく必要があります。

■施策の方向性■

(1) 妊活からの切れ目のない支援

- 不妊症看護認定看護師の資格を持つ妊活カウンセラーが妊活及び不妊等の相談を実施します。
- 不育症に関する相談窓口の情報提供を行うとともに、不妊検査費や不育症検査費の一部を助成します。
- 妊娠婦及び乳幼児の健康管理のため母子健康手帳を交付するとともに、妊娠・出産、子育ての支援を実施するため、全ての妊娠婦に対し母子保健コーディネーターが面接し、母子保健サービスの情報提供や、相談支援を行っていきます。
- 支援を必要とする産婦に産後ケアの情報が行き届くよう、妊娠届出の面接や産婦・新生児訪問の際に、情報提供をしていきます。
- 産後の体調管理や赤ちゃんのお世話について助産師による講話、育児相談、参加者同士の交流などを実施し、地域の母親同士の仲間づくりを促し、家庭や地域で安心して育児に臨めるようサポートします。
- 低出生体重児の健全な成長発達を促すこと、保護者の不安の軽減のため、交流会の支援を行います。
- 妊娠婦の心配事や家庭でのこどものしつけ、行動に関する子育ての悩みなど、妊娠期から子育て期に関する相談に福祉・母子保健の専門の資格を持つ職員が、必要に応じて関係機関等と連携しながら相談を実施します。また、訪問支援員が訪問し、サポートプランに基づいて、家事や子育て等の支援を行います。
- 安心・安全に妊娠、出産、育児ができるよう、妊娠健康診査やがん検診の受診率の向上や、健康診査の機会を提供します。



«主な取組・事業»

- ◇こうのとり相談(妊活・不妊相談)
- ◇不妊検査費・不育症検査費助成事業
- ◇妊娠届出時における伴走型支援(母子健康手帳の交付・アンケート実施)
- ◆妊婦健康診査(量の見込みと確保方策)
- ◆産後ケア(量の見込みと確保方策)
- ◇産後カフェ
- ◇のびのびキッズ(低出生体重児のつどい)
- ◆子育て世帯訪問支援事業(量の見込みと確保方策)
- ◇子育て家庭の総合相談窓口
- ◇20~30歳代ヘルスチェック
- ◇子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症健診

◆は、子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業を指す。(以下、同様)

(2)乳幼児の健康づくり・相談等の充実

- 4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達を支援し、健全な育成を図ります。
- 発育・発達面において心配がある乳幼児に対し、小児科専門医等によるフォローケン診を実施し、子どもの発育・発達面の経過観察と保護者の不安の軽減につなげます。
- 予防接種やフッ素塗布を適切な時期に実施し、乳幼児の健やかな成長を支援します。
- 「アッピー子育て応援ナビ」を周知するとともに、登録者に対し、健診記録、予防接種スケジュール、離乳食サービス、医療機関検索等について、プッシュ通知を含めた情報発信を行っています。
- 10か月児健康相談や子育て支援センターでの育児相談などを実施し、子どもの健全な発育・発達の支援、育児不安の軽減につなげます。
- ことばの遅れや、行動に心配のある幼児に対して、心理・言語の専門スタッフによる相談を実施します。
- オンラインを活用し、妊娠中や産後の心と体の悩みや育児、産後の仕事と家事・育児の両立やパートナーとの関係などの悩みを相談できる体制を充実します。



《主な取組・事業》

- ◇乳幼児健康診査
- ◇発達クリニック
- ◇予防接種
- ◇アッピー子育て応援ナビ
- ◇子育て支援センターにおける育児相談
- ◇10か月児健康相談・乳幼児健康相談(にこにこ相談会)
- ◇ことばとこころの相談
- ◇フッ素塗布の実施
- ◇オンラインカウンセリング

(3)訪問指導・育児教室等の充実

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭をこんにちは赤ちゃん訪問員(保健師・助産師)が訪問し、子どもの発育、健康状態等の確認をしながら、子育ての相談に応じます。
- 育児不安等の軽減や孤立化の予防を図り、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、居宅を訪問し、養育に関する支援を行います。
- 訪問による支援により子育てに関する情報の提供や地域子育て支援拠点等の利用につなげ、相談の場・友人の輪を広げるなど子育てをサポートします。
- 産科医療機関と連携し、周産期の段階から支援が必要な家庭への訪問を行い、早期の育児不安等を軽減し虐待の予防を図ります。
- 妊婦教室・両親学級(プレママ教室・パパママ教室)やふたご♡みつごのワクワクルームを実施し、安心して子育てできるよう支援します。
- 妊婦や乳幼児を育てている保護者などを対象に、歯や食に関する学習や相談の機会を提供します。



«主な取組・事業»

- ◆乳児家庭全戸訪問事業(量の見込みと確保方策)
- ◆養育支援訪問事業(量の見込みと確保方策)
- ◇訪問型子育て支援
- ◇周産期からの虐待予防強化事業
- ◇妊婦教室・両親学級(プレママ教室・パパママ教室)
- ◇ふたご♡みつごのワクワクルーム
- ◇「食」に関する学習機会や相談の充実(妊婦教室、新米家族のきずなレストラン、乳幼児健康診査、10か月児健康相談、にこにこ健康相談会、離乳食教室、親子料理教室)
- ◇「歯」に関する学習機会や相談の充実(妊婦教室、10か月児健康相談、乳幼児健康診査)

2 教育・保育事業の推進

■現状の課題■

- 令和6年4月現在、市内には、幼稚園が16園、保育所(園)が39園、認定こども園が5園あり、約6,300人の園児が在籍しているほか、地域保育を実施する26か所の施設では、約400人が在籍しており、引き続きニーズに応じた受け入れ体制の確保を図っていく必要があります。
- 母親の就業率の向上やライフスタイルの多様化などに合わせた、子育て支援サービスの充実が求められています。
- こどもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支えるために、質の高い教育・保育の提供が必要不可欠です。
- 保育施設等が良質な育成環境の維持・向上を図るため、幼稚園や保育施設等に対して巡回相談や保育者向けの研修等が必要となります。
- 保育施設の増加等により全国的に保育分野における人材不足が続いているおり、幼稚園教諭・保育士の人材確保が課題となっています。
- こどもの豊かな人間性を育むために、障害の有無にかかわらず、こどもがともに遊び、育ち合えるよう、インクルーシブの推進が重要です。
- 園児が安心して小学校への入学、学校生活を送れるよう、幼・保・小の連携による円滑な接続が必要不可欠です。

■施策の方向性■

(1) 就学前の教育・保育の充実

- 保育ニーズへの対応や待機児童の解消に向けて、必要に応じ保育所(園)や認定こども園の整備、拡充を図ります。
- 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校との連携・交流の充実を図ります。
- 幼・保・小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。
- 保育所給食では、子どもたちの成長の中で「食」を選択する力を習得できるよう取り組んでいきます。
- 幼稚園、保育所(園)、認定こども園に子どもが3人以上通っている世帯の保育料や副食費を軽減します。
- 保育所保育指針に基づき、一人ひとりに寄り添った保育を実施するほか、保育所で歌や遊びを通して、楽しみながら英語に触れる機会を創出します。
- 職員研修計画に基づき、認可外を含む保育施設職員を対象にした研修等を実施し、知識や技術を高め、保育の質の向上を図ります。



«主な取組・事業»

- ◆通常保育事業(量の見込みと確保方策)
- ◇幼児教育・保育の無償化
- ◆保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等への支援(量の見込みと確保方策)
- ◆多様な事業者の参入促進・能力活用事業(量の見込みと確保方策)
- ◇幼児教育の振興
- ◇小学校への円滑な接続
- ◇保育所(園)における食育の充実
- ◇多子世帯の保育料等の負担軽減
- ◇保育における幼児教育の推進
- ◇保育の質の向上
- ◇保育士人材確保支援
- ◇保育所英語体験の実施

(2)多様な保育サービスの充実

- 多様な保育ニーズに対応し、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児の一時預かりを実施します。
- 保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価機関による評価を行います。
- おむつを用意する保護者の負担軽減のため、定額でおむつが使い放題となるサービスを実施します。
- 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で通園給付を行います。



«主な取組・事業»

- ◆延長保育事業(量の見込みと確保方策)
- ◆一時預かり事業(量の見込みと確保方策)
- ◇休日保育事業
- ◆病児・病後児保育事業(量の見込みと確保方策)
- ◇公立保育所第三者評価事業
- ◇おむつサブスクリプションサービス
- ◆こども誰でも通園制度(仮称)(量の見込みと確保方策)

(3)インクルーシブ教育の推進

- 障害の有無にかかわらず、交流を通じてこどもたちが多様性を認め合い、豊かな人間性を育めるよう、交流保育を行います。また、子ども・子育て支援複合施設「AGECOCO」において、地域の親子との交流を図ります。



«主な取組・事業»

- ◇AGECOCO ラウンジで遊ぼう！
- ◇交流保育事業

3 地域における子育て支援の充実

■現状の課題■

- 子育てに不安や負担感を持ちながら、相談相手がないなど、子育ての中で孤立を感じている家庭が増えており、これらを解消する必要があります。
- 親子が気軽に交流できるほか、子育て情報の提供及び子育てに関する相談、援助を行う子育て支援の場の充実が求められています。
- 子育て＝大変というネガティブなイメージが強くなっているため、子育ての楽しさなどを伝え、こどもを産み育てたいとポジティブに思える啓発を行う必要があります。
- 子育て世帯が、必要な情報を適切に入手できるよう、様々な媒体を活用した子育て支援情報の提供が必要です。
- 細やかな子育て家庭への支援を行っていくためには、地域で活動する子育て支援団体や、ボランティアなどの協力が必要不可欠です。

■施策の方向性■

(1)子育て相談・情報提供の充実

- 妊娠婦の心配事や家庭でのこどものしつけ、行動に関する子育ての悩みなど、妊娠期から子育て期に関する相談や、ひきこもり、ヤングケアラーなどのこども・若者に関する相談に福祉・母子保健の専門の資格を持つ職員が、必要に応じて関係機関等と連携しながら相談支援を行います。
- 子育てに関するいろいろな悩みや不安について、家庭児童相談室や児童館での相談を実施するほか、公立保育所では電話による育児相談を実施します。
- 子育てに役立つ様々な情報を掲載した「あげお子育てガイドブック」を発行するほか、インターネットやSNSを活用し、子育て家庭及びこれから子育てをする人の応援情報を発信します。
- 乳幼児とその保護者を対象に、地域子育て支援拠点施設で子育てに関する情報の提供及び相談・援助を実施します。
- 保育コンシェルジュを配置し、保育サービスについての相談・情報提供を実施します。
- 子どもの発育・健康について情報共有するなど親子の参加、親同士の交流を図る場として、また子どもたち自身の表現力や創造力を養う場として子育て事業(児童館アッピーランド、児童館こどもの城)を実施します。
- 子育てサロン等の親子が交流できる場を提供し、子育ての不安感、負担感を軽減できるよう、関係機関との連携を図っていきます。



«主な取組・事業»

- ◇子育て家庭の総合相談窓口(再掲)
- ◇電話育児相談(公立保育所)
- ◇家庭児童相談室
- ◇児童館における子育て相談
- ◇子育てに関する情報提供の充実
- ◇子育てウェルビーイング啓発
- ◆地域子育て支援拠点事業(量の見込みと確保方策)
- ◆利用者支援事業(保育コンシェルジュ)(量の見込みと確保方策)による保育サービスの相談・情報提供
- ◇子育て事業(児童館アッピーランド、児童館こどもの城)
- ◇子育てサロン

(2)地域における子育て支援体制の充実

- 子育て中の親子が相互に交流し、子どもの健全育成を図るため、子育て自主グループの連合体へ支援を行います。
- 地域子育て支援拠点施設、子育てサロン、市関係機関による連絡会を実施し、地域ネットワークの構築や地域コミュニティの育成を推進します。
- 上尾市社会福祉協議会と連携し、子育て支援に関するボランティア、ボランティアコーディネーターの育成を推進します。
- 地域で親子が集う場所として、母子愛育班が開催する親子のつどいを支援します。
- 保護者の就労や疾病など、様々な家庭の状況に応じて、子どもの送迎や預かり、家事支援などをを行う地域における子育て支援サービスを提供します。
- 多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう、子ども家庭センターと連絡調整を行う地域子育て相談機関の整備に努めます。
- 幼稚園・認定こども園における家庭教育の充実を図るために、未就園児教室、満三歳児保育を実施します。



«主な取組・事業»

- ◇子育てサークル等の支援
- ◇地域組織との連携
- ◇子育てボランティアの確保・育成
- ◇母子愛育班活動
- ◆ファミリー・サポート・センター事業(量の見込みと確保方策)
- ◆子育て短期支援事業(量の見込みと確保方策)
- ◆利用者支援事業(量の見込みと確保方策)
- ◇シルバー人材センターにおける子育て家庭の家事支援
- ◇幼稚園等における子育て支援

基本目標2 学童期・思春期・青年期における支援体制の充実

1 こどもの心身の健康づくり

■現状の課題■

- 運動をすることもしない子どもの二極化の傾向を解消するため、体力向上の取組を推進するとともに運動・スポーツを通じ、体を動かすことの楽しさに気付かせることが必要です。
- 少子化により、部活動の設置種目に関する学校間格差が進み、生徒が興味関心に合った部活動を選択することが困難になっていることや、教員が部活動を担当することによる負担が課題となっています。
- 社会環境や生活環境の変化によってもたらされる、食物アレルギーなどのアレルギー疾患、性に関する問題行動、心の健康、インターネット依存、薬物乱用の防止など現代的な健康課題への対応が重要となっています。
- 生涯にわたって心身の健康を保持・増進することができる児童生徒を育てるためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるなど、学校における食に関する指導の充実が必要です。
- 各校において、ICT端末の活用に係る校内ルールの作成や家庭との連携等の取組が進んでいますが、SNS上のトラブル等の課題は依然として残っており、児童生徒の実態に応じた更なるデジタル・シティズンシップ教育の充実に取り組む必要があります。

■施策の方向性■

(1)運動・スポーツの機会の拡充

- 児童館等で、身体を動かす機会を提供し、運動する習慣や意欲を養うとともに体力の向上を図ります。
- 休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行し、生徒にとって望ましい持続可能な環境づくりを進めます。
- こどもたちがスポーツに親しめる機会の創出とスポーツを通じた健康づくりの取組を推進します。



«主な取組・事業»

- ◇スポーツ・レクリエーション教室の開催(児童館)
- ◇部活動の地域移行
- ◇スポーツ大会・教室等開催事業

(2) 小・中学校での食育の推進

- 学校給食や教育活動を通して児童生徒に食に対する正しい知識が身に付けられるよう指導します。また、上尾市産の農産物を積極的に給食に取り入れ周知することで、食材・給食への関心を高めます。



«主な取組・事業»
◇食育の推進・学校給食の充実

(3) 学校保健の推進

- 児童生徒のむし歯予防や口腔保健の推進を図るとともに、その手段の一つとしてフッ化物洗口を普及啓発していきます。
- 児童生徒の心と体の健康の保持増進を図るため、「北足立学校保健会」と「上尾市学校保健会」を開催し、学校保健に関する活動を行っていきます。
- 児童生徒が性に関する正しい知識を得ることで、性感染症・性被害・性的搾取・望まない妊娠等の防止やLGBTQへの理解を深め、生涯を通じて、自分の「性」に対し、適切な態度や行動をとることができるよう啓発事業を行っていきます。



«主な取組・事業»
◇フッ化物洗口
◇学校保健会
◇性に関する啓発

(4) 道徳や情報モラル教育の推進

- 「特別の教科 道徳」を要として、全教職員の参加と協力により、学校の全ての教育活動を通じて道徳教育を推進します。
- 従来の「情報モラル教育」からの脱却を進め、「デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力」を身に付けることを目的とした「デジタル・シティズンシップ教育」への転換を一層推進します。



«主な取組・事業»
◇道徳教育の実施、デジタル・シティズンシップ教育への転換

2 こどもの学び

■現状の課題■

- 児童生徒が確かな学力を身に付けるためには、各学校が児童生徒の学習内容の定着状況を把握して成果と課題を明らかにし、改善計画を立て、学力向上に向け計画的に取り組むことが重要です。
- 障害の有無にかかわらず児童生徒が一緒に学ぶ機会を拡大し、「心のバリアフリー」を育むとともに支援籍学習を進めるなど、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育を推進していくことが必要です。
- こども・若者が社会の中で自立し、責任をもって行動できるよう、成年年齢を迎える前に様々な情報提供や体験をすることが重要です。
- 児童生徒と向き合い、一人ひとりの子どもの可能性を伸ばしていくためには、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境が必要不可欠です。

■施策の方向性■

(1)学校教育における学力の保障

- 国や県及び市の学力調査結果の分析結果から各校が自校の児童生徒の学力や学習の状況の把握に努めるとともに、具体的な計画を作成し学力向上を目指します。
- 児童生徒一人ひとりが「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱をバランスよく育成することにより深い学びの充実につながるよう努めていきます。
- 「英語活動」の実施により、小・中学校9年間を見通した英語教育を推進します。
- 「上尾市小中一貫教育基本方針」に基づく小学校・中学校9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を行います。
- 学校図書館支援員の研修会を実施して各校の取組を共有し、各小中学校における読書推進の取組を充実します。
- 掲示物や特設コーナーを設置し、明るく使いやすい学校図書館づくりに取り組みます。また、関係各課と連携し読書活動の推進に努め、各校の実態に応じた環境づくりを行います。

«主な取組・事業»

- ◇こどもの高等学校等進学率の向上
- ◇学習指導要領の確実な実施
- ◇学力向上プランの作成
- ◇英語教育推進事業
- ◇小中一貫教育推進事業
- ◇子ども読書活動推進事業の充実
- ◇学校図書館の充実



(2)個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- 授業等においてICTを活用することや、カリキュラム・マネジメントを充実させることで、個別最適な学びや協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図るための取組を推進します。



«主な取組・事業»

- ◊個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組

(3)インクルーシブ教育の推進

- 市内全ての小・中学校に特別支援学級を設置し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行えるよう、体制の充実を図ります。
- 障害の有無にかかわらず児童生徒が一緒に学ぶ機会を拡大し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。



«主な取組・事業»

- ◊インクルーシブ教育の充実

(4)成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育の推進

- 行政の取組を紹介する市政出前講座、大学などとの連携を通じて、子どもの見聞を広め、知識の向上や知的好奇心を刺激する機会の提供に努めます。
- 公立保育所において、市内の中・高校生の社会体験学習の受入れを行います。中・高校生の社会体験学習の一環としてふれあい体験を実施します。
- 地域の中での様々な体験活動や多くの人との触れ合いを通して、社会性や自立心などを養い、たくましく生きる力を身に付ける事業を実施します。



«主な取組・事業»

- ◊市政出前講座
- ◊インターナンシップ事業
- ◊中・高校生の乳幼児ふれあい体験
- ◊子ども大学あげお・いな・おかげわ、あげお子ども大学
- ◊中学生社会体験チャレンジ事業

(5)高校中退の予防、高校中退後の支援

- 生活保護世帯及び生活困窮世帯の高校生を対象に、学習習慣を身に付ける場、進学のための学習の場、進学や家庭の悩みを聞いてもらえる場として学習支援教室を開催するとともに、保護者に対する相談支援を行います。



«主な取組・事業»
◇学習支援事業

(6)教職員が力を発揮できる環境の整備

- 児童生徒の出席や成績、健康診断結果等の校務で作成する書式のデータ化及び各データの連携による事務の効率化を図ります。
- 事務的な業務の負担軽減を図り、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境づくり及び児童生徒と向き合う時間の確保を目指します。
- 教員の業務を支援するスクールサポートスタッフや児童生徒の学習を支援するアッピースマイルセンターを配置することにより、教職員が力を発揮できる環境の整備をし、きめ細かな指導の充実に取り組みます。



«主な取組・事業»
◇統合型校務システムの運用
◇デジタル採点システム
◇学習支援員派遣事業
◇小・中学校業務改善支援事業

(7)体罰や不適切な指導の防止

- 教職員の体罰や不適切な指導を防止するため、研修の実施、調査を行っています。



«主な取組・事業»
◇教職員の体罰や不適切な指導を防止するための各校における研修及び教育委員会の調査

3 こどもの居場所・体験機会の提供

■現状の課題■

- 放課後児童クラブ(学童保育所)の利用者数が増加しており、受け皿の確保のほか、預かりのニーズへの対応が求められています。
- 全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持てるよう、子どもの居場所を増やしていくことが求められています。
- 豊かな心を育むためには、児童生徒が発達段階に応じた様々な体験をすることが重要であり、多様な体験活動の実施が必要です。
- 社会性を培っていくことや地域とのつながりを深めていくため、異年齢、世代間交流につながる取組を進めていくことが必要です。

■施策の方向性■

(1) 放課後児童対策の充実

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図ります。
- 子どもたちの適切な「生活の場」を提供するため、専門的な知識や技能を身に付けた支援員の確保に努めます。
- 放課後児童クラブ(学童保育所)における障害のある児童の受入体制の充実を図ります。
- 長期休暇中における早朝開所や拠点での盆休暇中の開所など、放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組の充実に努めます。
- 地域の行事等の参加を通して、地域との連携を図り世代を超えた交流の実現を目指します。



«主な取組・事業»

- ◆放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(量の見込みと確保方策)
- ◇放課後児童クラブ(学童保育所)支援員・補助員の研修促進
- ◇放課後児童クラブ(学童保育所)における障害児受け入れ推進事業
- ◇地域の実情に応じた開所時間延長の取り組み
- ◇放課後児童クラブと地域との連携

(2) 子どもの居場所・遊び場の充実

- 子どもの居場所を新たに整備していくことに加え、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。
- 児童館において、年齢に応じた事業を実施するなど、各講座(事業)内容の充実に努めます。
- 健全な遊びの指導または体力増進の指導を行うため、各種事業の講師役・指導者として個人や団体のボランティアを確保します。
- 中・高校生に児童館の音楽室を開放するなど、文化活動の機会を提供することで、中・高校生の居場所づくりに努めます。
- 家庭や学校に居場所のない児童等の状況に応じた支援を包括的に提供します。
- 自分の地区(地域)において、遊びや異年齢交流ができるような放課後こどもの安心安全な居場所の整備について検討します。
- 市ホームページで啓発ウェブページを公開し、子どもの居場所に関する情報の提供に努めることで、子どもの居場所への理解などを啓発し「こどもまんなか」の居場所づくりの実現を推進します。
- 図書館における読み聞かせや絵本のプレゼント、読書パスポート配布など、読書に親しむ機会の提供と環境の整備を行います。



«主な取組・事業»

- ◇子ども向け講座の開催(児童館)
- ◇子どもの自主性や社会性などの向上につながる取り組み(児童館)
- ◇児童館における遊びの指導者、ボランティアの確保
- ◇中・高校生の居場所づくり
- ◇子どもの居場所づくり応援事業
- ◆児童育成支援拠点事業(量の見込みと確保方策)
- ◇放課後子供教室
- ◇放課後子供教室と放課後児童クラブの連携等による実施
- ◇小学校の余裕教室などの公共施設を活用した放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施
- ◇放課後における子どもの居場所の拡充のための連携
- ◇子どもの居場所の啓発
- ◇放課後における子どもの居場所整備の検討
- ◇子ども読書活動推進事業の充実(再掲)

※放課後子供教室の実施計画

(単位:か所／年)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3	3	3	4	5

(3)多様な体験活動の場の提供

- 地域の自然環境を活用した自然保護や環境教育の体験学習や市民参加型のイベントを開催し環境教育の機会の提供を行います。
- 地域の教育力の導入及び地域交流を図り、知識や経験を学ぶ教育活動を実施します。また、積極的に外部指導者の活用を図り、体験活動を推進します。
- 地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、学校の休日に体系的・継続的なプログラムを計画し、こどもにとって有意義な休日活動を提供します。
- ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を推進します。
- 学校ファーム等での農業体験活動では、各市内小・中学校において、植え付けから収穫までの複数の生育過程を体験し、児童生徒に対する食育や情操教育の充実を図ります。
- 上尾市青少年相談員協議会の親子キャンプ、または野外体験学習を通じた青少年の学びの場を実施します。



«主な取組・事業»

- ◇自然学習館管理運営事業の推進
- ◇地域交流の推進
- ◇土曜日の教育支援(公民館講座)
- ◇外部指導者の活用
- ◇ボランティア活動
- ◇福祉教育
- ◇学校ファーム等での農業体験活動
- ◇こどもの交流・自然体験学習

4 学校・家庭・地域の連携の推進

■現状の課題■

- 核家族化、少子化などが進み、地域のつながりの希薄化に伴う家庭の教育力の低下が指摘されている中で、地域全体で子どもの育ちを見守り、生きる力を育んでいくことが求められています。
- 児童・生徒が、いじめや不登校、非行により将来の人生に悪い影響を与えないよう、未然に防ぐ取組を行うことが必要不可欠です。
- 子どもを取り巻く環境が複雑さを増す中で、子どもに関する相談も多様化しており、専門の相談員による支援のほか、関係機関との連携を図るなどして問題解決にあたる必要があります。
- 児童・生徒が安心安全に学校生活や日常生活を送れるようにするためにには、子どもが多くの時間を過ごす学校を介した家庭・地域・関係機関のつながりが必要です。

■施策の方向性■

(1)地域ぐるみでの家庭教育の推進

- 家庭教育に関する講座を実施する幼稚園の保護者会に対して支援します。また、公民館にて趣向を凝らした親子講座を実施します。



- «主な取組・事業»
- ◊家庭教育の支援
 - ◊親子講座の実施

(2)各種子ども相談事業の充実

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの心の相談、教職員・保護者への指導助言を行います。
- 家庭や児童・子育てに関する悩みや不安に専門の相談員が対応し、関係機関と連携しながら支援を行います。
- 不登校やニート、ひきこもり等自立に向けて悩んでいる本人もしくはその家族に対し、心理相談員が相談を受けます。
- ヤングケアラーなど、子ども・若者に関する相談に専門の相談員が、学校などの関係機関等と連携しながら相談支援を行います。



- «主な取組・事業»
- ◊スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
 - ◊家庭児童相談室(再掲)
 - ◊青少年相談事業
 - ◊子ども・若者相談
 - ◊子育て家庭の総合相談窓口(再掲)

(3)いじめ・不登校・非行の未然防止

- 学校と地域との連携による広域的・総合的な生徒指導の取組を推進します。
- 少年補導委員を中心に、関係機関や団体、地域との連携により、現状のこども・若者の状況に即した活動を行い、非行の未然防止に取り組みます。
- いじめ・不登校等の課題に対応し、児童生徒及び保護者の相談・支援を行い、担任をはじめとする教員と連携して課題の解決等にあたります。
- 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき策定された各学校の「いじめ防止基本方針」に則った対応を図り、道徳科や特別活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組を実施します。
- 「上尾市不登校対策基本方針」に基づき、総合的な不登校対策を効果的に推進し、児童生徒の健やかな成長を支えています。
- 学校が弁護士から直接法的なアドバイスを受けることで、問題の未然防止や早期解決を図ります。



«主な取組・事業»

- ◇生徒指導推進協議会の推進
- ◇街頭補導活動事業
- ◇さわやか相談員の各小中学校への対応
- ◇いじめの未然防止
- ◇不登校対策事業の推進
- ◇スクールロイヤー活用事業

(4)開かれた学校づくり・学校安全の推進

- 各小・中学校の学校応援団の活動により、児童生徒の安全確保や学校の環境整備、教育活動に対する支援の充実を図るとともに、安心して活動できる環境の整備を進めます。
- 児童生徒の安全な教育活動のため、市内小・中学校一斉避難訓練を実施します。また、避難訓練では、想定を変化させ、より実践的な対応を計画していきます。
- コミュニティ・スクールの導入により、地域住民の学校運営への参画に向けた取組を推進していきます。



«主な取組・事業»

- ◇学校・家庭・地域・関係機関の連携推進
- ◇学校安全の推進
- ◇コミュニティ・スクール推進事業
- ◇元気な学校をつくる地域連携推進事業

5 青年期の支援

■現状の課題■

- 将来を担う若者が、就労や修学に苦労し、生涯にわたって活躍する機会を喪失してしまわないよう、必要な支援を行っていく必要があります。
- 結婚を希望していても、出会いがないことや、経済的な不安により結婚に踏み切れないなどの課題を抱えている人が一歩踏み出せるための支援が求められています。
- ひきこもりなどの困難を抱える若者が、自立し社会に羽ばたいていけるよう、適切な支援の充実が必要です。

■施策の方向性■

(1)高等教育の修学支援

- 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習習慣を身に付ける場、進学のための学習の場、進学や家庭の悩みを聞いてもらえる場として学習支援教室を開催とともに、保護者に対する相談支援を行います。また、生活保護制度の進学・就労準備給付金で大学等の高等教育を受ける場合に、準備金を給付します。
- 経済的な理由で修学が困難な子どもやその保護者に奨学金の貸し付けを行い、有用な人材の育成に努めます。



《主な取組・事業》

- ◇学習支援事業(再掲)
- ◇生活保護制度(進学・就労準備給付金)
- ◇入学準備金・奨学金貸付事業

(2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

- 市内保育施設で保育士として新たに働き始めたいと考えている人を支援します。
- 若者の就業意識を醸成し、適切な職業選択や就労を促進するために、就業体験を行うインターンシップや、就職面接会を持続的に実施します。また、地域住民の就労を促進するため、職業相談や職業紹介、職業訓練等の情報提供を実施します。



《主な取組・事業》

- ◇保育士人材確保支援(再掲)
- ◇就労支援と再就職のための情報提供

(3) 結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援

- SAITAMA出会いサポートセンターの市町村会員として、市民がAIマッチングシステムを利
用しやすい環境を整備し、市民に対し広く周知します。
- 結婚に伴う新生活への経済的支援のため、新婚世帯に対して補助金を交付し支援します。



«主な取組・事業»

- ◇ SAITAMA 出会いサポートセンター
- ◇ 上尾市結婚新生活支援事業

(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実

- ひきこもり・不登校など困難を抱えるこども・若者のための居場所の設置や支援団体の育成を行い、適切な支援を行います。



«主な取組・事業»

- ◇ 子ども・若者自立支援事業「ルームここから」

基本目標3 こども・子育てを応援する環境づくり

1 仕事と子育ての調和の推進

■現状の課題■

- ゆとりを持って子育てを行うためには、仕事と生活の両立が図れるよう「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を進めていくことが重要です。
- 仕事と子育ての両立支援は、全ての人が仕事と家庭に生きがいをもてるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直す必要があります。
- 男女が共同して子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進する必要があります。
- 関係機関や企業等との連携を通じて、出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援を推進していく必要があります。

■施策の方向性■

(1)多様な働き方の見直しに係る啓発

- 市内の企業や市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるよう普及啓発に努めます。
- 男性の育児参加の社会的気運を高めることを目的として国が実施しているイクメンプロジェクトについて普及啓発を行います。



- «主な取組・事業»
- ◇ワーク・ライフ・バランスの働きかけ
 - ◇多様な子育てへの意識啓発

(2)男女共同参画の意識づくり

- 男女共同参画社会に向けた各種講座の実施や、SNS等を通じて意識啓発に努めます。



- «主な取組・事業»
- ◇男女共同参画推進センターでの各種講座の実施
 - ◇男女共同参画に関する啓発活動の推進

(3)子育てを応援する企業の啓発

○子育てを応援する企業に関する情報提供や啓発活動を行います。



«主な取組・事業»

◇子育てを応援する企業についての情報提供

(4)就労支援と再就職のための支援

○若者の就業意識を醸成し、適切な職業選択や就労を促進するために、就業体験を行うインター
ンシップや、就職面接会を持続的に実施します。また、地域住民の就労を促進するため
に、職業相談や職業紹介、職業訓練等の情報提供を実施します。



«主な取組・事業»

◇就労支援と再就職のための情報提供(再掲)

2 子育てしやすい環境の整備

■現状の課題■

- 経済的な理由から子どもを生み、育てることをあきらめることができないよう、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることは必要不可欠です。
- 地域社会のつながりが薄れ、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発しており、学校の安全管理体制の整備や防犯教育の充実、子どもの安全を地域全体で見守る体制の整備等が必要となっています。
- 子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、住まう環境が子育てに配慮したものである必要があります。
- 子どもが突発的な事故や病気のときに、適切な医療や相談を受けることができるように関係機関と連携し、医療体制の整備に取り組んでいます。

■施策の方向性■

(1) 経済的支援の充実

- 18歳までの児童を対象に、子どもを養育する人に対して、児童手当や子ども医療費を支給し、子育てにかかる経済的な支援を行います。
- 子育て環境の更なる充実を図るため、3人目以降の児童生徒の学校給食費を補助します。



- «主な取組・事業»
- ◇児童手当支給事業
 - ◇子ども医療費支給事業
 - ◇学校給食費支援事業(多子世帯)

(2) 安全な地域環境の整備

- 関係機関等と連携を図り交通安全施設を整備することで、事故の防止、通行の安全を図ります。
- 災害発生直後から復旧に至るまで、子どもを含めた避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全第一とする対策を推進していきます。



- «主な取組・事業»
- ◇交通安全施設の整備
 - ◇子どもを含めた要配慮者の支援

(3) 子どもの安全・防犯対策の推進

- 市内の小学校及び幼稚園において、その対象に応じた交通安全教室を実施し、正しい交通ルールやマナー等の知識を習得する機会を設けることで、交通事故防止を図ります。
- 小学校の下校時間帯に防犯パトロールを実施し、こどもたちの安全確保に努めるとともに、自主防犯ボランティアの支援に努めます。
- 子どもが不審者から逃げ込む場所、また急な荒天時の避難場所として地域内の協力者に依頼し「子ども110番の家」の設置と普及啓発を進めるとともに、不審者情報、青少年の健全育成等に係るネットワークによる情報連携の一層の充実を図ります。
- 子どもやその保護者を支援する活動を行う団体に対し、バックアップができるよう、体制を整えることを目指します。



«主な取組・事業»

- ◊交通安全教育
- ◊学校防犯パトロール
- ◊「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置
- ◊見守りネットワーク活動の推進
- ◊活動団体への支援

(4) 住環境の整備とユニバーサルデザインの推進

- 上尾市都市計画マスターplan等との連携を図りつつ、子育てに配慮した住環境の整備を推進していきます。
- 子どもが安心して遊ぶことができる身近な公園を整備します。公園の設計には、地域住民へのアンケート調査を実施し、意見を反映します。
- 上尾市都市公園条例に基づき、高齢者・障害者等の利用に配慮した公園の設計及び整備に努めます。



«主な取組・事業»

- ◊子育てに配慮した住環境の整備
- ◊街区公園整備
- ◊都市公園管理運営

(5)切れ目のない保健・医療の提供

- 出産や子育ての悩みをLINEのチャットなどで小児科医や産婦人科医、助産師に無料で相談できる小児科・産婦人科オンライン相談を実施します。
- 近隣市町と連携しながら二次救急として、小児救急医療体制を継続して実施します。
- 子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように、小児医療を実施している病院等の把握と、診療可能な機関に関する情報提供を充実します。
- 休日や平日夜間の急患に、応急的な診療を行う一次救急体制を継続して実施します。



«主な取組・事業»

- ◇小児科・産婦人科オンライン相談
- ◇小児救急医療体制の整備
- ◇小児医療の充実
- ◇平日夜間及び休日急患の診療

3 社会全体での後押し

■現状の課題■

- こども基本法に基づく「こども大綱」において、子どもの人権について、子どもの権利条約の趣旨を踏まえた基本的な考え方方が示されており、未来を担う存在であるこども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図っていく必要があります。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向けて、この基本的な考え方を、関係者が十分に理解しながらこども・若者を支えていくとともに、社会全体で共有していくことが求められています。
- こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、その意見の反映に努めていくことが求められています。
- こども・若者一人ひとりが異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、未来を切り開いていけるよう、意見表明や活躍できる機会を作っていくことが重要です。

■施策の方向性■

(1) こども・若者が権利の主体であることの共有等

- 上尾市人権保育基本方針に基づき、子どもの人権を尊重した保育を行います。また、人権普及・啓発活動と市民への意識啓発を図ります。
- 上尾市人権教育推進プランに基づき、一人ひとりを大切にする教育を行い、人権感覚の醸成を図ります。
- いじめや体罰などの悩み事を人権相談員による人権相談を実施していきます。
- LGBTQの生きづらさの軽減につながる啓発事業を行っていきます。
- 子どもの意見を取り入れた取組を情報発信し、機運の醸成を図ります。また、こども・若者が意見を伝えやすい環境の整備を検討します。
- こどもまんなかサポーターとして、こども基本法や子どもの権利条約についての普及啓発に取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

«主な取組・事業»

- ◇人権保育の推進
- ◇人権教育の推進
- ◇人権相談
- ◇性に関する啓発(再掲)
- ◇子どもの意見を反映する取組の周知・啓発
- ◇こどもまんなか社会の普及啓発



(2) こども・若者が活躍できる機会づくり

- 子ども会における、地域ボランティア活動を行う小・中学生のジュニア・リーダー養成の研修を支援します。
- 国際交流を推進し、異文化や多様な価値観、外国語によるコミュニケーション能力を身に付け、国際的に活躍できる機会づくりを支援します。
- 在留外国人のこども・若者などの人権や異文化理解のための、国際交流機会を支援します。また、こども向けの「キッズスポット」では、世界各地の遊びや工作などを紹介しています。
- 小・中学校での国際理解を推進するため、在留外国人などのその文化に精通している人をゲストティーチャーとして派遣します。
- プロスポーツ選手との触れ合いなど、スポーツに親しめる機会を提供し、こどもたちがスポーツを通じて活躍する機会を創出します。



«主な取組・事業»

- ◇ジュニア・リーダーの育成支援
- ◇あげおワールドフェアの開催
- ◇ゲストティーチャーの派遣
- ◇スポーツを通じた活躍機会の創出

基本目標4 様々な支援が必要なこども等の支援体制の充実

1 障害のあるこども及び家庭への支援の充実

■現状の課題■

- 発育や発達に悩みや不安を抱える保護者が増加しており、相談や療育支援に対する高い需要に対応できる体制づくりが課題となっています。
- 療育が必要なこどもや障害児の早期療育を目指し、関係機関が連携を図りながら適切な支援を行っていく必要があります。
- 保育園、幼稚園、学童保育などの各機関において障害児の受け入れの推進をしていく必要があります。
- 障害のあるこどもたちに対して、児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための支援が必要です。
- 障害のあるこども一人ひとりについて、関係機関と連携し、必要な支援を行っていくとともに、障害のあるこどもの地域生活を支援する取組の充実に努めていく必要があります。
- 障害のあるこどもを持つことによる経済的負担により、健やかな子育てが阻害されないよう、生活の安定や必要な医療にかかるようにするための経済的な支援が必要です。

■施策の方向性■

(1)障害のあるこどもの療育・保育の充実

- 障害のあるこどもが、集団での生活や遊びを通して、ともに育ち合い、心身の発達や基本的な生活習慣、社会生活を身に付けられるよう取り組んでいきます。
- 専門職による発達支援巡回事業を行います。障害のある児童の個性や可能性を尊重し、関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 発達支援相談センター内のつくし学園では、発達に不安や遅れのある児童（重複障害児、重症心身障害児を含む）について、療育・保育を行い、発達を促すとともに、その家族への支援を行います。
- 障害児相談支援として、障害児通所支援を利用する児童の「障害児支援利用計画」を作成及び評価することにより、適切な利用を支援します。
- 発達に不安や課題のある乳幼児と保護者を対象に親子教室を実施し、集団遊びや個別相談、保護者学習会などを通じて発達を促しながら親と子を支援します。
- 言葉や運動の発達に不安や課題のある乳幼児を対象に、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、心理士による発達訓練・相談を実施します。また、理学訓練が必要な小・中学生も対象とします。
- 児童生徒一人ひとりについて個別の指導計画を作成し、関係機関と連携して指導の充実を図ります。障害のあるなしに関わらず、こどもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行えるよう、体制の充実を図ります。



«主な取組・事業»

- ◇障害児保育事業
- ◇発達支援専門員巡回事業
- ◇上尾市児童発達支援センターつくし学園における療育・保育
- ◇地域支援としての相談支援・保育所等訪問支援事業
- ◇親子教室運営事業
- ◇発達訓練・相談事業
- ◇特別支援教育

(2)障害のある子どもの地域生活への支援

- 障害のある子どもの最善の利益を考慮し、居宅介護や短期入所など必要な支援を実施します。また、本人や家族のニーズに応じた介護サービスを柔軟に提供します。
- 日常生活の能力の向上を図るために補装具の交付・修理、在宅の障害のある子どもに日常生活用具の給付を行います。
- 就学前の障害児に対し、通所支援を行い、日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活へ適応する能力の向上を図っていきます。
- 学校に就学した障害のある子どもを対象に、学習や生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
- 障害のある子どもに対して生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を支援します。



«主な取組・事業»

- ◇自立支援給付事業
- ◇補装具費支給制度
- ◇障害者等日常生活用具給付事業
- ◇障害児生活サポート事業
- ◇児童発達支援事業
- ◇放課後等デイサービス事業
- ◇移動支援事業

(3)障害のある子どもを養育する家庭への支援

- 障害がある子どもやその子どもを養育している人に各種手当や給付等を支給することにより、福祉の増進を図っていきます。



«主な取組・事業»

- ◇特別児童扶養手当支給事業
- ◇障害児福祉手当支給事業
- ◇重度心身障害者福祉手当
- ◇重度心身障害者医療費支給事業
- ◇育成医療給付事業

2 自立が必要な家庭等への支援

■現状の課題■

【現状】

- 令和5年度調査によると、本市の就学前から中学生のいる世帯のうち、生活困難層に該当する割合は7.1%となっており、令和3年度調査結果の9.4%から改善が見られます。ただし、生活困難層のうち過去1年間の間に家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した割合は3割近くにのぼっており、引き続きこどもとその家庭の貧困対策を進めていく必要があります。
- 貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、幅広い視点から、総合的に貧困の解消に向けた取組を実施していく必要があります。
- 課題を抱える家族においては、こどもと親の両方に対して様々な角度から支援をしていく必要があります、自立していくためには継続的な支援の取組が重要となります。
- こどもの将来が生まれ育った環境で左右されることのない社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

■施策の方向性■

(1)こども・若者への支援

- 学習の習慣を身に付ける場、進学のための学習の場、進学や家庭の悩みを相談できる場として、学習支援教室の実施と、教室に来られないこどもや不登校等の理由で社会とのつながりが少ないこどもや保護者に対して、家庭訪問を通して学習面や生活面等の相談を実施します。また、開催場所を各地区に設置し、教室に通いやすくします。
- こども・若者が、人々との交流活動の中で様々な経験を重ね、少しずつ自信をつけていくことができるよう、支援者やボランティアの人と共に過ごす場所を開設します。



«主な取組・事業»
 ◇学習支援事業(再掲)
 ◇子ども・若者自立支援事業「ルームここから」(再掲)

(2) 子育て当事者への支援

- ひとり親家庭の自立を促進するため、経済的基盤の確立に向けた支援及び相談指導体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭の雇用安定及び就業の促進を図るため、教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業認定試験合格支援給付金等を支給します。また、就職・転職の個別相談を関係機関と連携して支援します。
- 経済的な理由により就学などが困難と認められる児童生徒の保護者に必要な支援を実施します。
- 県などの資格取得のための受験対策講座に関する情報や、ふるさとハローワークと連携し就労を希望する人の支援を行います。
- 経済的に困窮している人の困りごとや不安の相談を受け付けます。また、相談者と一緒に必要な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。
- こどもを健やかに育成するため、様々な社会的養護の担い手と連携し適切な支援を行います。
- 養育費の取決めをしないまま離婚となったり、取決めをしているにもかかわらず、受け取れないない養育費があつたりする場合に、安定して養育費を受け取ることができるよう、養育費の確保を支援します。
- 母子・父子等自立支援プログラムに準じて、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、ひとり親相談を実施します。



«主な取組・事業»

- ◇児童扶養手当支給事業
- ◇ひとり親家庭の自立支援のための助成事業
- ◇就学援助制度
- ◇就労に関する情報提供
- ◇就労支援事業
- ◇児童扶養手当受給世帯への水道料金・下水道使用料の減免
- ◇生活困窮者自立支援制度(自立相談支援事業)
- ◇生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金の支給)
- ◇母子生活支援施設入所委託事業
- ◆実費徴収に係る補足給付を行う事業(量の見込みと確保方策)
- ◇生活保護制度
- ◇養育費確保支援事業
- ◇母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ◇ひとり親家庭等医療費支給事業
- ◇ひとり親家庭児童等への学童保育所保育料の補助
- ◇相談支援体制の充実
- ◇交通遺児手当支給事業

(3)市民への啓発

- 学校運営協議会やPTA活動を通じて学校・家庭・地域が一体となり、子どもの貧困に対する理解・把握を深めます。
- 市民の参画を得ながら、子どもの貧困に対する理解を深める機会を提供し、地域理解の推進に努めます。



«主な取組・事業»

- ◇子どもの貧困に対する理解・把握
- ◇主任児童委員連絡会における研修

3 生きづらさを抱えるこども等の支援

■現状の課題■

- こどもの虐待が全国的に問題となっています。こどもの虐待の防止に向け、地域の子育て支援、相談等の充実により虐待が起きる前の予防的支援に努めるとともに、虐待の再発防止、また虐待を受けたこどもへの支援の充実を図っていく必要があります。
- 親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識などを身に付けて健全な親子関係の形成に向けた支援が必要です。
- 虐待やDVなどSOSを出したくても一步踏み出せない状況にいる人を、早期に発見するための取組や、心の支えとなる相談体制などの更なる構築が求められています。
- 令和4年度、児童生徒を対象に上尾市におけるヤングケアラーに関する実態調査を実施し結果として、ヤングケアラーと思われる人数は小学生で7.0%(14人に1人)、中学生で4.3%(23人に1人)でした。ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題を抱えていることや、当事者が認識していないケースも多いことから、早期に発見し、関係機関が連携して、適切な支援につなげることが重要です。
- 本市の自殺率は、全国の市町村と比較すると、特に20歳未満において高くなっています。自殺を踏みとどまる、または未然に防ぐために気軽に相談できる支援の充実が必要です。
- 困難を抱えるこどもやその家族が、一つ一つ課題を解消し、将来に明るい展望を持てるよう自立に向けた継続支援が求められます。
- 女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、ひとり親など複雑化、複合化し、孤独・孤立対策といった視点も含め、女性支援強化が喫緊の課題となっています。

■施策の方向性■

(1)児童虐待防止の推進

- 児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努めるため、こども支援ネットワーク構成機関との各種会議及びカンファレンス等での情報共有によって連携して対応します。また、発生予防、早期発見・早期対応だけではなく、虐待を受けたこどもの保護・自立支援、家庭への支援など総合的な児童虐待防止対策を実施します。
- 児童の権利を擁護し、最善の利益を図ることを目的に、児童及びその家族等を支援・援助するため児童相談を行います。
- 親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識などを身に付けて健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。



《主な取組・事業》

- ◇総合的な児童虐待防止対策の実施
- ◇児童相談体制の充実
- ◆親子関係形成支援事業(量の見込みと確保方策)

(2)ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラー・若者ケアラーの悩みや不安について相談しやすい支援の充実を図ります。
- こども・若者の身近な関係機関がヤングケアラーに気づき、適切な機関につなぐことができるようヤングケアラー支援体制の強化に努めます。



«主な取組・事業»

- ◇ヤングケアラー相談窓口
- ◇ヤングケアラー支援者研修

(3)こども・若者の自殺対策

- 相談を希望する人が、時間の影響を受けない24時間体制の受付環境を整備します。
- 自殺関連語をウェブ検索した人に対して、連動広告内容に相談窓口を表示し、支援が届きやすくしていきます。
- 子どもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談支援のため、電話・メール・LINEでの相談を実施します。



«主な取組・事業»

- ◇いのちのオンライン相談窓口
- ◇インターネット・ゲート・キーパー事業
- ◇子どもの人権110番

(4)社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

- 家庭環境に恵まれない児童に温かい理解と愛情豊かな家庭を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする里親制度の普及、啓発に努めます。
- 子ども家庭総合支援センターに上尾地区里親会事務局を設置し、里親同士の交流や情報交換に関する支援を行います。



«主な取組・事業»

- ◇里親制度の普及・啓発事業の推進

(5)DV・女性相談の充実

- 女性カウンセラーや女性相談支援員が女性の抱える悩み、困難な問題に対して相談支援を行い、関係機関と連携し切れ目のない支援を行います。
- 支援が必要な困難女性に対して、県内初の市民参加型の協力機関ネットワーク(関係機関や民間団体)と協議・連携を図りながら、迅速かつ機動的に具体的な対応がとれるよう協力体制を整備し、市のネットワークを活用し、適切な支援につなげます。



«主な取組・事業»

- ◊DV相談
- ◊女性のための相談
- ◊上尾市困難女性支援ネットワーク

4 外国人市民の家庭や外国につながることへの支援

■現状の課題■

- 上尾市における外国人市民の人口は、平成31年4月(3,566人)から令和6年4月(5,123人)までの5年間で約44%増加しており、今後も増加が見込まれることから、安心して学校生活を送ったり、必要な支援を適切に受けたりできるよう引き続き配慮する必要があります。

■施策の方向性■

- 海外から帰国した幼児や外国人市民の幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児が円滑な教育・保育等を利用できるよう、保護者や教育・保育施設等に対し支援を行います。
- 外国人市民の子育て家庭が行政や地域との関わりが途切れず、安心して市民生活を送れるようやさしい日本語や多言語による情報提供を行います。
- 日本語の理解が十分でない外国人市民等の児童生徒に対し、日本語の習得や支援のために、小・中学校に指導員を配置します。
- 日本語を母語としない子どもへの通訳翻訳ボランティア活動を支援します。
- 外国人市民等の保護者からの子育てに関する相談に応じられるよう、外国語に対応できる職員や通訳翻訳ボランティアの活用など、生活全般に関する相談窓口の充実を図ります。



《主な取組・事業》

- ◇外国の文化・習慣等に配慮した教育・保育の実施
- ◇外国人市民の家庭への情報提供
- ◇日本語指導員派遣
- ◇通訳翻訳ボランティア制度の運営
- ◇ハローコーナーなどの相談体制の充実

5 地域連携支援

■現状の課題■

○子育てに悩む家庭や虐待、引きこもり等、多様化する各家庭の課題を早期に発見し、関係各機関での情報共有、必要な支援につなげるため、横断的なネットワークの構築、更なる連携が必要となります。

■施策の方向性■

(1)上尾市こども支援ネットワークの連携強化

○子育てに悩む保護者や、虐待を受けている子どもを発見し、予防・早期対応を図るため、関係機関・団体等と連携し、適切な支援を行います。



«主な取組・事業»

◇上尾市こども支援ネットワーク(上尾市要保護児童対策地域協議会)内の連携強化

(2)上尾市子ども・若者支援地域協議会の連携強化

○不登校・ひきこもり・ニート等、様々な問題を抱える子ども・若者への支援や相談について、それぞれの関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を行います。



«主な取組・事業»

◇上尾市子ども・若者支援地域協議会内の連携強化

第5章

量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業の計画を策定するにあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

■子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像



(1)教育・保育提供区域の考え方

本市においては、児童人口の推計等や市の教育・保育の現状分析をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案した結果、教育・保育の提供区域については6つの行政区域ごと、地域子ども・子育て支援事業については、全市を1区域として設定し、児童数の推移や保育サービスのニーズを見極めながら必要な「量の見込み」や「確保方策」を定めます。

■本市における教育・保育提供区域

	区分／施設・事業名	区域
教育・保育事業	教育・保育施設 ○幼稚園 ○保育所(園) ○認定こども園	6区域
	地域型保育事業 ○小規模保育事業 ○家庭的保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業	6区域
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	全市域
	②地域子育て支援拠点事業	全市域
	③妊婦健康診査	全市域
	④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	全市域
	⑤産後ケア事業	全市域
	⑥養育支援訪問事業	全市域
	⑦子育て短期支援事業(こどもショートステイ)	全市域
	⑧ファミリー・サポート・センター事業	全市域
	⑨一時預かり事業	全市域
	⑩延長保育事業(時間外保育事業)	全市域
	⑪病児・病後児保育事業	全市域
	⑫放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	全市域 (小学校区)
	⑬子育て世帯訪問支援事業	全市域
	⑭児童育成支援拠点事業	全市域
	⑮親子関係形成支援事業	全市域
	⑯こども誰でも通園制度(仮称)	全市域
	⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市域
	⑱多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市域

(2)量の見込みについて

【教育・保育事業及び地域型保育事業】

市内に居住する0～5歳のこどもについて、現在の幼稚園、保育所等の保育施設の利用状況に利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの学校教育・保育の量の見込みを設定します。また、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

【地域子ども・子育て支援事業】

各地域子ども・子育て支援事業ごとに、利用実績や対象となる年齢の推計人口等をもとに、令和7年度から令和11年度までの量の見込みを設定します。

(3)提供体制の確保の内容及びその実施時期

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策(事業の提供体制の確保の内容及び実施時期)」を設定し、必要な提供体制を整備します。

- ①教育・保育事業 ②地域型保育事業 ③地域子ども・子育て支援事業

(4)幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園の設置数やあり方、設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することなどについては、第4章の関連する施策・事業において示した内容を推進します。

(5)児童人口の推計

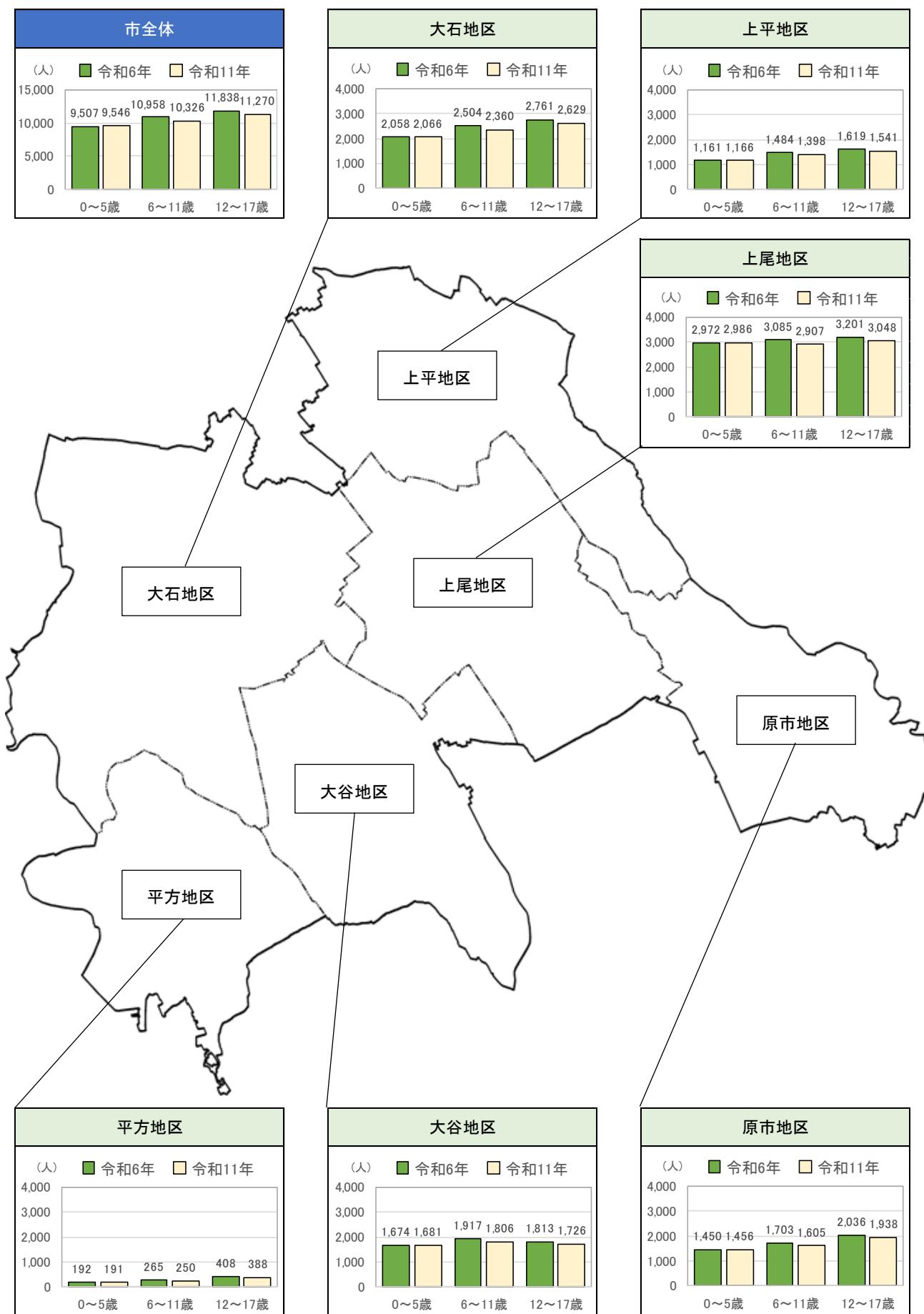
本市の0～17歳の児童人口は、令和7年から令和11年にかけて、減少傾向で推移し、令和11年で31,142人と、令和6年の32,303人と比べて1,161人の減少が予測されます。

■児童人口(0～17歳)の推計

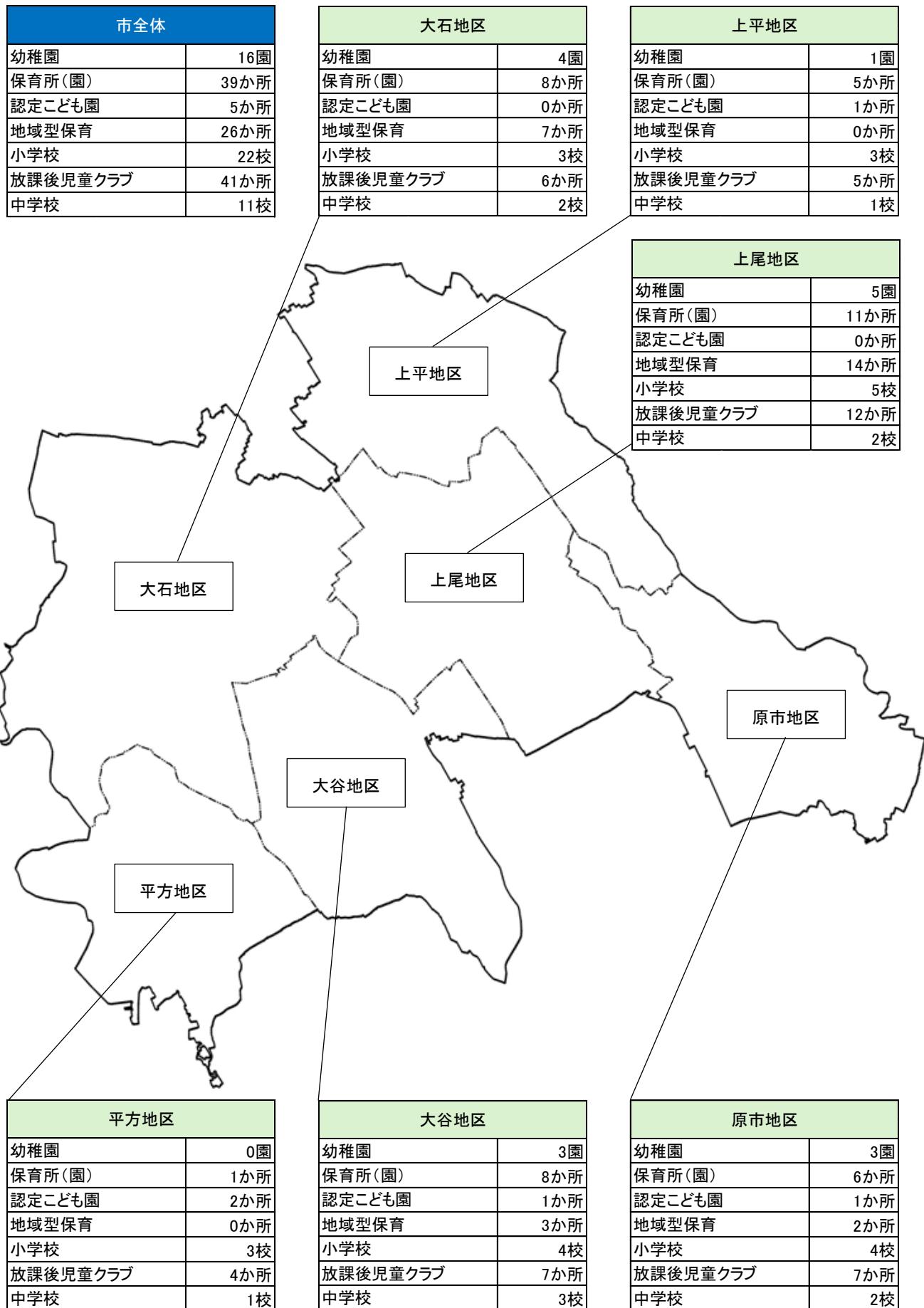


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)、令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

■地区別の0～17歳児童人口の推計



■地区別の幼稚園・保育所(園)、認定こども園・学校等の状況(令和6年4月現在)



2 教育・保育の量の見込み及び確保方策等

担当課:保育課

■提供施設

教育	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園機能)
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所(園) ・認定こども園(保育所機能) ・地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)

■提供対象者

教育	1号認定のこども(満3歳以上の教育のみ(保育の必要なし)の就学前こども) ※2号認定を受けたこどもでも、幼稚園の利用を希望する場合は1号認定へ変更可
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・2号認定のこども(満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前こども) ・3号認定のこども(満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前こども) ※地域型保育給付は3号認定のみ

■事業内容

教育	満3歳から小学校就学前までのこどもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。1日4時間を標準に預かります。
保育	保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けたこどもを預かり、保育を行います。

■確保方策の内容

見込み量に対して、幼稚園については、定員数が量の見込みを上回っています。保育所(園)については、認可保育所(園)の整備や認定こども園への移行を中心とし、増加が予想される0・1・2歳児のニーズに対しては、認可保育所(園)での受け入れ枠の拡大及び地域型保育事業による対応を図ります。

■提供量の見込み及び確保方策

<市全域>

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
②確保方策	①量の見込み	2,279	2,216	309	749	872	2,258	2,208	319	781	837
	特定教育・保育施設	514	2,366	278	584	673	514	2,366	278	584	673
	特定地域型保育事業	0	0	77	214	209	0	0	80	222	217
	認可外保育施設	0	125	57	77	82	0	125	57	77	82
	確認を受けない幼稚園	4,535	0	0	0	0	4,535	0	0	0	0
	市外施設利用	103	83	13	15	21	104	82	13	15	20
計		5,152	2,574	425	890	985	5,153	2,573	428	898	992
②-①		2,873	358	116	141	113	2,895	365	109	117	155

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
②確保方策	①量の見込み	2,196	2,185	312	784	858	2,177	2,166	318	792	865
	特定教育・保育施設	514	2,366	278	584	673	514	2,366	272	584	673
	特定地域型保育事業	0	0	83	239	234	0	0	83	239	234
	認可外保育施設	0	125	57	77	82	0	125	57	77	82
	確認を受けない幼稚園	4,535	0	0	0	0	4,535	0	0	0	0
	市外施設利用	103	85	13	15	20	103	84	13	15	24
計		5,152	2,576	431	915	1,009	5,152	2,575	425	915	1,013
②-①		2,956	391	119	131	151	2,975	409	107	123	148

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育
②確保方策	①量の見込み	2,149	2,159	322	798	875
	特定教育・保育施設	514	2,366	272	569	673
	特定地域型保育事業	0	0	83	248	243
	認可外保育施設	0	125	57	77	82
	確認を受けない幼稚園	4,535	0	0	0	0
	市外施設利用	102	83	13	15	20
計		5,151	2,574	425	909	1,018
②-①		3,002	415	103	111	143

<上尾地区>

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
②確保方策	教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込み	702	654	101	264	285	707	677	113	270	266
	特定教育・保育施設	120	624	79	154	165	120	624	79	154	165
	特定地域型保育事業	0	0	38	116	112	0	0	38	116	112
	認可外保育施設	0	34	17	25	30	0	34	17	25	30
	確認を受けない幼稚園	1,315	0	0	0	0	1,315	0	0	0	0
	市外施設利用	31	24	4	5	6	32	25	4	5	6
	計	1,466	682	138	300	313	1,467	683	138	300	313
②-①		764	28	37	36	28	760	6	25	30	47

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
②確保方策	教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込み	700	683	105	281	269	705	681	108	280	275
	特定教育・保育施設	120	624	79	154	165	120	624	73	154	165
	特定地域型保育事業	0	0	38	125	121	0	0	38	125	121
	認可外保育施設	0	34	17	25	30	0	34	17	25	30
	確認を受けない幼稚園	1,315	0	0	0	0	1,315	0	0	0	0
	市外施設利用	32	26	4	5	6	33	26	4	5	7
	計	1,467	684	138	309	322	1,468	684	132	309	323
②-①		767	1	33	28	53	763	3	24	29	48

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
②確保方策	教育	保育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込み	687	676	111	283	278
	特定教育・保育施設	120	624	73	139	165
	特定地域型保育事業	0	0	38	134	130
	認可外保育施設	0	34	17	25	30
	確認を受けない幼稚園	1,315	0	0	0	0
	市外施設利用	32	26	4	5	6
	計	1,467	684	132	303	331
②-①		780	8	21	20	53

<平方地区>

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
①量の見込み		33	52	8	18	23	30	53	10	13	30
②確保方策	特定教育・保育施設	159	131	16	35	43	159	131	16	35	43
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	3	8	8	0	0	3	8	8
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外施設利用	2	2	1	1	1	2	2	1	1	1
	計	161	133	20	44	52	161	133	20	44	52
②-①		128	81	12	26	29	131	80	10	31	22

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
①量の見込み		29	58	11	12	20	31	55	9	13	21
②確保方策	特定教育・保育施設	159	131	16	35	43	159	131	16	35	43
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	3	8	8	0	0	3	8	8
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外施設利用	2	3	1	1	1	2	3	1	1	1
	計	161	134	20	44	52	161	134	20	44	52
②-①		132	76	9	32	32	130	79	11	31	31

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育
①量の見込み		30	53	10	12	21
②確保方策	特定教育・保育施設	159	131	16	35	43
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	3	8	8
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	市外施設利用	2	2	1	1	1
	計	161	133	20	44	52
②-①		131	80	10	32	31

<原市地区>

(単位:人)

	令和7年度					令和8年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育	保育	
①量の見込み	329	344	53	109	129	327	344	52	118	126	
②確保方策	特定教育・保育施設	115	372	43	91	104	115	372	43	91	104
	特定地域型保育事業	0	0	9	25	25	0	0	9	25	25
	認可外保育施設	0	12	3	9	8	0	12	3	9	8
	確認を受けない幼稚園	735	0	0	0	0	735	0	0	0	0
	市外施設利用	15	13	2	2	3	15	13	2	2	3
	計	865	397	57	127	140	865	397	57	127	140
②-①		536	53	4	18	11	538	53	5	9	14

	令和9年度					令和10年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育	保育	
①量の見込み	317	332	50	118	132	317	341	54	121	136	
②確保方策	特定教育・保育施設	115	372	43	91	104	115	372	43	91	104
	特定地域型保育事業	0	0	12	33	33	0	0	12	33	33
	認可外保育施設	0	12	3	9	8	0	12	3	9	8
	確認を受けない幼稚園	735	0	0	0	0	735	0	0	0	0
	市外施設利用	15	13	2	2	3	15	13	2	2	4
	計	865	397	60	135	148	865	397	60	135	149
②-①		548	65	10	17	16	548	56	6	14	13

	令和11年度					
	1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
	教育	保育	保育	保育	保育	
①量の見込み	320	345	54	123	138	
②確保方策	特定教育・保育施設	115	372	43	91	104
	特定地域型保育事業	0	0	12	33	33
	認可外保育施設	0	12	3	9	8
	確認を受けない幼稚園	735	0	0	0	0
	市外施設利用	15	13	2	2	3
	計	865	397	60	135	148
②-①		545	52	6	12	10

<大石地区>

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
教育 ①量の見込み		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
②確保 方策	特定教育・保育施設	553	445	59	166	199	546	434	53	179	189
	特定地域型保育事業	0	513	58	120	147	0	513	58	120	147
	認可外保育施設	0	0	23	49	48	0	0	23	49	48
	確認を受けない幼稚園	1,020	0	0	0	0	1,020	0	0	0	0
	市外施設利用	25	17	2	3	5	25	16	2	3	5
	計	1,045	600	113	202	230	1,045	599	113	202	230
②-①		492	155	54	36	31	499	165	60	23	41

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
教育 ①量の見込み		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
②確保 方策	特定教育・保育施設	529	416	56	168	208	516	417	56	173	200
	特定地域型保育事業	0	513	58	120	147	0	513	58	120	147
	認可外保育施設	0	0	23	49	48	0	0	23	49	48
	確認を受けない幼稚園	1,020	0	0	0	0	1,020	0	0	0	0
	市外施設利用	25	16	2	3	5	24	16	2	3	5
	計	1,045	599	113	202	230	1,044	599	113	202	230
②-①		516	183	57	34	22	528	182	57	29	30

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
教育 ①量の見込み		教育	保育	保育	保育	保育
②確保 方策	特定教育・保育施設	511	413	55	174	202
	特定地域型保育事業	0	513	58	120	147
	認可外保育施設	0	0	23	49	48
	確認を受けない幼稚園	1,020	0	0	0	0
	市外施設利用	24	16	2	3	5
	計	1,044	599	113	202	230
②-①		533	186	58	28	28

<上平地区>

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
教育		保育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
②確保方策	①量の見込み	284	300	39	80	81	275	276	43	84	90
	特定教育・保育施設	120	325	37	80	95	120	325	37	80	95
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	3	8	8
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	480	0	0	0	0	480	0	0	0	0
	市外施設利用	13	11	2	2	2	13	10	2	2	2
計		613	336	39	82	97	613	335	42	90	105
②-①		329	36	0	2	16	338	59	-1	6	15

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
教育		保育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
②確保方策	①量の見込み	262	285	42	85	88	257	271	41	85	91
	特定教育・保育施設	120	325	37	80	95	120	325	37	80	95
	特定地域型保育事業	0	0	3	8	8	0	0	3	8	8
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	480	0	0	0	0	480	0	0	0	0
	市外施設利用	12	11	2	2	2	12	11	2	2	3
計		612	336	42	90	105	612	336	42	90	106
②-①		350	51	0	5	17	355	65	1	5	15

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
教育		保育	保育	保育	保育	保育
②確保方策	①量の見込み	264	279	42	84	92
	特定教育・保育施設	120	325	37	80	95
	特定地域型保育事業	0	0	3	8	8
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	480	0	0	0	0
	市外施設利用	13	11	2	2	2
計		613	336	42	90	105
②-①		349	57	0	6	13

<大谷地区>

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
②確保方策	①量の見込み	378	421	49	112	155	373	424	48	117	136
	特定教育・保育施設	0	401	45	104	119	0	401	45	104	119
	特定地域型保育事業	0	0	7	24	24	0	0	7	24	24
	認可外保育施設	0	9	4	5	6	0	9	4	5	6
	確認を受けない幼稚園	985	0	0	0	0	985	0	0	0	0
	市外施設利用	17	16	2	2	4	17	16	2	2	3
計		1,002	426	58	135	153	1,002	426	58	135	152
②-①		624	5	9	23	-2	629	2	10	18	16

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
②確保方策	①量の見込み	359	411	48	120	141	351	401	50	120	142
	特定教育・保育施設	0	401	45	104	119	0	401	45	104	119
	特定地域型保育事業	0	0	7	24	24	0	0	7	24	24
	認可外保育施設	0	9	4	5	6	0	9	4	5	6
	確認を受けない幼稚園	985	0	0	0	0	985	0	0	0	0
	市外施設利用	17	16	2	2	3	17	15	2	2	4
計		1,002	426	58	135	152	1,002	425	58	135	153
②-①		643	15	10	15	11	651	24	8	15	11

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育
②確保方策	①量の見込み	337	393	50	122	144
	特定教育・保育施設	0	401	45	104	119
	特定地域型保育事業	0	0	7	24	24
	認可外保育施設	0	9	4	5	6
	確認を受けない幼稚園	985	0	0	0	0
	市外施設利用	16	15	2	2	3
計		1,001	425	58	135	152
②-①		664	32	8	13	8

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等

(1)利用者支援事業 担当課:子育て支援センター、子ども家庭総合支援センター、保育課、健康増進課

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行います。

	内容
基本型	身近な場所で子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報の提供や、利用者が必要とする支援につながるよう地域の関係機関との連絡調整、連携体制づくりを行います。
地域子育て相談機関	妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関として子育て世帯との接点を増やし、こども家庭センターと連携して不安解消や状況把握の機会の増加を図ります。
特定型	市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。
こども家庭センター型	妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。
妊婦等包括相談支援事業型	妊婦及びその配偶者等に対して妊娠時から寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:か所)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	基本型	①量の見込み	11	11	11	11	11
		②確保方策	11	11	11	11	11
	(地域子育て相談機関)	①量の見込み	11	11	11	11	11
		②確保方策	11	11	11	11	11
	特定型	①量の見込み	1	1	1	1	1
		②確保方策	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	①量の見込み	1	1	1	1	1
		②確保方策	1	1	1	1	1

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:回)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全体	妊婦等 包括相談 支援 事業型	① 量の 見込み	妊娠届出数	1,427	1,410	1,393	1,376	1,360
			1組当たり 面談回数	3	3	3	3	3
			面談実施 合計回数	4,281	4,230	4,179	4,128	4,080
		② 確保 方策	こども家庭 センター	4,281	4,230	4,179	4,128	4,080
			上記以外	0	0	0	0	0
		②-①		0	0	0	0	0

■確保方策の内容

子育て支援センター、子ども家庭総合支援センター、保育課、健康増進課において、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるようにします。

(2)地域子育て支援拠点事業 担当課:子ども支援課

乳幼児とその保護者を対象に、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を実施し、親子の居場所確保や子育ての支援を行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人回/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	37,001	38,148	39,331	40,550	41,807
	②確保方策	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

■確保方策の内容

ニーズの増加に対しては現状の施設(おおむね中学校区に1か所で全14か所)で対応が可能であり、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう体制強化を図ります。

(3)妊婦健康診査 担当課:健康増進課

妊娠中の母体や胎児の健康管理のため、妊婦健康診査を医療機関・助産院に委託し実施します。その費用の一部を助成するため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付します。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	1,427	1,410	1,393	1,376	1,360
	②確保方策	市内外の産科医療機関、助産院にて実施				

■確保方策の内容

委託産科医療機関・助産院と連携し、定期的・適正な妊婦健康診査に努めます。里帰り出産等で委託医療機関以外を受診した場合も償還払い申請にて助成を行います。

(4)乳児家庭全戸訪問事業 担当課:健康増進課

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭をこんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、子どもの発育、健康状態等の確認をしながら、子育ての相談に応じます。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	1,444	1,427	1,410	1,393	1,376
	②確保方策	こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を実施				

■確保方策の内容

妊娠届出時や妊娠中の面接にて事業の周知を行い訪問実施率の向上を図るとともに、こんにちは赤ちゃん訪問員(保健師・助産師)による家庭訪問を実施し、支援が必要な家庭を早期に支援につなげられるよう努めます。

(5)産後ケア事業 担当課:健康増進課

出産後1年以内の母親と子を対象に、産科医療機関や助産院又は対象者の居宅において、母親の身体的な休息や心理的支援、授乳指導・育児相談を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。産後ケア事業の実施方法には、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ(訪問)型の3種類があります。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	520	588	679	769	851
	②確保策	520	588	679	769	851
	②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

委託産科医療機関や助産院等との情報連携を図り、支援が必要な人を把握し、適切なケアにつなげていきます。また、希望者が利用できるよう委託先の確保に努めています。

(6)養育支援訪問事業 担当課:子ども家庭総合支援センター

産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭等、養育支援が特に必要な家庭に保健師等が訪問し、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	12	12	12	12	12
	②確保方策	保健師等による訪問を実施				

■確保方策の内容

保健師等による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。量の見込みについては、妊娠期からの支援を充実し、支援が必要となる子育て家庭を見逃さない体制を推進します。

(7)子育て短期支援事業 担当課:子ども家庭総合支援センター

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・仕事や冠婚葬祭などの理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育を行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人日/年)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	ショートステイ	①量の見込み	25	25	25	25	25
		②確保方策	25	25	25	25	25
		②-①	0	0	0	0	0
	トワイライト	①量の見込み	8	8	8	8	8
		②確保方策	8	8	8	8	8
		②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

市内及び近隣市町の施設と協力し、利用しやすい体制の確保に努めます。

(8)ファミリー・サポート・センター事業 担当課:子ども支援課

子どもの預かりや送迎等、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、事務局が調整を行うことで地域の子育て援助活動をサポートします。通常の預かりに加え、緊急サポートセンター事業として急な依頼や病児・病後児の預かりにも対応します。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人日/年)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	就学児童	1,534	1,555	1,576	1,597	1,618
		就学前児童	853	921	994	1,073	1,158
		病児緊急対応	198	210	223	237	251
		計	2,585	2,686	2,793	2,907	3,027
	②確保方策	2,585	2,686	2,793	2,907	3,027	
		②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

見込まれるニーズに安定して対応できる提供体制を整備するため、事業について周知を図り、援助を行う会員の確保に努めます。

(9)一時預かり事業 担当課:保育課

家庭で一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を対象に、主として昼間において、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等で一時的な預かりを行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人日/年)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	幼稚園型	①量の見込み	32,065	33,746	35,516	37,378	39,338
		②確保方策	49,936	49,936	49,936	49,936	49,936
		②-①	17,871	16,190	14,420	12,558	10,598
市全体	幼稚園型 以外	①量の見込み	7,593	7,683	7,774	7,866	7,960
		②確保方策	13,960	13,960	13,960	13,960	13,960
		②-①	6,367	6,277	6,186	6,094	6,000

■確保方策の内容

ニーズの見込みに対しても既存施設で対応するとともに、実情に応じて既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。

(10)延長保育事業 担当課:保育課

保育所(園)を利用している児童とその保護者を対象に、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所(園)での保育時間を延長して児童の預かりを行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	1,970	1,970	1,967	1,968	1,974
	②確保方策	1,970	1,970	1,967	1,968	1,974
	②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

保護者の延長保育のニーズに対応するとともに、新設の保育所(園)等における延長保育の実施の推進に努めます。

(11)病児・病後児保育事業

担当課:保育課

こどもが病気又は病気回復期のため、集団保育等が困難な時期に一時的に預かり、病院や保育所等に付設された保育室において看護師・保育士等が、保護者にかわり看護・保育を行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	1,170	1,177	1,184	1,191	1,198
	②確保方策	1,170	1,177	1,184	1,191	1,198
	②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

こどもの病気等の急変等による緊急対応に備えるため、市内4か所の保育室において実施します。市内の施設のバランスに配慮し、新たな施設の整備についても検討します。また、病児・病後児保育の利用のしかたについて、保護者への周知を図ります。

(12)放課後児童健全育成事業

担当課:青少年課

共働き世帯など、日中保護者が家にいない世帯の小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、こどもの健全育成を図ります。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市全体	①量の見込み	1年生	660	689	705	727	744
		2年生	603	628	643	663	679
		3年生	488	508	520	537	549
		4年生	341	356	364	375	384
		5年生	202	210	215	222	227
		6年生	108	113	115	119	122
		計	2,402	2,504	2,562	2,643	2,705
	②確保方策		2,586	2,746	2,826	2,866	2,906
	②-①		184	242	264	223	201

■確保方策の内容

令和6年4月1日現在、市内41か所(48クラス)において実施し、入所要件を満たしていれば入所を希望する全児童を受け入れており、入所予測児童数に対する保育スペースの確保が必要です。学童保育所ニーズは年々増加しているため、学校区ごとに把握し、足りていない小学校区には必要な施設整備を進めます。

(13)子育て世帯訪問支援事業

担当課:子ども家庭総合支援センター

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	397	393	390	388	387
	②確保方策	397	393	390	388	387
	②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

支援が必要な家庭に訪問支援員による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。

(14)児童育成支援拠点事業

担当課:子ども家庭総合支援センター

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	16	16	15	15	15
	②確保方策	計画策定時点においては、今後整備に向けて検討していきます。				

■確保方策の内容

量の見込みに対応したサービスの提供を図ることができるよう、事業の実施について検討します。

(15)親子関係形成支援事業

担当課:子ども家庭総合支援センター

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	17	17	16	16	16
	②確保方策	17	17	16	16	16
	②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

量の見込みに対応したサービスの提供を図ることができるように、事業の実施について検討します。

(16)こども誰でも通園制度(仮称)

担当課:保育課

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位:人/日)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	0歳児	①量の見込み	0	35	36	36	36
		②確保方策	0	35	36	36	36
		②-①	0	0	0	0	0
市全体	1歳児	①量の見込み	0	45	44	45	46
		②確保方策	0	45	45	45	46
		②-①	0	0	1	0	0
市全体	2歳児	①量の見込み	0	42	43	43	43
		②確保方策	0	42	43	43	43
		②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

令和8年度の制度化に向け、公立保育所の一時預かり室や空き部屋等を活用し、提供体制の確保を図ります。

(17)実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当課:保育課

■提供対象者

教育・保育事業利用者のうち、一定の所得条件を満たす世帯

■事業内容

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や給食費又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成します。

(18)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

担当課:保育課

■提供対象者

教育・保育事業を提供する事業所、幼児教育・保育の無償化の給付の対象とならない施設のうち、一定の要件を満たす施設を利用する満3歳以上の幼児のいる世帯

■事業内容

民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業を実施します。

また、無償化の対象外で一定の要件を満たす施設に幼児を通園させており、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対し、経済的負担軽減を図るために、利用料の一部を補助します。

第6章

こども施策を推進するために必要な事項

第6章 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

国が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、様々な機会を捉えこども・若者の社会参画の促進と、意見を聞く取組を行います。

また、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組み、こども・若者の意見を表明する権利について広く周知啓発するとともに、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行います。

様々な状況にあって声を聽かれにくいこどもや若者、低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもないこどもや若者も、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

2 「こどもまんなか」の実現に向けたデータ等を活用した施策の推進

こども・若者や子育て当事者の支援のために、国が行った調査研究等で得られたデータなど様々なデータや統計の把握のほか、こども・若者などからの意見聴取によるデータの活用を進めます。その際、個人情報を取り扱う場合は、こどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分配慮します。

また、こども施策の推進のために必要なエビデンスを洗い出し、こども・若者や子育て当事者等の視点に立った施策に取り組みます。

3 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、必要な情報を分かりやすく提供するとともに、全ての人がこどもや子育て中の人々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めます。

また、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する市民の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

4 協働による計画の推進

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、教育・保育施設、学校、学童保育所、その他福祉施設並びに支援団体、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

また、本計画で位置付けた取組は、こども・若者・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。府内の関係部局との連携により、施策の進捗状況等を共有し、府内横断的な体制を整えます。

5 計画の進行管理

計画の実現のため、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証を行います。

年度ごとに実施状況や事業の進捗状況の把握・評価を行った結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。

資料編

資料編

1 策定の経過

年月日	内 容
令和5年 11月2日	令和5年度第2回上尾市子ども・子育て会議 (1)第3期上尾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
11月24日 ～12月11日【郵便回収】 ～12月15日【学校回収】	上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 内容:市内在住の就学前児童保護者、小学5年生児童、中学2年生生徒、小学5年・中学2年保護者、16～18歳市民、19～49歳市民に配布回収
令和6年 2月5日	令和5年度第3回上尾市子ども・子育て会議 (1)第3期上尾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果(速報)
7月9日	上尾市子ども・子育て会議委嘱式及び令和6年度第1回上尾市子ども・子育て会議 (1)令和5年度上尾市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2)令和5年度上尾市子どもの貧困対策計画の進捗状況について
8月28日	令和6年度第2回上尾市子ども・子育て会議 (1)上尾市こども計画の骨子案について (2)上尾市こども計画の素案について
10月7日	令和6年度第3回上尾市子ども・子育て会議 (1)上尾市こども計画の素案について (2)上尾市こども計画に係る量の見込みと確保方策について (3)上尾市こども計画のこども向けパブリックコメントについて
11月22日	令和6年度第4回上尾市子ども・子育て会議 (1)上尾市こども計画の素案について (2)上尾市こども計画パブリックコメントについて
12月2日～ 令和7年 1月6日	パブリックコメント実施
令和7年	令和6年度第5回上尾市子ども・子育て会議
	市長への答申

2 上尾市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第31号

上尾市子ども・子育て会議条例 (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、上尾市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

2 前項に定めるもののほか、子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号及び第6号において単に「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援又は子どもの貧困対策に関し学識経験のある者
- (6) 子ども・子育て支援又は子どもの貧困対策に関する団体を代表する者
- (7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聞くことができる。
(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(上尾市保育審議会条例の廃止)

2 上尾市保育審議会条例(昭和52年上尾市条例第20号)は、廃止する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日条例第9号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 上尾市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名等	所属機関等	枠	備考
1	浦 和 三 郎	市議会議員(健康福祉常任委員会委員長)	1号	市議会
2	轟 信 一	市議会議員(健康福祉常任委員会副委員長)	1号	市議会
3	小谷野 史香	私立幼稚園保護者 令和5年度浅間台幼稚園父母の会代表	2号	保護者
4	長野 由 莉	小規模保育園保護者	2号	保護者
5	藤本 貴 子	市立保育所保護者会連合会(杉の子連合会) 涉外担当	2号	保護者
6	浅 子 工	上尾市PTA連合会 副会長 上平中学校会長	2号	保護者
7	吉田 雄 二	連合埼玉県央地域協議会 事務局次長	3号	労働者
8	糟 谷 珠 紀	上尾市小規模保育園連絡協議会	4号	従事者
9	桑原 明 子	NPO法人あげお学童クラブの会 事務局長	4号	従事者
10	本田 直 子	上尾私立保育園協会 会長 ゆうゆうくじら保育園 園長	4号	従事者
11	鈴木 玲 子	認定NPO法人彩の子ネットワーク 共同代表	4号	従事者
12	黒須 文 和	上尾市社会福祉協議会在宅福祉課 課長	4号	従事者
13	稻田 英 明	上尾市私立幼稚園認定こども園協会 会長	4号	従事者
14	田 澤 薫	聖学院大学教授 人文学部 子ども教育学科長	5号	学識
15	若原 幸範	聖学院大学准教授 政治経済学部 政治経済学科	5号	学識
16	石井 啓 雅	上尾市青少年育成連合会 副会長	6号	関係団体
17	橋本 洋 子	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会主任児童委員連絡会 代表	6号	関係団体
18	和井田 節 子	NPO法人子ども支援地域プラットフォーム 代表理事	6号	関係団体
19	猪野塚 将	埼玉県中央児童相談所 所長	7号	行政機関
20	松澤 歩	上尾市小学校長会 原市小学校 校長	7号	行政機関

4 上尾市子ども憲章

平成15年10月1日制定

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

おもいやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

5 用語解説

用語	内容
■あ行	
隘路(あいろ)	狭く険しい道。
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
子ども・子育て支援複合施設「AGECOCO(あげここ)」	保育所、つくし学園、発達支援相談センターの複合施設。複合化により保育所では低年齢児の受け入れ枠を拡大し、つくし学園・発達支援相談センターでは「気づき」から「専門的な療育」まで同一施設内で切れ目のない支援が可能となっている。
医療的ケア	日常生活及び社会生活を営むための恒常的な人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が、共に学ぶ仕組みのこと。
インターンシップ	学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。
ウェルビーイング	生涯にわたり身体的・精神的・社会的な面で幸せな状態。
SDGs	「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標。
エビデンス	「証拠」「物証」「証言」という意味。
LGBTQ	Lesbian(レズビアン):自分の心の性が女性であり、女性を好きになる人。 Gay(ゲイ):自分の心の性が男性であり、男性を好きになる人。 Bisexual(バイセクシュアル):男性・女性、両方の性を好きになる人。 Transgender(トランスジェンダー):身体の性と心の性が一致しない人。 Questioning(クエスチヨニング):自身の性のあり方を定めない・または自身の性自認が決められない人。 上記の頭文字から作られた、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称。
■か行	
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者(保育ママ)の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名(補助者ありの場合)以下。
カンファレンス	さまざまな専門性を持つ人が集まり、特定のテーマについて情報交換や議論をするための大規模な協議や会議。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園(幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設)・保育所(園)のこと。
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

用語	内容
ゲストティーチャー	学校の授業や子ども会の活動、その他の団体の活動などに招かれた一般市民のボランティア講師のこと。
合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子どもの平均数。
こども家庭センター	助産師等の資格を持つ専任のコーディネーターが、妊娠中の生活や生まれたばかりの子どものお世話のこと、子育てに関する相談に応じ、関係機関と連携しながらサポートする拠点のこと。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ協力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。 日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。
子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。
子ども・子育て支援法第61条	市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)	子どもの権利条約は、世界中のすべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約。1989年11月20日、国連総会において採択され、日本は1994年に条約を守ることを国として表明している。
コーホート変化率法	コーホートとは、同年(又は同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
コミュニティ・スクール	公立学校と保護者、地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むための制度(学校運営協議会制度)。協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が各学校に設置する。主な役割は「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」の3つ。
■さ行	
SAITAMA出会いサポートセンター	結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県の公的な結婚支援センター。
里親制度	さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。里親とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることができると認められる児童を養育することを希望するものであって、都道府県知事が適当と認める者。
サブスクリプション	月額などの一定の料金でサービスを購入できる契約形態(「定額制」)。
さわやか相談員	いじめ、不登校その他の児童生徒の心の問題に係る相談員。
次世代育成支援対策推進法	少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する时限法として「次世代育成支援対策推進法」が平成17年4月1日に施行。令和6年5月の改正により、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化を図る。

用語	内容
市政出前講座	市民が学習を希望するテーマについて、市の職員が各担当分野の内容や持っている専門的知識等を分かりやすく説明するもの。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育所(園)に対する財政支援で、市町村の確認を受けた施設に給付を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
事業所内保育事業	企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。
社会的擁護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
周産期	妊娠22週から出生後7日未満のこと。
ジュニア・リーダー	子ども会を中心に地域活動を行う子どものこと。
主任児童委員	こどもや子育てに関することなど、児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員。地域の児童福祉に関する機関の連携を図り、区域担当の児童委員の活動をサポートする。
小規模保育事業	小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。 A型 定員6～19人 保育士はすべて有資格者 B型 定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者 C型 定員6～10人 家庭的保育者が保育
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する児童の心理に関する支援に従事する者。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する児童の福祉に関する支援に従事する者。
スクールロイヤー	学校で起こる様々な問題について、法的な観点から助言を行う弁護士のこと。
■た行	
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
地域型保育	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。
デジタル・シティズンシップ教育	インターネットやインターネット上のメディアを使用する際の責任ある行動を促すことを目的とした教育。
特定教育・保育施設	市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。
特定地域型保育	市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。
■な行	
ネグレクト	幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

用語	内容
■な行	
発達支援相談センター	こどもの発達相談から障害児相談支援など総合的に行うこと目的とした専門的機関。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
避難行動要支援者	身体的な問題からスムーズな避難が難しいと思われる人々や、家族がいても昼間は一人になるなど、時間帯によって支援が必要な人。
不育症	2回以上の流死産の既往がある者。
不妊症看護認定看護師	不妊治療をしている患者が最適な自己決定ができるように情報提供したり、ケアを行ったりする資格をもった看護師。 ※2021年以降の資格取得・資格更新から「生殖看護認定看護師」へ名称変更
保育コンシェルジュ	就労等により就学前児童の保育を希望する保護者からの相談を受け、きめ細やかな情報を提供する専門の相談員。
■や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこども。上尾市では、ヤングケアラーだけでなく、18歳以上から30歳代を「若者ケアラー」として、こどもから若者までの切れ目のない支援に取組んでいる。
■ら行	
ライフステージ	人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階(ステージ)のこと。
ルームここから	上尾市在住の10代から30代までの若者が、人々との交流活動の中でさまざまな経験を重ね、少しずつ自信をつけていくことができるよう、支援者やボランティアの人と共にゆるやかに過ごす場所。
■わ行	
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう仕事と生活の双方の調和が実現された生き方。



上尾市こども計画

令和7年3月発行

発行 上尾市

編集 上尾市子ども未来部子ども支援課

住所 〒362-8501

上尾市本町三丁目1番1号

TEL 048-783-4962

FAX 048-774-5342